

令和7年6月第3回本山町議会定例会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和7年6月10日（火） 本山町議会議場

2. 応招議員

1番 吉川 裕三	2番 川村 太志	3番 永野 栄一
4番 松繁 美和	5番 白石 伸一	6番 上地 信男
7番 中山 百合	8番 大石 教政	9番 澤田 康雄
10番 岩本 誠生		

3. 不応招議員

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 松葉 早苗 主査 清岡 康隆

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 澤田 和廣	副町長 高橋 清人	教育長 大西 千之
参考事務官 大石 博史	総務課長 田岡 学	住民生活課長 前田 幸二
政策企画課長 澤田 直弘	まちづくり推進課長 田岡 明	建設課長 中西 一洋
健康福祉課長 澤田 真紀	病院事務長 佐古田 敦子	

8. 議事日程

日程第1. 一般質問

3番 永野 栄一 議員

- ・交流人口と移住対策について
- ・水道施設の耐震化について
- ・零細（家族）農業者に対する支援について

1番 吉川 裕三 議員

- ・町長の政治姿勢について問う
- ・カスタマーハラスメント対策について問う

7番 中山 百合 議員

- ・本町の文化・教育施設について
- ・人口減少対策について
- ・町内の環境整備について

2番 川村 太志 議員

- ・ふるさと納税への取組みについて
- ・人口減少に伴う労働人口の減少について
- ・地域住民と観光客が共に楽しめる遊び場の整備について

8番 大石 教政 議員

- ・町長の政治姿勢、行政報告について
- ・本町の諸課題について
- ・物価高騰対策について

4番 松繁 美和 議員

- ・環境問題について
- ・住民参加のまちづくりについて

開会 9：00

○議長（岩本誠生さん）おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したプリントのとおりであります。

~~~~~

日程第1. 一般質問

○議長（岩本誠生さん）日程第1、一般質問を行います。

事前に決定をいたしました順番に発言を許します。

3番、永野栄一さんの一般質問を許します。

○3番（永野栄一さん）3番、永野栄一、ただいまから一般質問を行いたいと思います。

今回も3問ということで、1つ目が交流人口と移住対策について、2番目が水道施設の耐震化について、最後は、零細、いわゆる家族農業者に対する支援について質問をしたいと思います。

それでは、1番目の交流人口と移住対策についてを質問をいたします。

この前の高知新聞の6月4日の記事がありますが、ふるさと住民創設ということで、地方創生ですね。政府は、6月3日、地方創生に関する有識者会議を首相官邸で開き、今後10年の指針となる基本構想案を示した。仕事や趣味などで継続的に居住地以外の地域に関わる関係人口を増やすため、自治体がこうした人をふるさと住民として登録する制度を創設。10年で1,000万人を目指す。東京圏から地方へ転入する若者の比率を倍増させ、人口の偏在解消を進めるということで、戦略を令和7年中に策定する。ふるさと住民は、観光のリピーターやふるさと納税の寄附者らがスマートフォンアプリを通じて申請、自治体が登録証を発行する仕組みを想定しているという記事がありました。

そこで、町長の今回の施策でも二地域居住についてということを推進しようとされております。

そこで、まず前提となります昨年度の交流人口と移住者はどのぐらいだったのかについて、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）おはようございます。

3番、永野議員の一般質問にお答えします。

今、人口が都市部に集中する中で、高知県においても、また本町においても、人口減少が大きな課題となっています。人口減少は、地域経済におきましても大きな影響が生じます。こうした中で、地域の活力を高めるという手段の一つとして、本山町へ訪れていただく人を増やす、いわゆる交流人口の拡大に取り組んでまいっております。

また、先ほど指摘もありましたけれども、関係人口ですね。今、汗見川地域と大阪市西区との交流など、観光以上移住未満とよく例えられますけれども、そういう関係人口の取組を進めていきたいというふうにも思っておるところでございました。なお、移住者数等につきましては、担当課長から答弁を申し上げます。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）3番、永野議員の質問に対し、町長の補足答弁を行います。

令和6年度の交流人口につきましては、町の観光施設などの入り込み者数を積み上げまして計算しております。6年度は16万8,565名と計算しております。

なお、移住者につきましては59名、うち県外が39名、県内は20名となっております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）移住者もだんだん増えてきている。それから、交流人口もある程度目標達成に近いところまで来ているんじやないかと思いますが、これらの交流人口の増大は、本町や嶺北地域を知つてもらう手段でもあります、この交流人口の増大が移住政策にもいうことを考へるわけです。

町長も先ほど、交流人口の拡大によって移住というのもちらつと言つておりましたが、改めて町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

本山町にある自然や景観などの資源を生かす。来月には開催を予定されておりますけれども、汗見川清流マラソンとか、それから、本山町が好きなので参加しましたというふうに声をかけていただきて、非常にうれしかったのでございますけれども、町なかでのイベントなど、本山町のファンを増やしていくということ、それが非常に大事だなというふうに思っています。

その延長線上で住みやすい、本山町は比較的、私はコンパクトなまちであつて、教育や福祉、医療とか交通や買物とか、そといった生活基盤から見ると比較的住みやすい、生活しやすいまちだというふうに感じておりますので、そといったことも合わせて移住につながればと考えているところでございます。

議員のご指摘のとおり、交流人口の増大が移住政策に有効であるということは同感でございます。

○議長（岩本誠生さん）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）交流人口の拡大によってファンを増やすという答弁がございました。そこで、やはり先ほどこの政府が発表されております観光のリピーターやふるさと納税の寄附者等について、いわゆる単なるネット上で知つてもらうだけではなくて、やっぱり来ていただきて、そして本山町のよさを知るということについては、やはり本山町の魅力発信というのも重要な課題になるだろうと思います。

そこで、二地域居住対策など交流人口の拡大策と、それから自然を生かすという意味で、徳島県の三好市との連携状況はどうなつてあるかについて、この2点について、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）お答えをいたします。

二地域居住の取組につきまして、本年度の具体的な取組といたしましては、モンベルアウトドアヴィレッジ本山のコテージを活用しましたモニターツアーを計画しております。滞在中には、アクティビティーを体験していただくほか、トレーニングルームを利用していただきて、またワーケーション要素も取り入れた計画をしており、そのツアーやの受入れに関する予算を6月補正予算に計上しております。

また、吉野川水系を同じに持つ三好市との連携につきまして、昨年度まではちょっと取組

のほうができておりませんけれども、今年度、土佐れいほく観光協議会において、観光ガイドの養成を行うようにしております。その中で、講師については同じ水系を持つ三好市の方を講師に招いてというところで調整をしているという話は聞いておりますので、今年度、勉強に行くことも大変重要なと思いますけれども、こういった中で連携をしていくということができるかというふうにも考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）まず、モニターツアー等の計画ですが、いわゆる時期とか、それから規模、何人ぐらいを対象に考えているのかということについてお答え願いたいと思います。

それから、二つ目の三好市との連携等ですが、観光ガイドについては分かりましたけれども、いわゆる自然ですよね。三好市の場合だったら、ジオパークをどのようにして生かしているのか等について、やはり研修等をすべきだと考えますが、担当課長、あるいは町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）申し訳ありません。ちょっと何月という資料がなかっておりまして、予定としては秋以降で計画をしております。

なお、モニターのツアーのやり方につきましては、今現在、ANAであるとか、同じ協議をしております高知県と今、人数割りとかいうのが県下で決まっておる関係もございまして、内容を含めて今、協議中でございます。

それと、ジオパークの関係につきましても、まず、確かに整備も必要だとは思いますが、先ほど言いましたようにガイド養成という部分が、つくった後も大変必要になってくると思います。今回、そういったガイド養成ということを行って、そのガイドをしていただく方に魅力発信の基礎を学んでいただくというところから始めて、比較ができるようになるという人材を育てていくという部分も大事ではないかなというふうに考えております。今年度は、こういったところで取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）三好市の連携については、本山町の人材を育てていくということですね。ある程度の目標というか、習得目標を設定してやはり研修等についても有効にやっていただきたいと思います。

それと、先ほどのモニターツアーでアウトドアアクティビティ一体験ということですが、秋以降だと、いわゆる夏のカヌーだとかラフティングの制限ができるわけですね。やはり登山ぐらいだったらあれかもしれんけれども、メニューが限られてくるので、やはり前倒しというか、それぞれの例えばカヌーだとかラフティング、それから山岳登山等を含めていろいろなメニューがある中で、そのメニューごとにやはりアウトドアアクティビティ一体験

というのを組むほうが私は有効じゃないかと。秋以降だと、やはりどうしてもメニューが限られるということで、その辺の研究余地があるんじゃないかと思いますが、担当課としてはどう考えておられるんでしょうか。お聞きします。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）確かにモニターを組むんであれば、夏場の一番ラフティングであるとか、そういったところをやっていただきたいという気持ちもございますが、今回のツアーにつきましては、ちょっと長期の宿泊の滞在型、その中で仕事もできる環境がある、自然もちゃんとしたところがあるというようなところでモニターツアーを計画しております。アクティビティについては、先ほど言いましたトレッキングのほうで計画をしております。

先ほど言いました複数日コテージを貸し切るとなると、なかなか夏場の繁忙期では押さえることがちょっと難しいということもありまして、今回につきましては、そういったメニューで構成をしております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）例えば宿泊等については、どうしてもモンベルということではなくて、各地域の集会所の開放要請だとかすれば、意外と宿泊のキャパシティーは持てるんじゃないか。それとか民泊ですよね。そういったことも考えた上でやっていくのが、やはり有効なアウトドアアクティビティ体験の手段じゃないかと思いますが、その辺はあくまでもモンベルでの宿泊という計画なんでしょうか。再度お尋ねします。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）やり方については、そういったやり方があるというのは承知しておりますが、今回についてはモニターということで、今回体験していただいたことを聞き取りをして、次に生かすということも含めてのツアーになっております。したがって、今回はモンベルを中心に考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）次の次ですね。3番目のところとも関与するわけですけれども、やはりこれから、今回の場合は予算の関係だとか、今年度から始めるということで仕方ないかもりませんけれども、あくまでも例えば棚田の稲刈りだとか、そういった農業体験も含めて、やはり本山町の魅力というか、天空の郷米はこういうところで作られているというようなことも含めて、やはりこういった体験というか、交流人口の拡大には努めるべきじゃないかと思いますが、今後の計画等を含めて所見を答弁願います。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）今年度は、モンベルということで計画をしておりますけれども、今回来ていただいた方の聞き取りなんかをして、例えばこういった、先ほど議員がお

つしやったように稻刈り体験とか、そういったことがというような意見も聞きながら、次年度は計画をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）よりよい事業にするために、やはり前へ前へと積極的な事業計画にしていただきたいと思います。

それでは、次、2問目いきたいと思います。よろしいですか。

（「はい」の声あり）2問目は、水道施設の耐震化ということです。

これも今回やはり6月7日の高知新聞、国土強靭化5年、20兆円強ということで、インフラ老朽化対策重点ということで記事が載っておりました。政府は6日、災害に強い国づくりを進める国土強靭化の次期計画を閣議決定したと。対象期間は2026年から30年度の5年間でということです。

こういったことは、いわゆる断水が長期化した能登半島地震でのインフラの老朽化対策が必要じゃないかということで、こういったことが述べられております。その中で、避難所環境の改善など地域の防災力強化は1兆8,000億円として、避難所となる学校へのエアコン設置などに取り組むというような記事がありました。

それに先立って、令和6年9月24日に都道府県の水道行政担当部長等に国土交通省大臣官房だとか、水道事業課長から出された文書の上下水道耐震化計画の策定についてというのが令和6年9月24日に発行されております。

そこで、これに基づく本山町上下水道耐震化計画の計画概要及び状況をお伺いしたいと思います。私は事前に資料をもらっていますけれども、住民の方だとか、ほかの方は分かっておられない方もおられると思いますので、取りあえず概要でいいですので、説明を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん）永野議員の本山町上下水道耐震化計画の概要と状況についてご説明をさせていただきます。

今回、上下水道耐震化計画は、令和6年能登半島地震を踏まえた上下水道システムの急所施設、この場合の施設というのが、機能を失えば水道システム全体が機能を失う最重要施設のこと、取水施設、導入施設、浄水施設、送水施設などが当たります。これの耐震化が未実施であったことにより復旧が遅れたということを受けて、先ほど永野議員が言われたように耐震化計画を策定するという流れになっております。この場合、本山町において重要施設であるとされているのが町の病院、福祉避難所、防災拠点である警察、消防、役場庁舎などを接続する水道管の管路の耐震化を計画的、重要的に進めたために作成したものとなっております。

計画の期間は、国のはうから5年程度ということで5年間として、令和7年4月から令和12年3月までの期間となっているものです。計画策定の期間、先ほど経過として永野議員から話がありましたが、9月24日に国のはうから話があり、県の説明を受け、期間のない

中での策定となり、1月末までの策定となっておりまして、その中でも重要とされる本山配水区についての策定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）そこで、今回出された文書では、簡易水道事業者に出されているわけですけれども、避難所等の重要施設に接続する上下水管路等ですよね。だから、防災計画で出されている避難所なんですが、今回事前に頂いた資料では、本山簡易水道の1か所だけがその対象になっています。

そこで、まず、なぜ対象施設がこの1か所だけだったのか、あるいは避難所が本山町役場、本山町立国保嶺北病院、1区コミュニティーセンター、2区コミュニティーセンター、3区コミュニティーセンター、4区コミュニティーセンター、福祉センター、吉野公民館、寺家公民館となっています。導水管についても取水施設から浄化場ということなんですが、いわゆる上関簡易水道下にある防災計画に定められている避難所等、あるいはしやくなげ荘とか衛生センターもあるわけですけれども、こういったところは急所施設としてなぜ指定されなかったのかについて説明を求めるといいます。

○議長（岩本誠生さん）中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん）永野議員のご質問にお答えします。

計画の策定依頼が国のほうから令和6年9月末にありました。策定業務を進めていきましたが、期限が令和7年1月末と期間が短く、まず病院、警察、消防等がある本山配水区を作成したものです。対象施設は1か所、避難所等の重要施設が9か所としたものとなっています。

ご質問の中でありましたが、いわゆる地域防災計画で位置づけられている指定避難所については、12か所あるというのは当然存じております。その中でも本山配水区については、急所施設があるということで、導入、浄水、送水、配水施設は耐震化ができておりますが、給水施設、ポンプ所については耐震が必要となっています。また、重要施設の配水管の耐震化適合率としては100%になっているところです。

質問の中にありました上関配水区になる避難所、衛生センターなどは重要施設ではないのかというようなご質問がありましたら、当然そのように思っておりません。順次計画を配水地ごとに計画を進めていくところでございます。まずは最初、期間が短い中で、まずその中でも重要とされる配水区について作成したものとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）この高知新聞の記事にもありますように5年間、来年2026年から5年間ですよね。こういうこともあります。だから、取りあえず急だったのでということなんですが、基本的には、いたら上関給水区のところで耐震化されていなくて、施設が止まれば長期飲料水が飲めない。いわゆる給水、水道については命の水なので、やはり

町は簡易水道事業者として、やはり責任を持って確保しないといけない事業なわけなので、ぜひ早く手をつけて、どういうところが急所施設なのか、送管とかいうところも含めて、やはりもう一回見直して計画を立てていただきたいと思います。

そこで、本山町議会の基本条例では、5か年以上の計画は事前説明を求めていました。今回の令和11年度までの耐震化目標、工事計画、それから上関簡易水道も含めた形で組み入れた形で取り入れて、議会に説明すべきだと思いますが、町執行部はどのように考えているか答弁願いたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）副町長。

○副町長（高橋清人さん）永野議員の質問にお答えをいたします。

議会での議決が必要なものは、地方自治法96条第1項におきまして、条例の制定、改廃や予算を定めること、決算を認定することなどが定められております。また、同条第2項におきまして、普通公共団体は、条例により議会の議決すべきものを定めることができるというふうにされております。

本町では、議決事項として、議会基本条例第8条において総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想に係る基本計画、または政策及び施策の基本的な方向を定める計画が議決事項というふうになっております。今回の水道耐震化計画につきましては、町といたしましては、地域の特徴を伸ばし、独自性を出していくような計画ではなく、当然耐震化されていない水道施設の急所施設と言われる取水施設などの大事な部分についての順次耐震化を進めていくことでありまして、本町の総合的な計画、基本構想に係る基本的な計画には該当しないという判断をさせていただきました。

また、条例のただし書で特定の地域を対象とする計画を除くというふうに規定をされていることから、議案提案をしなかったわけであります。

しかし、丁寧な説明を尽くすことから言えば、常任委員会であるとか、議会全員協議会などで説明をする機会もあったのではないかというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）それで、先ほども言いましたように、もう少し具体的な計画、いわゆる5年間計画で工事工程だと全部含めた形で、やはり説明をする意思があるかないかについて今、答弁の求めたわけですけれども、今後の説明と実施するのかしないのかについて再度答弁を求めてみたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）お答えいたします。

今回のこの水道の耐震化計画につきましては、先ほど建設課長のほうから答弁もありましたように、大変計画策定期間が短いというような状況の中で、やはり福祉避難所でありますとか、嶺北中央病院のある、そういう大変重要な位置にあります本山配水区のほうを先に計画したところであります。

今後におきましては、上関、大石、吉延、高角、古田につきましても、順次耐震化計画のほうを策定していかなければならないというふうに考えておりまして、その計画ができましたときには、また議員の皆様にも説明をしていきたいなというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）できるだけ早い時期に説明をしていただきたいと思います。

それでは、次。

○議長（岩本誠生さん）次へ進んでください。

○3番（永野栄一さん）3項目めですが、零細といつても例えば田んぼでいえば3反前後ぐらいですか、家族農業、家族でできるような小規模な農業者支援はどうなっているかということについて質問をしたいと思います。

保全とか何かについては、直接支払だとか多面事業とかありますが、いわゆるこの前のまちづくり推進課から出ております農業関係の補助事業の記事がありました。それで、（1）のところに農業用機械修繕支援ということで、令和7年4月から令和8年3月31日までの間に修繕を行った機械2台分の修繕費用、税抜きの2分の1以内を補助ということで、申請期限が令和8年3月31日というような記事がありました。これを見たら、そのままちょっと一步進んだかなと思うんですけれども、この事業について以前に質問をしたときには、経済活動、50万以上の売買というか、売上げがないと基準の対象にならないという答弁をいただきました。まず、そこを先にお伺いをしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）3番、永野栄一議員のご質問に対しまして、答弁をいたします。

本町では、先ほど議員のほうからもご紹介がありましたが、本山町営農継続総合支援事業を令和4年度に事業化いたしまして、農業用機械修繕や花卉園芸、継続支援に補助金を拠出して農家支援を進めておりますが、補助対象者は一定規模以上の農業経営体、これは国のほうから示されております農林業センサスの分類を参考としておりますが、その基準を設けまして対応させていただいております。

その理由といたしましては、農産物の生産によって生計を立てる農家の経営を支援する、また、それによって営農の継続を支えていくというような事業目的、その趣旨から一定の線引きを行っているところであります。

よって、議員ご指摘のとおり、主に家庭菜園や自給的農業に取り組んでおられる小規模農業者の方につきましては、現状、補助の対象外ということになっております。

以上、答弁といたします。

○議長（岩本誠生さん）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）いわゆる家族農業者というか、土日、例えば役場に勤めている人が、土日とか就業後やるとか、手のすいたときにやっていく、本当に1ヘクタールもないような感じの農業ですよね。1ヘクタール以上になると、かなり本格的になるかも分かりませんけ

れども、通常の場合は、3反とか4反とかそんな規模だと思います。

それで、今、新聞等でにぎわせております米の高騰ということありますけれども、30キロでも供出するときには、多分1万から1万2,000ぐらいの間までじゃないかと思いますが、そうすると食いぶちも入れると、例えば50万円やつたら70俵ぐらい取らないと、いわゆる50万は売上げにならないですね。12万として40俵以上取らないと50万にならないわけですから。

けれども、実際に棚田だとか山間部、大石とか吉延、あるいは北山東なんかもそうですけれども、山の奥のほうとかいうところは、そんなに大きな田んぼはなくて、家族でやっているようなところは、恐らく5反以内ぐらいの規模じゃないかと思います。そうすると実際に言うと、この修繕費も該当にならない可能性が高い。よっぽど収益性が高い農業をしていれば別ですけれども、対象にならないんじゃないかと思います。

それから、こういった小さな棚田と田畠でいろんな米とか、それから野菜を耕作するに当たっても、やはり少なくとも耕運機かトラクターとかやはり必要です。手で掘れというのも、耕うんせいというのもなかなか大変なもので、それは持続しないと。先ほど言いましたように兼業農家が多いわけですから、とてもじゃないけれども、やはりそういった農機具がないと耕作できない。そうすると、放棄せざるを得ないというような問題が出てくると思います。

農業公社に委託をするにしても、やはり最低でも5,000以上、それからトラクターとか軽トラが入るぐらいの便利なところじゃないとやってくれないし、現在、担い手が少ないということで、なかなかそういった1反とか何かあったとしても、なかなか農業公社等の担い手が耕作をやっていただけないという実情があります。

そこで、こういったことについて、小規模田畠を管理、耕作する担い手も少ない現状を考えて、不耕作地が増加すると自分では感じているんですけども、町長としては、こういった兼業農業者ですよね、いわゆる大規模な担い手農業者だと認定農業者については、国の方から、先ほど言いましたように経済活動ができているある一定以上の規模の経営については、いろんな補助が来ていますけれども、こういった小規模のところは意外とないというのがありますが、こういったことが私は不耕作地が増えていく原因にもなっているんじゃないかと思いますが、町長のお考えはどうかお伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

先ほど担当課長のほうから答弁しましたとおり、この営農支援という形が、本町ではあまり弱いんじゃないかというようなことがありますて、令和5年度でしたか、営農支援の総合補助金ということで制度化してきたところでございます。一定やはり事業ですので、補助対象について限定することは、これはやむを得ないと。家庭菜園とか兼業での自給用の栽培とかいうことについてまで、補助制度をつくるべきじゃないかというご指摘だろうと思いますけれども、現状では今のところ、そこまでには至っていないというところでございます。逆に、やはり多面的な機能の発揮とか、中山間の直接支払とか、そういったことなんかも集

落として活用はしていただきたいというふうに思います。

それと、やっぱり耕作ができなくなっている大きな要因の一つが鳥獣害被害ですね。これが非常に強くて、自家用で栽培していても自分の口に入らないと。そういう被害を受けているということ、これが非常に深刻だということも聞いておりますので、今後いろんな形でこの鳥獣害被害に対応することも、いろんな農村RMOなんかでもいろいろな意見もいただきましたけれども、そういった対応、そういうことをしながら耕作放棄地がないように進めていきたいというふうに思っております。

集約しての農業で進める中でも、やはり耕作の条件が不利なところは、やはりなかなかそこまで農業公社も含めて手が回っていなくて、見直しもかけなくちゃ作業量が多いだけでなかなか収益に上がらないというようなこともございますので、そういった見直しも正直なところかけてきております。そういうところもございますけれども、営農継続支援ということにおいては、やはり一定の補助対象者としてのラインは引かざるを得ないというふうに私は考えております。

○議長（岩本誠生さん）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）そうすると、いわゆる棚田と例えれば有害鳥獣が出てくる山際みたいなところは、基本的に面積が小さいところが多いです。だから、そういうところはもう不耕作地としてやっても致し方ないという考え方を受け取ったんですけども、私はそうじゃない。そこを守る意思がある人に対して支援をするのが、やはり重要なこと。そのところをどんどん人里のほうに、有害鳥獣がそういうところがなくなると、大きな田とか市街地のほうに有害鳥獣がどんどん広がっていくんじゃないかと逆に思うわけです。

本当に今やっている補助金制度のお金の取ってくるところが、いわゆる経済活動という項目があるかもしれません、本当にほかの面で考えて、そういった小規模、トラクターの購入だとか修繕費に使えるような事業というのは本当ですか。再度そこをお伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）答弁をさせていただきます。

小規模農家に対します補助についてということで議員よりご指摘もありましたが、地域の農地を守る受皿としまして、小規模な農業者ほうでも守っていただいているというのが現状でございます。ところでありますので、それに対する農業機械等の維持管理等の負担があるというのは、議員のご指摘のとおりと考えているところであります。

なお、現状は少ない町の財源を有効活用するという観点から、費用対効果を見て、現在の補助制度の線引きとさせていただいております。

なお、この小規模農家の営農を守る問題点に対しましては、これまでも集落営農の推進という形でありますとか、中山間地域の直接支払制度の中での交付金を活用して、その中で共同利用の機械の購入でありますとか、共同の利用化というのも推進をしてきたところであります。

また、農業公社や地域のほうでも作業オペレーターのほうを育成しておりますので、そういうところに機械作業を委託してもらうということも、そういう形で地域の農地を守るということで、何とか農業機械、機械への投資はなかなか難しいと思いますので、先ほど言ったような集落営農等の仕組みを使って、何とか農地を守っていくということを町としても推奨しておるところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（岩本誠生さん）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）吉延なんかでは、集落営農である程度カバーされていると思いますが、全町的なあれではないような気がします。

それで台数が限られる中でそういうことをやる、あるいは担い手が少なくなってきた段階で、果たして集落営農もどれぐらい続くかちょっと心配されるところです。私が言いたいのは、面積が小さくても先代からもらった土地だから、自分たちが守るんだという各個人の兼業農家者というか、赤字でも仕方ないというような感じでやっておられる人が、やはりトラクターがなければもうやっていけん、あるいはせっかく土地があって子どもが帰ってくるのに、そういうトラクターも構えてやれない。それから、修理費も全部負担ということになると、先ほど言ったように米の値段は上がっているようすけれども、引取りというか、現在の政府の方針では古古古古米か、古が三つか四つぐらいあるようなものとか、県外米を入れてということを実行されようとしています。そうなると、やはり農家者から今度は供出するときには値段が下がると、よっぽど政府の補助がない限りは引取り価格が低くなると。現在よりひょっとしたら低くなる可能性もあるというような不安もあります。

その中で肥料の値段が上がる、農機具の値段が上がる、あるいは修理費も上がる、人件費も上がるというようなことがあります。そうなると、やはり本当は守りたいのに自分の土地が守れない。そうすることによって、本山町全体の耕作地はどんどんなくなっていくということを危惧するわけです。

政府のどう探してもそういうものがないというのであれば、ふるさと納税で小面積耕作者の農機具購入や修繕支援に活用する方法があるのではないかと。いわゆるこういった農業施策、本山町ではいわゆる棚田を守っていく。あるいは水田保全ということで守っていく、こういう政策をつくるということで、ふるさと納税での資金を確保して、そういう農機具購入とか修繕費支援等に回すこともあるのではないかと思いますが、この件について執行部はどうに考えているか、答弁願いたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）先ほど、小規模、小面積の農地については、もう切り捨てるのかということを言われましたけれども、私はそういう答弁をしたつもりはなくて、集約化するときには、なかなか条件不利なところは集約化が厳しい。例えば農業公社で今いろいろと受託して事業をやっていますけれども、そういうときになかなか厳しいものがあるというふうなことをお答えしたわけで、決して小面積だから、それはもう切り捨てるのかとか、とても

じゃないですけれども、そういう考え方を持ってはおりません。それは誤解のないようにお願いをしたいと思います。

そういう中で、今の集落営農継続支援の補助金につきましては、3反以上で農業経営として経営されている農家に対しての修繕費の補助とか、認定農業者に対する機械購入の補助とか、それから花卉の苗とか、今年度は堆肥センターを整備しましたので、そういうたった堆肥の活用についても支援していこうということで支援をしてまいっております。

ふるさと納税で小面積耕作者の農機具購入、修繕費用に活用すべきじゃないかというご指摘でございましたけれども、この小面積につきましては、先ほどもお答えしましたけれども、中山間直接支払制度とか、いろんなそういう集落での活動の中で、そういう制度もあるということがありますけれども、ここで検討しますと言ったら、その制度を作るのかということになっちゃいますので、行政言葉になりますので、そこは曖昧にしてはいけないと思いますけれども、こういった農地を守る方法については、小面積だけじゃなくて農地を守るということでの制度については、今後も検討はしてまいりたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）いわゆる農機具としてのトラクターなんかでも3桁、300万とか400万するわけです。修理なんかでも、実際ちょっと直しても10万近くかかるわけですよ。そういうところで農機具がないと、なかなか百姓はできない。だから全部をやってくれなくても、補助をやっぱり何らかのやる気のある小規模農業者に対して、やはり支援を私はするべきだと思いますが、ちょっと引いた答弁だったので、そういうたいかに小規模農業者、いわゆる棚田で持っているようなところについて、どのようにするのかということについては、町内でやっぱり検討していくべきじゃないかと思いますが、町長、絶対やるとかやらんとかじやなくて、支援についてどういうふうなスタンスで町行政としては不耕作地にならないように守っていくかということについて検討すべきじゃないかと思いますが、町長、再度答弁願いたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）不耕作地を増やさないということについては、いろんな面で先ほども鳥獣害被害の話もしましたけれども、検討はしてまいりたいというふうに思います。レンタルとかいう農機具もありますし、農業公社においての受託事業とかこともありますけれども、3反未満、例えば1反で300万の農機具を本当に買うのかどうかということについては、これは現実的ではない部分があるんじゃないかなというふうに思います。やはりそういうたった受託とか、それからレンタルとか、そういうたった方法なんかも考えていかなければいけないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

耕作放棄地をなくすために、それから先祖から受け継いだ田んぼを守っていくためにそれほど大きな投資をすると、今は農業では投資する費用が大きくて経営が厳しくなってくるというようなこともありますので、そこは少しいろんな制度を利用して農地を守っていただくということ。当然町のほうも、そういうたった耕作放棄地をなくすための方策がないかと

ということについては、これは引き続き検討はしてまいります。

○議長（岩本誠生さん）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）小規模といつても1反だけじゃなくて、いろいろそれはあるわけで、先ほど言いましたように50万といったら、少なくとも4反か5反ぐらいないと確保できない金額なので、それとレンタルとかいってもちょうど忙しいときに借りられないわけですよ。だから兼業農業者というのは、自分がすいているときじゃないとできないし、それから今は農機具代も高くなつた。それから、人件費も高くなつて、例えば農業公社に田植だとか、それから稻刈りとかいろいろ頼んでも高くなっているわけですよ。そうすると、やはり従動のあるできるだけ修理しながら、あるいはもうどうしても修理できなかつたら、町長は1反と言いましたけれども、4反、5反あるような人たちは、やはり自分が田んぼだけじゃなくていろんなところで使えるわけですから、トラクターを使っていくというふうな事情が多々あると思います。こういった吉延の議会と住民との意見交換会でも出ていましたので、切実な思いがあると思います。ぜひ突っぱねた答弁じゃなくて、もう少し温かい気持ちで町政を動かしていただきたいなと思うんですけれども、すみません、再度答弁を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）もう全然突っぱねておりませんので、ただどこかで線引きしないと財政的な面もありますし、そういうことはありますけれども、今、本町では3反をめどにしておりまつので、4反、5反ある方、私も今、自分でよう作つておりませんけれども、3反ぐらい、これはもう当然トラクターなしに耕すことはできないというのはよく分かりますし、それから、全てをそしたらコンバインとか田植機とか全部そろえていくのかということになると、非常にその投資は厳しくなつてくるということになりますので、そういったことでの受託事業とか、そういったことなんかも活用していただきたいというふうに思いますし、やはりそういった自家菜園といいますか、自家用については、私はもう今、鳥獣害被害が本当に深刻だというふうに思つてはいますので、これを何とか解決する方法はないのかということについては、これは担当課と一生懸命協議して、施策も進めているところです。生産意欲をなくしてしまいますので、これは何とか非常に難しい課題がございますけれども、全国のいろんな先行事例なんかも参考にしながら、鳥獣害被害についての対応もしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（岩本誠生さん）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）すみません。最後に、農機具と修繕だけと言いましたけれども、先ほどレンタルという話も出ました。例えばレンタル料の補助だとかいうことも一つの方法だと思います。そういったことを含めて、やっぱり農業施策等についてどのように支援をしていくか。いわゆるこぼれた、政府がやっている大規模農業というか、少なくともある一定規模以上の施策対象者からこぼれた、こぼれているわね、補助をもらえないんだから。同じように耕作していくともらえないわけだから。そういったところをすくい上げるやっぱり

町政にしていただきたいと思います。

以上で質問を終わりたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）答弁あるようですがけれども、ちょっと待ってください。

澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）もう永野議員のご指摘を重く受け止めて、今後対応してまいりたいと思います。

なお、まちづくり推進課から補助事業のお知らせということで、先ほど見られたものと同じだろうと思いますけれども、面積3反というのは、経営耕地面積30アールというふうに出ておりますけれども、いろんな条件がございますので、露地野菜の作付面積だったら15アールとか、施設野菜栽培面積は350平方メートルと。果樹であれば10アールとか、いろいろと条件がついておりますし、1年間の農産物の販売が50万以上という条件もついておりますけれども、こういったお知らせなんかも見ていただいて、これは全戸配布をしておりますので、こういったものも検討課題にしていただいて、制度を活用していただければというふうに思います。

なお、繰り返しになりますけれども、今後検討はしてまいります。

○議長（岩本誠生さん）これをもって、3番、永野栄一さんの一般質問を終わります。

一般質問を続けます。

~~~~~

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さんの一般質問を許します。

1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）議長のお許しを得ましたので、1番、吉川裕三、一般質問に入ります。

3月定例会におきまして、同僚議員の一般質問の中において、住宅政策について言及がございました。しかしながら、その際の答弁では、住宅政策について十分に答弁したとは言えないのではないかと感じました。

改めてお尋ねいたします。

令和6年度の施政方針の中で町長は、老朽化した公営住宅の建て替えや移住促進の観点から、住宅建設の必要性は認識しており、建設戸数は別として新たな公営住宅の建設を行いたいという旨の発言をなされております。では、現状、本町の住宅は十分に充足しているかどうかについて、1点目お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）1番、吉川議員の一般質問についてお答えをいたします。

先ほど、6年度の施政方針の中での言葉を引用されましたので、それも踏まえまして答弁させていただきたいと思います。

私も町長就任以来、更新住宅事業のことにつきましては、何とか解決を図りたいということでおいろいろと考えてまいりました。その中で更新住宅は、特別委員会でもご指摘があつたとおり、取壊しまで事業が完了するということがございます。そういう中で、この施政方針の中で更新住宅事業の完了に向けて、この手段として、これは確かに住宅政策の一環でございますけれども、老朽化した公営住宅の建て替えや移住促進の観点から、住宅建設の必要性は認識しており、建設戸数は別としても、新たな公営住宅を建設することでこの事業の解決をしていきたいというふうに発言をしたものでございます。

今、ご質問の中で現状、本町の住宅は十分に充足しているのかということのご質問がございましたけれども、この間、私も本山町で生活したいけれども、なかなか適当な住宅がないというお話しもお聞きをしてまいりました。そういうこともございますので、なかなか本町の住宅が充足しているという状況ではないだろうというふうに私も思います。

戸数について、それならいくらなのかということについては、なかなか今後いろんな計画策定の中でも考えていかなくてはならないこともありますけれども、全て公営住宅で賄うということはなかなか困難でございますので、本年度は中間管理住宅の整備を進めようとしておりますけれども、また空き家の活用についても調査を行うということで進めておりまして、そういういろいろな形での住宅政策を進めて住宅の確保を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）現在、本町の公営住宅は、たしか200戸以上あったと認識しておりますが、しかしながら、非常に本町の特質上、官公庁かつての営林署等からの払下げ住宅が多いということで、新しく水回りがきちんとした住宅というのは極端に少なくなっているというふうに認識しておりますが、その点いかがかお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）執行部答弁。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）吉川議員のご質問にお答えいたします。

この議会でも何度か町有の住宅等についてのご質問があり、お答えもしてきたところですけれども、本町が管理している公営住宅等ですけれども、196戸あります。現在提供や募集をしているのは、そのうち130戸であります。

議員ご指摘のとおり過去の官公庁の払下げを受けた住宅等は、かなり老朽をしているのは事実でございまして、修繕も重ねながら必要な環境整備も整えながら提供しておるというところでございます。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）ありがとうございます。

一般的にでございますが、地方自治体における住宅政策というのは、四つの観点から指針とか検討がされることがあるかと思います。

一つ目が、まず空き家対策であると。老朽した空き家の解体とか利活用を促進して、地域

の安全性や景観を守っていくと。

二つ目が移住・定住促進ということで、若者や子育て世帯の移住を支援するための住宅支援策を導入すると。

それで、三つ目が高齢者対応住宅の整備ということで、高齢化社会に対応したバリアフリー住宅やサービスつきの高齢者向けの住宅の整備をすると。

それと、四つ目が災害に強い住宅造りということで、地震や台風などの自然災害に備えた耐震耐風性の高い住宅を整備し、促進するということでございます。その中でも、特に本町では今後的人口減を見据えまして、移住・定住促進に向けた新たな住宅政策が必要と考えますが、この四つの項目と合わせて、町長のお考えについてご所見をお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

まず、空き家対策のところでございますけれども、この空き家対策につきましては、今後中間管理住宅として活用させていただけるものについては活用していきたいし、また、今、空き家をどういうふうに所有者の方がお考えなのかということについても、本年度いろんなデータを活用して、空き家の調査を実施するということにしております。

それから、もう一つ非常に大事なのが、先ほどお話にありました地域の安全性や景観という問題でありましたら、いわゆる空家等対策特別措置法に特定空家の問題でございます。本町においても、やはりそういった課題がございます。所有者を調査して、その持ち主への働きかけも行っておるところでございますけれども、なかなか解決に至っていない家屋もあるというふうに思います。

空き家対策というのは、活用できるもの、それから場合によっては、そういった危険性があるものについては、取壊しをしていただきたいというのも個人の資産でございますので、課題もございますけれども、そういうことがあろうかというふうに思います。

移住・定住住宅につきましては、ご指摘のとおりだというふうに思います。本年度、若者や子育て世帯の移住を支援するためということで、新築リフォーム促進事業というものを人口減少対策総合交付金の中でも制度化をしておりますけれども、そういった制度なんかも活用して、活用につなげていきたいというふうに思っておりますし、やはりその住宅を確保していくということにつきましては、ちょっと重なってしまって申し訳ないですけれども、中間管理住宅とか空き家活用の中でも、住宅確保にも努めていきたいと。住宅の確保は、本町は重要な課題というふうに認識をしております。

例を挙げられておられますので、高齢者対応住宅の整備、これも非常に大事だというふうに思います。本町1か所ありますけれども、当然バリアフリーにしたものとか、やはりそれから病院に近いとか、いろんなこと、災害、大雨の時とか安否確認なんかも本町でもしておりますけれども、心配もいきます。

ただ、お住まいされている方は、自分の生まれ育ったところだから、ここを離れたくないというようなお話をされる方もおりますけれども、やはり今後そういった高齢者対応住宅、

このニーズは出てくるんじゃないかというふうに思いますので、これは検討していかなければならぬ課題の一つだというふうに思います。

それから、災害に強い住宅造りということでご質問いただきました。

これは本当に南海トラフ地震なんかを踏まえて、住宅の耐震化とか、そういったことを積極的に進めていかなくてはならないというふうに思っております。あわせて、移住・定住促進に向けた住宅の必要性、これはもう吉川議員と私は同感です。極めて重要だと捉えておりますので、住宅確保については、取組を積極的に進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（岩本誠生さん） 1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん） ありがとうございます。

町長は、本町の公営住宅の供給が十分に充足した状態ではないと。その一環として中間管理住宅を本年度建てるということは、既に申されたとおりです。

ただ、この中間管理住宅は、本年の目標は3戸ということでございます。じゃ、本町において、公営住宅の供給、住宅の供給がいかほど不足しているのか。じゃ、その指標をどこに置くのかということが一つの問題になるかと思います。

そこで、一つ見られる指標としましては、昼間の人口と夜間の人口という人口の差ということがございます。以前、町長も言われたように本町は現在、夜間の人口、常住人口と昼間人口ということで、昼間の人口のほうが多いと。なぜならばというと、町外から本町に通ってくる人のほうが町内から町外に通勤で通う人より多い状況であると。どうしてそういうふうなことになるかという、この昼間の人口の多い理由というのは、昼間の人口が多い地域はオフィスとか学校とか大勢の人が通勤、通学で通ってくる地域と。夜間の人口の多い地域は主に住宅地、ベッドタウンであるというふうなことが考えられます。

では、本町はどれだけ昼間の人口と夜間の人口が違うかということが一つのここにデータがございます。令和2年、2020年の国勢調査によりますと、夜間常住人口が本山町3,261名、昼間の人口が3,394名、昼間と夜の人口差が133名ということで、昼夜間人口比率が104.1%、これが2020年の場合は、夜のほうの人口が多いということで、2020年段階では、本山町から町外に昼間通勤をされる人のほうが多かったということでございます。すみません。言い間違えました。令和2年は、昼間のほうの人口が多いんですね。昼間人口3,394で、夜のほうが3,261名ですので、昼間の人口のほうが133名多いという状況です。それが平成22年、2010年の調査は、夜間の人口が4,103名、昼間の人口が3,986名で、昼間と夜の人口のほうが夜間のほうが117名多いという状況でございます。

10年の間に本山町は、昼間の人口と夜間の人口では昼間の人口のほうが多くなったと。この10年の間に何があったかということで、ずっとこれ調べました。直近の広報もとやまに、本山町制施行115年の歩みの中に何か記述がないかということですと調べましたが、特段ございませんでした。

調べてみると、これ僕は載せるべきではなかったかと思いますが、2017年、平成29年4月に総合福祉ゾーン天空の里が開設されてございます。これによって、この施設ができたことによって、町外から本山町に当然施設ができたら、夜間の人口でずっと常駐する人口の方は入所されています。しかし、それ以上に通勤される人のほうが増えたと。ですから、2007年の天空の里が開所した時点で、本山町は町外から通ってくる人のほうが多かつた。なぜかというと、本山町内に住む住宅が不足していたんじゃないかと、このときから。ですから、やはり見るべき指標は本年も国勢調査がございますが、昼間と夜の人口で、常に本山町のようなところは夜間の人口が多くなければならない地域であると。それが昼間の人口が多いということは、供給する住宅が不足しているということではないかと私考えますが、その点を踏まえまして、町長のご所見はいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

2010年と2020年の話については、そういった背景があるんだろうなというの私はもう思います。

これは本山町の地域公共交通計画の中でちょっと調べたものでございますけれども、これも同じものでございますけれども、2020年の国勢調査の結果で、通勤として本山町から通勤、通学流出ということで通勤している方が450人、それから通学が30人、本山町外へ出られている方。それから、本山町へ通勤、通学、嶺北高校もございますので、通勤が559、それから通学が54というふうになっております。通学は少しちょと土佐町等から通学されている方がおりますので、見方をちょっと変えにやいかんと思いますが、通勤については約110人ぐらいの差があつて、昼間人口が多いということでございます。

多くは高知市や南国市、それから近隣では大豊町とか土佐町からの通勤の方もおられますが、この数字だけ見ますと土佐町から224人、大豊町から75人ということになります。高知市から145人、南国市から55人ということで、そういった昼間人口、通勤の方がいます。やはり官公庁が本山町に所在が大きいということもございますし、それから学校の教職員の方の通勤もあるのかなというふうに思います。それから、本町でいえば嶺北中央病院なんかでも町外からの通勤の方もおられます。

そういったところで、もし住宅が確保できれば本山町で生活をしてという、そのニーズ調査までができないないというところはございますけれども、やはりそういった通勤者、本山町は比較的、逆に高知市へ通勤されている方、南国市へ通勤されている方、当然土佐町、大豊へも、土佐町なんかはほとんど差がございませんけれども、通勤されている方がございます。

本山町は、先ほど答弁もしましたけれども、割とコンパクトなまちで生活はしやすいところですので、この昼間人口と夜間人口の差、これを何とか逆転できないかということを考えてもおります。そういう中でやはり住宅が少ないというご指摘は、この間受けてきましたので、やはり住宅確保することによって、この昼間人口と夜間の人口について、その関係性を

変化していきたいということを考えているところでございます。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）先ほど町長が言われたように、本山町は住むのにはコンパクトで暮らしやすいまちであると。そのとおりだと思います。ですから、わざわざ町外から本山町へ来るのではなく、やっぱり職場と住居が近い職住近接というのが一番だと思いますので、この昼間と夜間の人口差の5%から10%程度の住宅を確保して、この昼夜間の人口差を埋めると。ですから、次の次の国勢調査、2030年のときには、本山町は夜間の人口が多いというふうにやはり目標を立てて、住宅政策の一環として私はやっていくべきではないかと思います。

ですから、天空の里ができた2017年を境に昼間の人口のほうが多くなったと。先ほど町長が言われたように、学校、県の出先機関はそれ以前からあったんですから、この10年の昼間人口、夜間の人口の差の要因は、この介護施設で働いている人がほとんど町外から通っているという、もう明らかな現実があると。それに隣接する例えば社会福祉協議会の職員はどうなんだろう。本山町の出先機関、この間どうなんだろうというと、ほとんどの方が町外から通っているということでございます。

ですから、やはり町内に住んで本山町に住居を置いて住民税を納めてもらうと。私やはり大事なのは、働く中間層の方をやはり多く受け入れると。そうすることによって、やはり夫婦、お子さん、小学校に通う子どもたちがいるというふうなことが今、この本山町の将来を見据えて一番大切なことだと思いますが、その点について再度お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）議員ご指摘のとおり同感でございます。職住近接という言葉、私、承知しておりませんでした。非常に大事な考え方だろうと思いますし、議員ご指摘のとおり私も同感でございます。

何とかそういう意味で、この本山町で生活して本山町で働く。それから、本山町で生活して、本山町は住みよいまちなので、通勤は町外でも本山町に住所を置くと、そういったことにつなげていくということが非常に大事だろうというふうに思います。それは取りも直さず、人口減少、それから少子化の問題にもつながってくるというふうに私も同感でございます。そのように取組を進めていきたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）働く中間層の方が、例えば公営住宅に住むとなった場合に、問題に出てくるのが家賃の問題です。非常に公営住宅の家賃というのが複雑にできておりまして、私もずっと調べてみると、まず所得に応じた応能家賃、応能割と住宅の立地設備等による応益家賃、応益割というのと、それと例えば世帯構成による特別控除というのがあるということですが、非常に聞くところによると、そういう働く世代が住むのに非常に本山町の公営住宅の家賃が高いということを一部でお伺いいたしましたが、その点どういうふうになっているかについての説明をいただきたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）吉川議員からご指摘のとおり、家賃の設定については複雑な計算式があるわけでございますけれども、公営住宅法の施行令によります家賃の基本となる額が示されております。家賃算定基礎額というふうになりますけれども、入居者の収入が10万4,000円以下の場合は、3万4,400円というふうに定められております。中間は除きまして、一番高い25万9,000円を超える場合につきましては、9万1,100円というふうに公営住宅法の施行令では示されておりまして、この算定基礎額を基に議員もおっしゃいましたそれぞれの入居者の状況、そして、この基礎となる算定方法に基づいて家賃を設定しておるというところでございます。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）ありがとうございます。

一般にいわゆる住宅情報誌を見ますと、家賃の目安というのがよく載っております。大体都市部では、月額収入の20%から25%の中で家賃を選ばないと、非常に生活がきつくなると。逆にこの上限の19万1,100円の方が借りるということは、これが仮に民間住宅であれば、その人の収入は40万円近く月収がないといけないというふうになります。

やはりこの公営住宅法の施行規則の中で決められた家賃ということで、恐らく公営住宅は民間住宅との兼ね合いもございますので、目的が中間所得層よりはやはり低い人のほうを目指して建てられているんだとは思いますが、やはり本町のような中山間地域におきましては、やはり民間の空き家等が非常に少ないと。ですから、中間所得層以上の人人が住むとすると、この公営住宅には住みにくいと。じゃ、民間住宅はあるのかというと、ないと。そうすると空き家を買い求めるのかどうするのかと。どうしても移住者等を迎えるにおきまして、住宅の選択肢が狭まる。

ですから、先ほどから言われている本年取り組んでいる中間管理住宅の3戸、それ以外にもやはり民間の空き家改修と公営住宅の整備、2本立てでやはり事業を推進して、本町の住宅政策として取り組んでいかなければならぬと思いますが、その点、再度お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

全て公営住宅とはまいりませんので、公営住宅の整備、それから特定公共賃貸住宅ということで、収入によっての住宅もいくつか制度もございますので、そういうことなんかも今後検討してまいらなくてならないというふうに思っておりますし、それから公営住宅以外、いわゆる空き家活用、中間管理住宅をどうしても、今年だけではございませんので、計画的に整備して確保していきたいというふうに思っておりますし、空き家の活用ですね。持ち主、所有者の方の意向調査なんかも踏まえて、どう考えているのかということについては、もうこれは本腰調査をして、そういう活用についても行っていきたいし、それから民間でのそういういった事業についても、民間活用とよく昔は言われましたけれども、そういうことなん

かも含めて住宅政策については進めていかなくてはならないというふうに思っております。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）ありがとうございます。

積極的に本町の住宅政策を進めていただきたいと思います。

次の質間に移ります。

令和3年、2021年3月23日の日本経済新聞の紙上におきまして、無料での請負が前提となってきた銀行の自治体向け取引が変わる。全国銀行協会は令和6年、2024年10月から自治体からの送金に手数料を新たに適用するという内容の記事が掲載されました。まず、町長にお尋ねいたします。全国銀行協会がこのような方針を打ち出した背景についての認識についてお尋ねしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）暫時休憩します。

休憩 10:29

再開 10:29

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部答弁を求めます。

澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）私の所見を求められておりますけれども、答弁につきまして、担当課長のほうでさせていただきたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん）前田住民生活課長。

○住民生活課長（前田幸二さん）吉川議員の質問に対しまして答弁をさせていただきます。

全国銀行協会が手数料の徴収の方針を打ち出しております。その背景についてですが、平成27年に全国銀行協会、その他の金融業界の連名で、国のほうに対して税の公金の収納業務等について、なかなか負担が大きいので何とか適正に取り扱うようにしてもらいたいということで要望をしてきておりました。

それに基づきまして、現状、指定金融機関は長年無料で振込等の業務を請け負ってまいりました。それに対する業務がなかなか煩雑で採算性も薄く、調査によりますと、全国の金融機関が負担している関連費用は622億円もかかっているということで報告をされております。また、昨今の低金利の環境下、またコロナ禍によりまして、デジタル化の遅れやいろんな行政手続の推進が進んでいなくて、そのため、平成30年に税・公金の収納・支払いの効率化等に関する勉強会として、官民が連携をして取組を進めてまいっていたようでございます。

令和2年には効率化を進めたいということで、効率化、電子化を進めるということで、現行の紙の依頼文書等による振込の手続に関する手数料、これにつきましても、手数料を活用しまして、効率化、電子化のための費用として使うということを、費用とすべきということ

の考え方から、今般、手数料の徴収のほうがされるということになっております。

以上でございます。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）ありがとうございます。

つい先日もメガバンク3行がATMを共同運用しようと、それで銀行業というのはもう支店を出して営業するというふうな形態から徐々に変わっておりまして、高知県内におきましても、一番支店が少ない金融機関が一番元気だという現状が見てとれます。

そういう中、昨年10月から手数料が適用となったと新聞記事には載っておりましたが、実質、年度の問題がございまして、本年4月から銀行の振込手数料が新たに諸手数料として予算として計上されるようになっているかと思いますが、どのような指定金融機関との交渉の経緯があったのか、また、本年の諸手数料の予算額についてはいかほどを計上しているのかについて、2点お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）前田住民生活課長。

○住民生活課長（前田幸二さん）お答えいたします。

金融機関との交渉等につきましては、全国の銀行協会や金融機関からの要請がありまして、それぞれ金額等の調整をしていまして、庁議で協議をして、昨年10月からの手数料の支払いを行うこととなっております。

7年度の一般会計の当初予算の計上額につきましては261万6,000円で、令和3年度から5年度までの振込件数を参考に算出した額で計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）ということは、実質的には昨年10月から振込手数料が発生していたということで承知いたしました。

それと、交渉は指定金融機関との交渉になったと思いますが、恐らく私が金融機関であれば、県庁と話をしまして金額を決めます。次に高知市と話をして、順番に大きいところからいって、小さい自治体には上がこうだからこうしませんかという話を持っていきますが、その点はいかがだったかお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）執行部答弁。

暫時休憩します。

休憩 10:36

再開 10:36

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き、会議を開きます。

大石参事。

○参事（大石博史さん）吉川議員のご質問にお答えします。

従前、会計管理者をしていた立場から答弁いたします。

この交渉については、大きいところが決まってからというところではなく、小さいところは出せないというところもあったんですね。逆に大きいところは出せるけれども、小さいところは出せない。それから、今まで無料で、金利がいいときはいいかげんもうけてきておって、金利が安くなったらそんなこと言うのかよということが、交渉の中にありました。

そういうことから、小さいところでも負担できる最低額というのは1件110円なんですけれども、それでいこうと。それから、その110円というのは定額給付金を給付する際、国が補助対象とした金額が110円だったんです。100円の手数料プラス消費税10%。そのことをベースに交渉しました。以前は300円というところを出してきたんですけども、330円ですね、それはもう全件110円でいこうと。ただし、繰戻しの戻ってきた件に対しては880円の手数料でいこうというところで、逆に言えば、小さい町村の反発の指定機関、たしか四銀は24が指定金融になっていると思います、町村で16か24、ちょっと不確かですけれども。その交渉の中では、逆に小さいところの意見を組み込んだ手数料というところが決定されたと思っております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）ありがとうございます。

私、個人的な意見としましては、民間企業も官公庁も、官公庁ということで優遇されるのはおかしいと思いますので、時代の趨勢からしたら、これは本来是正されるべきであったものだと考えます。

しかしながら、新たな負担が増加するという、この支払い手数料については、可能な限り260万という費用を削減する努力は必要だと思いますが、削減する努力についてはどのようにお考えかをお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）前田住民生活課長。

○住民生活課長（前田幸二さん）先ほど参事のほうからも言いましたけれども、いわゆる紙とか手書きの振込用紙とかで支出をした場合には、1件330円税込みで要ります。ただ、電送によって紙を使わずに、人をあまり介さずに送れるということで、電送による支払いですと1件110円、これについては電送による支払い110円でいきまして、このほうが3分の1金額が安くなりますので、電送による処理で支出をするようにということで、手数料かかるようになる手前に、職員のほうにも府議などで電送で支払いを、処理をしてくださいということで何度も話をされておるところで、職員のほうも心がけておりますので、報告をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）大石参事。

○参事（大石博史さん）付け加えまして、同一のところに振り込む場合は合算して振り込む、例えば例を出しますと、国保関係の連合会なんかは多種多様なものが同一の納期が設定さ

れます。それは集合させて払うと1件になります。10件を集合して払うと1件になる。それが1,100円かかっていたのが110円でいくというふうな処理も昨年度から始めておりますので、そういうふうな工夫もしながら、振込手数料の減額に努めております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。

もりとみず基金は、内閣府主催の地方創生SDGsフェスに5月末に5日間出展しました。その内容は、動画やバーチャルで森と水のつながりを表現し、嶺北を体感できる内容のようございました。このコンテンツを万博終了後でも結構でございますが、本山町の小・中学生に体験させることは可能かどうかという質問をさせていただいております。

今回、事前の大阪・関西万博の前評判が非常に悪かったので、本議会におきましても、同僚議員も含めまして、こういったとか修学旅行で大阪万博に行かせたらどうかというふうな話題は一切出ませんでした。ただ、開幕してからどういうことか、5月31日なんかは過去最高の人出が出たということで、非常に夏以降、万博の予約が取れにくいというふうな現状もございます。

振り返ってみれば、55年前の大阪万博で初めて日本人が目に触れた、触った、見たものがその後商品化されまして、当時ブルガリア館にあったヨーグルトは、その後、あるメーカーから商品にされており、そういうふうに、今回、商品化されていないのは、あのとき出た人間の体を洗う自動洗濯機ですか、人間洗濯機、また今回も出て、前回は泡のようのが今回ミストで体を自動で洗うというふうなものでございましたが、そういうふうな、この嶺北を万博の会場で世界に向けて発信したものを、やはり自分たちのふるさと本山町はこのように世界に向けて紹介されたということを、やはり改めて外の視点で本山町内の小・中学生が体験するということは、非常に有意義なことだと思いますが、そのことができるかどうかについてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）1番、吉川議員のご質問に対しまして答弁をいたします。

議員ご指摘のとおり、5月28日から6月1日の5日間、大阪・関西万博のブースで開催されました内閣府主催、地方創生SDGsフェスに嶺北4町村と一般財団法人もりとみず基金が合同で参加しております。本町よりも2名の職員が同行しております。

そのイベント内容は、嶺北4町村がそれぞれ1件ずつ観光資源やアクティビティー等の動画コンテンツを作成し、3DのVR動画を通じて嶺北地域の森と水のつながりを表現し、多くの方々に嶺北の自然を体験してもらい、大変好評であったと聞いております。本町からは、白髪山の山岳観光や汗見川の自然を体験してもらうコンテンツを作成しております。

なお、今後においては、作成したVRコンテンツ等を様々な場所で活用していく方向で考

えておりまして、P R 動画につきましては、本山町ホームページの魅力発信サイト内のものとやま動画ライブラリーにアップをしております。

また、小・中学生に向けては、既に7月に予定されております吉野小学校の森林教育の授業の中で、今回作成しましたVRを体験してもらう計画もしております。今後はその他の学校に向けましても、そのような活動を広げていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（岩本誠生さん） 1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん） ありがとうございます。

それでは、この件を置きまして、次の質間に移ります。

さきの3月定例会におきまして、議案審議の中で質問させていただきました本町の奨学金制度についてお尋ねいたします。

本年度から本山町の奨学金の貸与金額が改正されました。大学もしくは高卒以上の各種専門学校に進学の方への奨学金が月額2万5,000円から4万円引き上げられ、高等学校もしくは中学校卒以上の専修学校への進学の方の奨学金が月額1万5,000円の据置きのままで。この奨学金の引上げの理由は物価高騰のためという説明を受けました。しかしながら、理由が物価高であれば、高等学校もしくは中学校卒後の進学する専修学校も、対象とすべき金額を引き上げるべきだというふうなことを指摘させていただきました。すると、その際に高等学校もしくは中卒後の専修学校への奨学金の貸与実績がないという答弁をいたしましたと。

貸与実績がないということで、広報、告知に問題があるんではないかということで、ちょっと行政連絡を調べさせていただきました。参考にしたのは令和7年3月15日号、第1148号と令和6年3月6日号、第1123号を見ますと、対象とするのは高等学校と大学等という表記になっています。令和7年度に高等学校以上の学校へ進学し…という表現で、専修学校が含まれているという認識がそれでできるのかと、多少の文字数が増えても正しい広報を行うべきではないかというふうなことを感じたことについてどうかということが第1点。それと、高等学校及び高等学校に準ずるという表現が正確かどうか分かりませんが、各種専門学校への奨学金の見直しについて、この2点についてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん） 大西教育長。

○教育長（大西千之さん） 吉川裕三議員の質問に対し、答弁を申し上げます。

奨学金制度についてでございますが、議員おっしゃられましたように、奨学金貸与条例の一部の見直しを3月議会で提案し、可決いただいたところでございます。そのときに、見直しで物価高騰による見直しと説明をして、そのときにもただいま議員がおっしゃった意見もいただいたところでございます。

やはり、その後検討をするということで、高等学校、専修学校への就学についても、そういった物価高騰の影響の考慮、あるいはニーズへの対応もしていく必要があるというふうに考えておりますので、これは次年度に改定に向けて進めていきたいというふうに考えて

おります。

あと、広報につきましては分かりやすいように努めて、抜かりがないようにしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）前向きな答弁、ありがとうございました。

では、大項目、次の項目に移らせていただきます。

昨年、3月定例会において、カスタマーハラスメントについて質問をさせていただきました。民間取引においてはカスハラ対策を周知するためには、行政の後押しが必要であるという旨の質問をさせていただきました。今後、広報等で周知を図るようということで言わせていただきました。

現在、町内においても一部の店舗におきましては、カスハラ啓発のポスターを掲示している店舗も見られるようになってきました。また、あるお店に行きますと、働く方の名札を個人名からスタッフという表記に変更している店舗も見られるようになっております。民間企業におきましても、徐々にではございますが、カスハラ対策への対策が進んでいるのではないかと察しいいたします。

まず、ハラスメントとは何かということでございますが、相手に不快を与えるいじめや嫌がらせによって被害の就業環境が害される行為全般のことを指し、暴力などの身体的な行為のみならず、暴言や無視といった精神的なダメージを与えることも指すというふうに言わせてございます。今国会におきまして、たしか6月4日の参議院本会議におきまして、改正労働施策総合推進法が成立したことによって、カスタマーハラスメント対策が法的に後押しされる形となり、企業のみならず自治体でも対応が求められる局面に入ってまいりました。

自治体には法的拘束力のある直接的義務は課せられていないものの、住民との接点の多い職員や窓口担当者を守るために、条例制定や啓発活動の整備が急務であると考えます。まず、改正労働施策総合推進法成立に関しまして、町長のご所見をお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）執行部答弁。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）吉川議員のご質問にお答えいたします。

議員がご指摘されましたカスタマーハラスメントは、社会的な問題になっておるということにつきましては承知をしております。さきの国会で成立した法案につきましても、労働者を支援する制度であるというふうに認識をしております。

行政の現場でもそういったことが起こっておるというふうに改めて受け止めをし、今後、必要な手だてもすることが重要であるというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）まず、カスハラ対策としまして、自治体として行わなければならな

い対応策として、まず3点挙げられると考えます。一つ目が条例整備に関する施策、二つ目が住民への啓発活動、三つ目が組織内部での対応の強化ということが挙げられると考えます。

まず、条例整備に関する施策でございますが、まずカスタマーハラスメント防止条例を制定するべきではないかと考えます。まず、その点留意するのは、まずカスハラとは何かを定義し、対策行為を明文化すると。それと、職員を守る義務と住民に対する啓発の責任を自治体に課すと。どういうふうなことを自治体は、まず職員を守る義務があると、それで住民に対して、どういった行為がカスハラであるという啓発活動を行うというのは、やはり自治体の責務としてすべきだと考えます。それと、悪質なケースに際しましては、やはり警告とか対応をし、警察への通報等の指針を、こういうことをすればこういうふうな罰を受けるという明確な指針を明文化する必要があるんではないかと。そして、再発防止に向けた対応方針を明文化するということで、まず、ハラスメント発生時の職員保護の措置、例えば職員保護の措置としまして、同席者を配置すると、必ず一人では対応しないと、またハラスメントを受けた職員を一時的に退避させる等の、どういうふうな場合はどうするんだという規定を設けるべきではないかと。それで、被害職員へのやっぱり心身ケアの体制とか相談窓口を明確にすると。それと、内部通報制度を拡充すると。窓口でのトラブルが上司とか第三者に迅速的に共有される仕組みを導入する。それで、匿名報告とか心理的安全性を確保する制度設計を行うと。こういうふうな形をもちまして、やはりこういう要点を押さえることで、条例制定は容易にできるかと考えますが、条例整備についての今後の考え方等についてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）カスタマーハラスメントへの対策についての示し方をご提示いただきました。

本町でもカスタマーハラスメントといいますか、いわゆる不当要求に対する取組については、平成17年から職員の間で実施をしてきておるものがございます。当時、本山町不当要求行為等対策要綱というものを定めまして、この要綱に基づきまして、隔年で職員研修を実施しております。これは暴力団関係の対策ということから、警察署の協力も得ながら実施をしておりまして、昨年も実施をしておりますけれども、ここ数年は各職場の班長以上の職員がこの研修に参加をして、こういう要求があった場合の対処方法について学んできてるところであります。

各職場には、カウンターのところには、不当要求を防止するという研修を受けた表示もしておるところがあります。その中では、交渉の仕方、こういった要求があった場合にどう対処するかについても学んできてるところでございます。

この取組を昨年9月には本山町不当要求行為等への対策に関する要綱というもので整理をいたしまして、この要綱の中では、不当要求行為というのがどういうものかということで、暴力行為、脅迫行為、正当な理由なく面会を強要する行為、乱暴な言動により他人に嫌な思

いを抱かせる行為、正当な権利行為を仮装した社会常識を逸脱した手段による金銭及び権利の不当な要求に対する行為というものを定義しております、こういったものがありますと、副町長を委員長としての対策会議を開くということにしておるところであります。

今のところ、この会議を持ったことはないんですけども、その案件が不当要求かどうかというところで、府議でも検討した経過もございます。様々なご意見をお持ちの方がおいでますので、その内容はきちっと整理をして、今後対応していくべきことだというふうに認識をしておるところでございます。

議員からありました条例制定でありますけれども、現在、その要綱を定めておりますので、今後、必要に応じて、細かい点も含めて整理をするときが来ると思いますけれども、今の段階では、この要綱に基づいて対応しておるということを申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）不当要求は反社会的な行為でございますので、そうではなくて、やはりご本人、住民の方がカスハラとかハラスメントを行っていると認識がないまま行っていると。先日も同一の方から役場に大量の郵便物が届いたということも伺っております。また、ある事象に関して、議員の個人宅に数度にわたり、人を誹謗中傷したような文書が来るようなこともあります。それ一つ一つ、相手が嫌だと思ったらハラスメントになっていると。送っている方自身は全くそういう認識はないかもしれません、大声で暴言を吐くとか、そういうふうなことは全て、昭和の時代であれば許されたかもしれません、今、令和の時代であれば、全てがハラスメント行為になるという。

ですから、かつて平成の初期まで、かつて24時間働けますかという栄養ドリンクのコマーシャルがありましたが、あんなの今、CMで流しますと、完全にパワハラになります。そういうふうな平成の初期であっても、1990年代初頭、2000年より前だと、今、2025年のこの時代で既に認識は変わっているということが非常にございますので、不当要求のみならず、職員が嫌だと思う行為については、やはりハラスメントに該当できるんじゃないかと、通告書のところにも書かせていただきましたこの部分、非常にデリケートな部分でございまして、まずは住民への啓発活動、カスハラはまず許されないということを広報で告知すると。ですから、やはり相手も人間であると、お互いをやはり尊重するという立場で、やはり共感的なメッセージをもって住民の人を啓発していくべきではないかと。

そしてまた、地域への研修とか講座を開催するということで、例えば一つでございますが、公共サービスの適切な利用方法というふうな名目をつけまして、どういうふうな公共サービスを受ける場合には適切であるかということで、明らかに住民によるカスハラという名目ではなくて、やはり公共サービスを適切に受けるためにはどういった方法がいいか、よりベターであるかというふうな住民向けの研修とかを定期的に開催するとか、高齢者の方にも分かりやすい例示を出しまして、無意識な加害性をやはり無意識に行っていることも、これもハラスメントの加害行為になるということも、触れるということも大切でございます

し、学校教育の場におきましても、次世代の町民に対する小・中学生に、相手を尊重する対話の必要性ということを教育の場でつくっていく。これは小・中学校の人権教育とか道徳教育ということをやっぱり勉強させる必要があるんではないかと思います。

そういうふうな不当要求とかそういう大きな問題ではなく、全ての場において、こういったことがハラスメント行為になるということをやっぱり周知して、徐々にではあるが、社会の認識として、こういった行為はやはりハラスメントになるというふうなことが大切だと思います。

また、役場の内部におきましても、窓口職員に対してはハラスメントの対応マニュアルを作成して配付するとか、ロールプレイングによる研修を行うことによって対応力を強化するとか、それでハラスメントが仮に起こったとしても、その職員の方のせいではないということをやっぱり感じられる職場の風土づくりが必要だと思いますが、その点について再度お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）非常に重要なご指摘だというふうに思います。

カスハラの定義の問題もございますけれども、そういった相互に相手を尊重するというような思いとかいうことは、非常に重要なご指摘だというふうに思います。

今後、条例については、これは有名なところでは東京都が制定されましたけれども、その他の県でもたしかニュースでもやっておりました。制定されるという動きがありましたので、本町でもこの件について少し研究して、条例制定に向けた理念的なものになるかもしれませんし、先ほどの警告云々というのもありましたけれども、これは研究してみたいというふうに思いますが、少なくとも職員を守るという問題は非常に重要でございますので、そういった観点からも踏まえて、そういった条例制定について研究をしてまいります。

あわせて、啓発とかいったこと、それから先ほどマニュアルの問題ございましたけれども、そういったことについても、これ重要な課題だというふうに思いますので、研究して対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）改正労働施策総合推進法が今月4日に参議院本会議で可決し、1年半以内に施行されます。ですから、今後、具体的な方策、また、既にございます厚生労働省のガイドラインの支援策とか、先進自治体であります川崎市、豊中市の事例研究も含めて前向きに、すぐに条例じゃなくてもいいので、働く職員を守るという観点からカスハラ対策どうあるべきか、本山町として、やはり今後カスハラのないまち本山町ということで、住民も踏まえて一つの社会運動になっていただければと思いますが、再度、その点についてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）ご指摘を重く受け止めまして、今後、対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）以上をもちまして、用意しておりました事案全て終了いたしました。本日はどうもありがとうございました。

○議長（岩本誠生さん）これをもって、1番、吉川裕三さんの一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

休憩 11:05

再開 11:15

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~

○議長（岩本誠生さん）一般質問を続けます。

7番、中山百合さんの一般質問を許します。

7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）議長のお許しを得ましたので、7番、中山百合、一般質問を行います。

今回は3点ほど通告しております。本町の文化・教育施設に関して、人口減少対策について、町内の環境整備についてです。

1問目から早速いきます。1問目は少し長くなると思いますが、大まかな2項目になるために、ちょっと別々に答弁求めていきたいと思っております。

本町の文化・教育施設に関して、文化財保存活用地域計画は7年度策定で、6年度より準備されていると議会で答弁があったが、計画の進捗状況はタイムスケジュールを提示してほしい。そして、文化財保存活用地域計画に関しましては、同僚議員の令和7年3月の質問に対して、スケジュールをまだ作成していない、4月には作成するようにと考えていると答弁をしています。その後の進捗状況をお聞かせください。

○議長（岩本誠生さん）執行部答弁。

大西教育長。

○教育長（大西千之さん）7番、中山百合議員の質問に対し、答弁を申し上げます。

文化財保存活用地域計画についてですが、進捗状況でございますが、現在、高知県では文化財保存活用大綱を策定をしているところでございまして、県内自治体において、文化財保存活用地域計画を策定済みの自治体はなく、日高村が今年度に文化庁に当該計画の認定を受けるべく、手続を行っているとお伺いしております。また、安芸市、中芸広域連合が当該計画策定に向けて取組に着手しております。今年度におきましては、香美市が当該計画策定に向けた取組に着手する予定であるというふうにお伺いしております。

この計画策定に要する期間ですが、令和7年3月に文化庁が示されている指針では、計画案の作成を1年から2年行い、次年度において認定を受ける内容が協議をされているところです。先ほど言いました県内での取組事例としましては、3年間の計画策定後、4年目に認定を受ける工程で進んでいる現状であります。

また、策定経費としましては、委託費などで数百万と多額の予算が必要というような状況でございます。

本町での計画策定に向けて、令和6年度に研究を始めまして、7年度からこの計画の策定に着手したいというふうに考えておりましたが、計画策定内容の詳細、あるいは計画策定にかかる総事業費の積算根拠といったところ、あるいは計画策定が複数年になることなど、体制のこともありまして、予算を伴っての計画策定に着手することを見送っております。しかしながら、計画策定に向けましては、県内で、先ほど言いましたように策定の認定中、策定中、策定を始める市町村がありますので、策定内容、体制、予算、そういうものの聞き取りを引き続き行いながら、説明ができる策定の内容、予算、推進体制、そういう整理を令和7年度においても、調査・研究を行っていきたいというふうに考えております。その中で、タイムスケジュールにつきましても、はつきりしてくるのかなというふうに考えております。

以上、答弁とします。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん） そうしたら、7年度にはまだ策定がちょっとできないと、いろんなことがあってできないということなんですが、7年度に策定ができないことは理解をしました。でも、同僚議員の答弁で、6年度に計画策定に向けた準備をされていたということであるなら、当初の計画の7年度策定に向けたタイムスケジュールはあるはずと思いますが、そちらを提示したいのと、7年度に策定予定だったので、何らかあるはずと思うのですが、青写真とかあれば教えていただきたいです。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん） 以前、令和6年度に準備をしながら、令和7年度に計画策定に着手をしたいというふうにお答えをしておりました。その準備といいますか、聞き取りの中で、先ほど言いましたが、7年度に着手しましても大体これまでの市町村では3年間かかること、そしてその予算も多額な予算がかかることもあります、どういった内容でそれぞれ複数年の計画策定になっていくのか、十分につかみ切れていない現状がございますので、その策定に向けて準備は引き続き進めてまいりますが、7年度において着手の町村もありますし、認定の町村もありますので、そういう事例の聞き取りをして、しっかりととしたタイムスケジュールをしていきたいというふうに考えております。

6年度、あるいは7年度の単年度の計画ではございませんので、もう少ししっかりとした調査をしたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）分かりました。本当は計画の策定までのイメージをちょっと知りたかったのですが、分かりました。

この計画がいつ頃、7年度やったら7年度中というか、日を決めると何月とか決めることはできないと思いますけれども、大体策定予定で進めていくかどうかをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）答弁申し上げます。

予算が伴いますので、本計画策定という形で、着手は今、最短でも令和8年からになると いうふうに思います。8年、9年、10年、恐らく3年間ぐらい、これまでの調査ではかかる つおりますので、その3年間に必要な予算、そして体制、どういったものを1年目にやる のか、2年目にやるのか、そこら辺をはっきりして、説明ができるものを予算を伴うときには 必要ですので、まずはそういったものをお示しして、議会で予算も認めていただいて、策 定に入っていくのかなというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）そうしたら、今、先ほど教育長が話したみたいに、7年度はちよつ と今もうできないと、まだ。予算の関係とか、やっぱりいろんなことがあって十分できない ので、8年度にはしたいということなんですけれども、やはりそういうことになれば、これ から順番に折に触れて確認していきたいと思います。

それで、例えば7年度といったら、まだ来年3月までありますわね。そうしたら、年度年 度でそういうことになりましたということを、やっぱり議会のほうへもお示し願いたいと 思います。よろしくお願ひいたします。この件はもういくら言っても、今年はできないとい うことですので、もう終わりにしますけれども、令和8年度からは順次1年1年のことや やっぱり議会のほうにも報告していただきたいと思います。この件はこれで終わります。

続きまして、第1の大きい項目、教育施設についてです。

教育施設の運営等検討委員会は令和4年度に立ち上がり、当時の施政方針では大原文学 館、さくら図書室等の施設整備に関し、改築に向けて必要に応じ、事例調査や既存施設のヒ アリング等の実施等を深めていくとしています、令和6年3月議会では、複数の施設を連携 させる取組等の検討を図り、耐震性も含めた整備等場所を含め協議をしていると、同僚議員 に対し答弁されていますが、委員会の進捗状況が見えない。令和4年から本年までの委員会 の開催状況を含め、これまでの協議内容をちょっと教えていただきたいです。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）答弁申し上げます。

文化教育施設の整備につきまして、委員会で協議をしてきました。大原富枝文学館、さく ら図書室、民具等の保管及び展示について全体的な現状把握を行い、各施設の職員等から詳 細について説明を受け、具体的に協議を令和6年度までに7回、会議を行ってきております。

教育施設運営等検討委員会での意見としましては、委員会では特に運用面を意識した協議を行うということで、各施設による個別活動も大切ではあります、大原富枝文学館と本山さくら図書室と民具等の保管及び展示などのように、複数の施設を連携させた取組や観光分野等の部署、あるいは近隣自治体の博物館等の施設と共同した活動によって、住民に学習の機会を提供し、豊かな人生の実現や人づくりを通じた社会の発展に寄与すること等も重要であるということを再認識をしたところでございます。また、各施設では、住民等来場者へのサービス提供業務が工夫されて行われておりました。

運営に関する協議から施設に関する課題や整備についても、次のとおり確認をされました。1番目としまして、大原文学館は、施設の老朽化、未耐震、資料保管庫が狭いなどの課題があり、整備が必要である。また、ほかの文化施設との複合化や現施設の保存など、施設整備計画の検討が必要と。また、業務従事者には専門性が必要である。2点目、さくら図書室は、専用面積が狭いため、町公民館の活用可能であれば、図書機能の拡充整備が必要であると。また、業務従事者には専門性、そういった研修も必要であるというふうにです。③としましては、歴史、考古、民族資料は本山町プラチナセンターに一部展示しているが、西日本有数の資料である出土品は学習用などの展示として活用が必要である。単独でなく、複合的な整備や活用が望まれる。

以上のこと踏まえまして、改めて耐震性も含め、整備場所や建築構造等の協議に関しては、本委員会のまとめを参考にして、本山町として今後の進め方を協議していただきたい。以上のことまとめまして、報告として提出をいただいたところでございます。

令和6年度におきまして、具体的に大原富枝文学館、さくら図書室の施設整備及び施設機能の拡充に向けて会議の開催が行われましたが、令和7年1月から本山町施設整備運営等検討委員会を設置をして、協議を始めています。委員の再編を行いまして、委員の委嘱期間を7年1月21日から令和9年3月31日と定めまして、令和7年1月21日に本山教育施設運営等検討委員会を改めて発足させたところです。

協議の前提としまして、活用できる施設は利用すること、二つ目に、本山町まちなか活性化委員会での協議内容も可能な限り反映することの2点をお示しをして、第1回目の協議につきましては、活用できる施設の利用整備計画について、そしてまちづくり委員会の協議内容の可能な限りの反映について提案をいたしました。また、現段階で、公民館の一部を活用した出土品や民具の展示に向けて、地域イベントと併せた企画展の複数年計画について提案をして、令和7年度は、計画立案の1年目といった承認もいただいておるところで、委員会としましては、7年1月に再編成をして、現在、1回目の委員会をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）ありがとうございます。

実は、今回、この質問をするに当たって施政方針を読み返して、これは自分の反省も込め

てですが、時系列に並べてこの件について見てみました。教育施設についての分の施政方針の部分をちょっと読み上げさせてもらいます。

令和3年3月の定例会のときです。このときはまだ以前の細川町長のときで、まだ委員会は立ち上がっていません。このときに、町民一人一人が生涯を通して健康で生きがいを持ち心豊かな人生を送るために、恵まれた自然や人的資源、社会教育関連施設を活用して、自分磨きができる環境づくりに努め、人づくり、まちづくりを進めていきます。大原文学館、さくら図書室の施設整備については、幅広い層からの人材による検討委員会を立ち上げて、改築に向けて検討してまいります。これは令和3年です。

令和4年の方針では、「町民一人一人」から「人づくり、まちづくり」までは全て文面が一緒であります。コロナ禍における学習活動、スポーツ・文化活動分野では活動が縮小されていますが、コロナ感染症の収束の後に、活性化に向けて協議・支援する活動への検討に取り組んでいきます。大原文学館、さくら図書室の施設整備について、幅広い層からの人材による検討会である、ここで初めて本山町教育施設運営等の検討委員会が立ち上りました。改築に向けた検討を始めたということで、本年度さらに協議を進め、必要に応じて事例調査や既存施設のヒアリング等の実施など協議を深めてまいります。これは令和4年です。

令和5年3月の施政方針です。「町民一人一人が生涯を通して」から「ひとづくり、まちづくりを進めていきます」は文面は一緒であります。コロナ禍における学習活動、スポーツ・文化活動が縮小されてきましたが、感染対策などを行いながら、各種社会教育活動における取組が始まっています。大原文学館、さくら図書室については、本山町教育施設運営等の委員会での協議は年度内に取りまとめて行うこととして、施設運営の改善、充実に向けて活用していきます。今後、文学館、図書室に向けて、具体的に既存施設の活用を含めた整備計画の協議を進めていきます。

そして、令和6年、昨年です。「町民一人一人が生涯を通して」からはもう「人づくり、まちづくりを進めていきます」までは同じ文面です。新型コロナ感染症拡大の影響により、学習活動、スポーツ・文化活動が縮小されていましたが、各種社会教育活動における従来の取組を戻しながら、各種団体と連携して、学習の場の提供や創出及び各種活動の活性化に向けて取組を進めていきます。

今年3月の施政方針では、やはり頭は一緒ですね。もう読みません。「町民一人一人の」というところから「まちづくりを進めていきます」は文面が一緒です。各種の学習活動、スポーツ・文化活動では、各種団体と連携して、学習の場の提供や創出及び各種活動の活性化に向けて取組を進めていきます。大原文学館、さくら図書室の施設整備については、本山町教育施設運営等の検討委員会で協議を進めていきます。図書室の整備については、既存施設である中央公民館施設も活用して、図書機能等の拡充と施設活用の協議を進めていますと、令和3年度には立ち上がっておりませんけれども、4年からは4年、5年、6年、3年、今年7年ですから、先ほど教育長が言ったみたいに今年はまだ策定できていない、するんであれば8年というような答弁がありましたけれども、そうしたら、この3年、4年のうちには、

個々に令和4年3月はどのような協議をしてきたか、第5年はその後ただ協議を深めていくだけで、ここ的内容が全然見えない。どういうふうに委員会を立ち上げて、皆さんと協議をしたか、ちょっと教えていただけたらと思います。

○議長（岩本誠生さん）教育長。

○教育長（大西千之さん）答弁申し上げます。

令和3年度、4年度、5年度で会議をして、全部で7回会議をしておりますが、その会議をまとめたものが、先ほど私が言いました運営に関する事、あるいは施設の資料保管庫が狭いとか、そういう内容を各種の専門の皆様からご意見をいただきまして、内容として取りまとめたものを先ほど説明をさせていただいたところです。

第2期となる教育施設の運営委員会、令和6年に協議をしていくということで、これはスタートが遅れたんですが、令和7年1月から、施設の整備等に向けて第2期の会議を進めさせていただいたところです。

それぞれ年度に分けてどういった話をしたかというと、もう議事録を読ませていただく以外ございません。委員会で協議をして取りまとめをしたものを報告書として、令和5年度で答申をいただきましたので、それを先ほど説明をさせていただきました。令和6年度から新たにその委員会を設置して進めていくというふうに施政方針で記載をさせていただいておりましたが、ちょっと開催が遅れまして、6年度は1回目の会議が令和7年1月に始まって、令和7年度はこれから会議をしていくというような協議の進め方になります。

ただ、やはりどうしても、これまでの皆さん、ほかの議員の皆様からもスピード感が足りないということでご意見もいただいておりますので、スピード感を持ってやっていかないといけないと、それは反省をしているところでございます。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）教育長、けれども令和7年度にちょっと遅くなっただけではなしに、とても遅くなっていますよね。結局4年からそういう立ち上げたら、やっぱり今度7年には策定もできていない、また8年度からするといったら、本当に何か私したら、4年、5年、6年ということは何だったんだろうか、それは進めていこうとして、忙しい中の委員の人も集まつていただいて、そういう話をしたと思うんですけども、これはちょっと少しではなくて、とても遅れています。

本来なら、令和7年度にはちゃんと策定もして、そういう青写真もつくって、こうしていくということを今日は言ってもらいたかったんですけども、それがまだできていない。それがずっと令和4年、3年は別として、4年からずっと3年間、4年、5年、6年、7年もできていない、結局4年は何もできていない。もう本当に、私、自分でも反省しなくてはいけない。ただ、多分、施政方針というのは、担当から全て町長にこういうことでということを出すと思うんですけども、これを見ていたら、本当に私、自分もすごく反省しました。

その都度その都度、やっぱりどうなったかということを聞いてきたかったけれども、初め

て今度、自分がこうやって出したときに、時系列見て、遡って見てみたらこういう状態でしたので、今日は質問させていただいたんですけども、その件に対して本当に結局同じ、毎年これを読んで、皆さん聞いたと思うんですけども、毎年同じ方針で、何かやる気がないような感じも私は受け取れました。やらないことを施政方針に挙げているのは、やっぱり議会の軽視的な行為じゃないかと私は思っておりますし、本当にちょっと残念でたまりません。

大体、かかっても1年はどうして、2年、3年目から何とかやろうという気はあると思うんですけども、これが全然できていない。これに対して、すみません、町長はどのように、これを読まれて思いますか。ちょっと見解を教えてください。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

いろんな検討を加えてきたということについては、先ほど答弁があったとおりでございます。

今、さくら図書室の施設、あそこがまずは耐震性があるのかどうかという調査をしましたが、耐震性はあるというところは結果をいただいておりますが、今のトイレの問題とか、バリアフリーになっていない中で、再活用するとなると大幅な改修をしなくてはならないと、本当にそういう大幅な改修をしてでも、あそこを使うのかどうかというのは、これは教育委員会だけではなくて、私のほうも躊躇しましたし悩みました。そのまま改修して、あそこを民具とかそういう埋蔵文化財とかいうものを展示するとか、それから図書室機能を図書館機能として拡充して整備していくということが、既存施設を活用してやることが本当にそれでいいのかどうかというのは、確かに私はちゅうちょしました。

最初はやはり既存施設をうまく活用できないかなというふうに考えたところでございますけれども、旧役場庁舎の取壊しもございましたので、そういうことも周辺環境も含めてどう考えるのかということについては、非常に躊躇しましたし、まちなか活性化委員会の中で計画つくったときにワークショップなんかも開きましたけれども、いろんな意見がございました。もう施設は必要ないんじゃないとか、子どもが集まる施設が欲しいとか、いろんなご意見いただきましたので、そういうことも、町としての教育施設ということですので、あまりそこでのことはございますけれども、やはり教育委員会と一緒に研究、検討をしているものでございますので、そういうことも踏まえて、今、財政が厳しい中で、今、どういうことに着手できるのかということも含めて、非常に検討を要したところでございます。

あわせて、大原富枝文学館につきましては、先生から非常に貴重な資産をいただいておりますので、今、資材高騰で建築費用なんかが大きく膨らんでくる中で、資産の目減りがしていくということも、これ庁議でもこのご指摘もあって、やはり具体的に進めていかないといかんのじゃないかというところで、検討も進めてきておりましたけれども、やはり建設地の問題、それから現施設、簡易裁判所としてのああいう建物は、専門家の方に聞くと、歴史は

建物としては古くないけれども、全国にああいう形式の建物はあまり残っていないということをお聞きして、そうしたら、これなかなか耐震補強ができないという中で、取り壊してしまうと、もう二度と本山町にあった簡易裁判所の建物が消えてしまうという中で、私は何とか残せないかというふうに、教育委員会の会でもそういう話をしたこともございますし、ただ残すとなると、耐震性がない中で、文学館としての継続があそこでやっていけるのかどうかということについては、スペースの問題も先ほど指摘もありましたけれども、保管庫の問題とかそういう問題がある中で、非常にいろんな課題がありますし、財政上の課題もあるという中で、この計画について、委員の皆様にも検討していただいておりますけれども、町としての方向性もきちっと考えを示さないと、委員の皆様にもご負担をかけるということも思っております。

これは、そういった全体的なこと、それから当然財政的なことが生じてきますので、それも踏まえて方向性を見いだしていきたいということを今後考えていきたいというふうに思っております。委員会の皆様には非常に大きなご負担とかもかけておるということは事実でございますので、これは町としての方向性も示さないと動かない課題がたくさんありますので、そういったことも踏まえて、この検討は進めていかなくてはならないというふうに考えておるところでございます。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）よく分かる、図書室は以前にやっぱりトイレとか等々の分の改修費用の財源もない中でやらなくてはいけないというような話もしていましたけれども、今、町長のお話を聞いたら、ちょっと躊躇委しているというお話を聞きました。今、裏のところのトイレも今使えない状態になっております。なかなか修繕するとなったら、トイレそして等々、中の内装なんかも、あそこはパテ付けみたいなガラスになっているので、多分するんであれば壊してサッシみたいな感じにしないといけないと思うけれども、莫大な金額になると思いますが、町長にしたら躊躇しているということです。

そして、大原文学館については耐震がないということで、この前、中へ入ってみましたが、確かに壁のところとかがひびが入って、やっぱり危ない状態になっていますので、その方向性を町長が言ったみたいに、委員の方も多分そういうことで何とかせないかんのよというような話も出ていると思うんですけども、やっぱり町として方向性を早く決めなくてはいけない。こんなに何年もかかって方向性を決めていなかつたら、ここから何年またかかるか分からないという心配を私はしております。そういうことを本当に。

ただ委員会の方、本当にご苦労さまです。そうやって何回も何回も来て、年に何回も来て、やって、それがまた今年も、7年もまだ策定できていなかつたら、また今年もやって、それで8年には必ずそれができるんだろうかという心配も、この施政方針を見て分かります。それで、委員会の人も権限ないけれども、それを答申をもらったら、町としてやっぱり方向性をちゃんと決めて、早く早急にする必要があると思いますので、お願ひしたいと思います。

それと、本当に私はちょっと自分も反省しています。確かに財政的な問題もあって、大原

富枝文学館は皆さん、いろいろとお客様もよく来てくれていますので、今の原形でなれば、本当にすばらしいと思いますけれども、それをどうやっていったらいいかということに対しては、専門の方とかには相談をしたりはないんですかね。ちょっと教えていただきたい。

○議長（岩本誠生さん）執行部答弁。

大西教育長。

○教育長（大西千之さん）施設の中身につきましての専門性の高い委員さんに入っていますので、施設の運営の展開でありますとか、先進事例でありますとか、そういう意見はいただいているというふうに考えております。また、第1回目の会議のときに、意見としてなんですが、日本図書館、大きな協議会もあるんですが、そういったところの意見をいただくのもいいんではないかといった、そういう専門の方から、そういう専門的なアドバイスもいただけるようになっているところです。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）その委員の中に専門的な人がおいでるということ、今、教育長がおっしゃいましたが、その方はどのような考え方を協議の中でおっしゃっているんでしょうかね。専門的に見て、これは耐震もないから、この原形でおきたいけれども、やっぱりそれをどうしたらいいかと、専門的な人はどのような感じで言われたのかなと。全然、中、どんなかといって私ら本当見えないので。大原文学館、本当に耐震がないので、何かあったときに全部崩れてしまうので。それで、委員の中に専門の人がおるとも思うけれども、その人のお話を聞きたいのと、それとまた別個に、そういう関係の専門の人に見てもらって、これはどうしたらいいかということを今までしたことがあるんでしょうか、お聞かせください。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）議員がおっしゃいました専門性というのは、議員も心配されておりますように、建物の耐震性のことではないかと思うんですが、中央公民館の施設については耐震のそういった調査もしました。大原文学館につきましては、ご存じのように、建築年度のことから見ますと耐震性はないということで、そのことはそういう状況ですが、委員の皆さんそれぞれのこの施設を造るのに、図書室での機能、あるいは文学館としてどういうふうに整備をしていくか、様々なご意見をいただきながら進めていかないといけませんで、いろんな意見をもらいながら進めていくようになりますが、なかなか、この施設を使うと倒れるよとか、そういういたではなしに、整備に向けて、こういった整備の仕方があるとか、先進事例こんなのがあるとか、そういう意見は出ようかと思いますが、ちょっとその意見はまだこれからですので、まだ出てきていないところです。

あと、町長もおっしゃいましたが、町の方針、こういったところも早めに示しながら、協議を進めていく必要があるのかなというふうには思っています。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん） 多分、委員会を立ち上げて、今4年目にいっていますけれども、その中で委員の中から、大原文学館はどのようにしたらええやろうかねというような話の中で、委員の中ではどういう。いろんな意見が多分あると思います。耐震がないからどうしたらええやろうとか、こんなにしたらええやろうかというような、委員の方々がどんなふうにお話をしているか。何かしているのは分かるんですけども、ちょっと中身が分からんのですよね、私としたら。それで、やっぱり委員がどのようにこれから、何人おるか分からんけれども、いろんな意見が多分出ていると思うんですよね。そういう意見というのを一部だけでもちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（岩本誠生さん） 間もなく12時になりますが、1問目が終わるまで続けたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。

今の質問ですけれども、委員の個々の意見をとかいうようなことも求められておりますけれども、委員会として、できれば議会に対して中間報告するとか何とかという方法を取るとかして周知をするようにしないと、個々の意見をここで述べてもなかなか了解はいただけないと思いますので、そこら辺も含めた答弁をお願いしたいと思います。

大西教育長。

○教育長（大西千之さん） 答弁申し上げます。

今、2期目の委員会をやっておりますが、1期目の委員会の報告については取りまとめて、運営の改善あるいは充実に向けた意見をいただいて、報告をさせていただいたところです。現在、具体的といいますか、整備と活用に向けて協議をしておりますので、いろんな意見をいただいて、まだ十分に出ていませんので、7年度、こういった委員会を早めに進めながら、出された意見につきましてはまとめて、中間といいますか途中での経過報告として、こういった意見が出ているというような報告もさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岩本誠生さん） 7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん） 今、議長もおっしゃったみたいに、どんなになっているかと議会のほうもやっぱり心配をしていますので、中間報告とか、ちょっと今年はこうこうなった、こうなったということをやっぱり示していただきたいと思っております。

これはこれ以上言っても、まだ1回、2回ぐらいしかしていないことで、これからだと思いますので、もうこれ以上言いませんけれども、くれぐれも大原文学館、図書室に関しては、財政の関係もあると思いますけれども、やはり早急に対応を図る必要があると思いますのでお願いいいたします。

そして、あとは委員の中の構成とかいう、先ほど言ったみたいに入替え、編成があったと思うんですけども、令和4年度には1回目の委員さんが何人おったか、ちょっと私、分かっていないのですが、編成して結局、前、同僚議員がちょっと質問したときには何か12名というのをちょっと書かれたので、今現在、そうしたら令和6年度に向けて拡充するということで編成した委員さんは何名おいでるんでしょうか。そして、委員の組織構成と、それと

あと委員の報酬なんかはどのようになっているかをちょっとお聞きします。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）現在の委員会は、委員は10名でございます。県の歴史関係の方、図書館の専門員の方、学校、保育、商工会、文化財保護委員会、大原富枝の会等の関係者の方で10名としております。委員報酬につきましては、予算としまして年額5,000円、委員報酬の予算を令和7年度に予算をさせていただいているところです。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）分かりました。

今日言ったのは、自分も本当に反省を込めてのことでありましたので、やはりこれから7年度には青写真もできて、スケジュールができるようなことをしていただきたいと思います。令和8年度からは策定に向けてやっていただきたいと思うし、このように行政報告のところが4年、5年、6年、7年、同じようなことで何も進んでいないように私は思ったので、これをちょっと提示させてもらったんですけども、本当にこれは早急にやっていただきたい。そして、いろいろ決まったときには、議会のほうにも報告していただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

以上で1問目は終わります。

○議長（岩本誠生さん）午後1時まで休憩とします。

休憩 12:01

再開 13:00

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

午前に続きまして、7番、中山百合さん、一般質問を続けます。

7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）午前中に引き続き、質問させていただきます。

2問目としまして、人口減少対策についてです。

県の人口減少対策総合交付金事業を受けて、本町もいくつかの事業を開始していると思います。各事業の進捗状況、また、この事業によって、一定の人口減少に歯止めがかかるよう本腰を入れていただきたいと思う。

本町の目指す移住・定住対策としての住宅確保は喫緊の課題でもあります。現存する町営住宅については、老朽住宅が多数あり、取扱選択を今後図っていくことになるが、住宅確保について、町の考えについて教えていただきたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）7番、中山議員の一般質問にお答えをいたします。

人口減少対策についてでございます。

先日、厚生労働省が公表いたしました人口動態統計（概数）となっておりましたけれども、

よる、2024年には、これは人口減少というよりは少子化の問題でございますけれども、2024年に生まれた子どもの数が、出生数は、1899年の統計開始以降、初めて70万人を割り込み、68万6,061人になりました。高知県においても、2024年に生まれた子どもの数、出生者数は過去最少の3,108人となりました。本町の出生者数は、2024年、暦年で見ますと10人、2024年、年度で見ますと11人となっております。人口全体で見ますと、2024年度末の自然増減では、いわゆる生まれた方、亡くなられた方でございますけれども、出生数が11人で亡くなられた方が93人ということで、本町では社会福祉施設が立地しているという特殊性もあるということは勘案しなくちゃならないと思いますけれども、その差が82名の減と、自然増減では82名の減となっております。社会増減で見ますと、転入が150人、これは年度ですね、転出が152人で2人の減というふうになっております。

こうした状況の下、本町にとって人口減少、いわゆる少子化の問題は喫緊の課題であるというふうに思います。本町では、早くから子育て支援に取り組んでまいりました。全ての子育て家庭が安心して子育てができるよう、妊娠・出産・子育てのそれぞれの期に応じた支援、相談体制を整備してまいりました。一昨年からは、一時保育の実施や産後ケアの取組も進めてきておるところでございます。

これはもうぜひ紹介をしておきたいと思いまして、少し答弁が長くなりますけれども、また、経済的な負担軽減を図る支援といたしまして、保育料の完全無償化、保育所から中学校までの給食の無償化、18歳まで医療費の無償化、中学校指定制服等の支給、出産祝い制度、育児助成制度、不妊治療助成制度などを実施してまいりました。町のホームページの子育て、これは子育て養育になっていたかな、ホームページでも子育ての項目がございますので、そこをクリックしていただくと、それぞれの子育て支援策を公開しておりますので、ぜひご覧をいただきたいというふうに存じます。

また、本年度当初予算において、議員ご指摘ありました高知県人口減少対策総合交付金連携加算型を活用いたしまして、人口減少対策や少子化対策に必要と認められる事業について、予算を計上してきたところでございます。住宅の確保、先ほど指摘がありましたけれども、住宅の確保と移住対策、子育て支援や若者交流等の取組を進めております。

事業の進捗についてのご質問をいただきましたけれども、年度をスタートして2か月でございますので、進捗とまではいきませんけれども、それぞれの事業について取組を進めておるところでございます。

今後、事業の効果などについては、非常に事業項目も多うございますので、その事業の効果などについては検証、場合によっては見直しをかけながら、取組を進めていきたいというふうに考えております。また、この事業だけで人口減少に歯止めがかかるわけでもございませんので、産業の振興や医療等、地域包括ケアシステムや健康づくり、教育など、安心・安全、住みよいまちづくりに取り組んでまいります。

移住・定住対策として、住宅の確保は喫緊の課題であるという認識は中山議員と同感であ

ります。全てを公営住宅で確保するのは財政面からも困難であるため、空き家の活用による中間管理住宅の整備なども組み合わせて、計画的に整備に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）詳しい説明ありがとうございます。

本当に今、出生率も本当に低いと思います。行政連絡を毎回見ていますけれども、やはり本当に亡くなる方がすごく多くて、出生している子が1名、2名、もう下手しようたら50名亡くなったりするきよね。本当に大変やと思います。これからも定住住宅とか、移住に対してはやっていただきたいと思います。

そして、また、本町のお試し住宅の現状と新型コロナウイルス感染症により一時的避難にお試し住宅を利用した経緯があったと思うんですが、今後起こり得る感染対策や災害時の緊急避難所にこのお試し住宅を利用していくのでしょうか。緊急避難的にお試し住宅という考え方も疑問もあるんですが、町として、お試し住宅の意義についてお伺いしたいと思います。

実は私もお試し住宅はいつ制度になったかということを調べましたら、平成28年の2016年から開始されています。ホームページ見ましたら、更新が2025年5月23日に更新されております。その意味としたら、移住・定住を促進して、人口の増加による町の活性化を図るため、移住希望者の生活体験及び移住準備に対する施設ということでした。これを、これから今質問しました、町として、お試し住宅の意義をちょっとお聞きします。

○議長（岩本誠生さん）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）中山議員のご質問にお答えします。

ご質問の中で、まずお試し住宅の利用のことがありましたが、その点について申し上げますけれども、お試し住宅を一時的避難という形で、新型コロナ感染症による、そういうふうに使った経過はございません。

今後、災害時の緊急避難的に利用していくのかという問い合わせもございますけれども、議員申し上げましたお試し住宅の意義もあることから、緊急避難的な住宅として利用していく考えはございません。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）ありがとうございます。

それと、コロナ感染症の国の補助によって、上街公園の西側の町営住宅2件をたしか修繕したと思います。感染症になって、ちょっと家でおれない人がというがで、町営住宅の2件を修繕したとお聞きしていますが、5類になりましたが、その2件の住宅は今後どのようにしていくのか、お聞きします。

○議長（岩本誠生さん）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）コロナの交付金を使って環境整備をした住宅というのは、中山議員のおっしゃるとおりです。

現在、新型コロナウイルスも5類に移行されたということから、現在町有の住宅として取扱いをしております。一時的に住居にお住まいが困難な場合がありました件があるので、そういった方に利用していただいていると、今後も万一住宅に困難な方がいらっしゃいましたら、一時的に利用する、そういった取扱いをしていきたいと考えております。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）ありがとうございました。

実は、そのために2件、交付金のコロナで、上街公園も行ってみましたが、人が2人、3人かな、そこに1人、2人、6軒ぐらいが多分あります、今入っている方が2人か3人でしょうかね。それで、あと空いていることをちょっと聞きましたら、とてもトイレとかいろんなところも老朽化して、もう使えないというようなお話を聞いております。それでも1軒か2軒は、もし今総務課長が言ったみたいに、感染症なり、ちょっと住宅がない方に関しては入居させていくということをお話をましたが、使えないというところの住宅に対しては、もう修繕することは考えていないでしょうか。

それと、また1軒か2軒か空いていると思いますが、そのことはこれからどのようにしていくのか、ちょっとお聞きします。

○議長（岩本誠生さん）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）ご質問の通告にちょっとございませんでしたので、詳しい内容までは調べておりませんけれども、現状を確認して、必要に応じて、修繕等の対応をしていきたいと考えております。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）ありがとうございました。

そしたら、そのようにまた、どうしても入居がちょっと難しい方がおったときにはそこへ入れるような形で、また修繕なりして、入居させていただきたいと思います。

先ほどちょっと町長がお試し住宅の、すみません、中間管理住宅ということが言われまして、今考えているのは3軒というて言われていましたけれども、ひょっとして、これ場所が分かれば、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）7番、中山議員の質問に対し、お答えをいたします。

候補地としては3軒ということで検討はされておりますけれども、まだ本契約はされていない状態ですので、今回について公表するということについては、差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）今は広報することは難しいということであります、もしも決まつたら、また議会のほうへ必ず言っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

これで2問目は終わります。

○議長（岩本誠生さん）それでは、次へ進んでください。

○ 7番（中山百合さん）最後の質問になります。

町内の環境整備についてです。

市街地及び町有地等にある支障木、街路樹の手入れ、また伐採等、また町営住宅の手入れは、担当課の職員、または地域支援員の方々が人数の少ない中、見守りをして、本当にご苦労さまでございます。

私が少し気になっている場所をちょっと質問させていただきます。

1番から5番まで通告しておりますので、後で、最後でそれぞれの対応についてお聞きしたいと思います。

①としまして、道路に張り出している枝、町内にはたくさんありますが、一部紹介します。本山小学校の南側のフェンスから木が突き出ているのがあります。それで、その前の町営住宅からも道路に垂れ下がっている木々があります。

大原文学館の庭にある桜の木も道路のほうに垂れ下がっていまして、手をしたら届くような感じになっています。

そして、プラチナセンターの駐車場の桜の木ですけれども、そこは影になって、すごい涼しいような感じもしますけれども、やはり少し剪定をする必要があるんじゃないかなと思います。

②としまして、電線に接触している枝、それは公共施設です。

③として、施設に接触している枝葉等の処理。

④としまして、倒木のある場所、例えば上街公園の桜の木はほとんど老朽化していると思います。植えたら、植えっ放しではなく、腐っている木は切って、新しい桜の木を植えていく必要があると考えます。

先日上街公園に見に行きました。ちょうどシルバーさんが草刈りをしていました。お聞きしましたら、いつ倒れてもいい木があると言いました。ほんで、いつ事故が起きるか、前に対処しなくてはいけないのではないかと言われました。

また、上街公園に以前水道がありましたけれども、今はなくなっています。シルバーさんが掃除をしてくれる方がおりますけれども、トイレとかいろんなところをしてくれています。それで、その水道がないので、下のトイレの水の水道から取って、掃除をしなくてはいけない。どうしてそれがなくなったのかなと、それもお聞きしたい。

そして、あと、東屋というんですかね、上側に休むところの家があります。それは、東屋というたら何やけれども、腰のところがもう腐っている。そして、桜の木がまた屋根にも覆いかぶさって、樋に葉っぱが詰まって、そこから草が生えている。

上街公園は本当に町内の子どもたちがすごく遊びに行っています。そして、町外から、うち店がやっていますけれども、町外から来た人たちも、どこか子どもたちが遊ぶ場所はないですかってよく聞かれます。そのときは上街公園を紹介するんですけども、観光に来ている方にもすごく人気があります。でも、あのままでは、あまり紹介はちょっと無理なところがあると思いますが。

それで、以前、あそこの上に築山がありましたよね。築山があつて、その後撤去をしました。撤去して、大きい石をもうずっと置いています。そして、ちょっと名前忘れた、すごく大きい碑が立っております。そして築山のところには木が生えて、シルバーさんがその掃除をした草なんかを全部そこへ集めています。そういう状況があるので、やっぱり一度見ていただいて、どうしたらええかということも考えてもらいたい。

それで、⑤としまして、町営住宅の外壁の汚れ等です。日の出団地の屋根、下津野峠からぱっと開けたときに、すごく屋根が汚いんです。前は一度こういう、同僚議員も前にちょっと質問したと思います。その前に私も1回質問しました。けれども、全然、それも何かそのままになっております。

それと、大原文学館の外壁の塗装が汚れていて、雨だれが真っ黒になっていますので、そういうこともしていただきたい。確かに大原富枝先生に寄贈していただいた基金があるのでそれらも活用して、遺族の方が元気なうちに、やっぱり何とかしてあげたらいんじやないかということも思います。

そして、本当に財源のこともあります、今後、今1番から5番まで言うことに対してのそれの対応をお聞きしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）7番、中山議員のご質問にお答えいたします。

いくつかにわたってご質問をいただきました。書き留めましたけれども、それぞれ管理をする部署もありますので、必要に応じて撤去ないし改善をするように今後進めてきたいと思います。

総務の関係で申し上げますと、日の出団地の屋根の関係ですけれども、ご指摘のとおり汚れております。これは、塗り直し等をするのにはやっぱり一定の財源も必要ですから、何らかの補助事業等も研究をしておるところでございまして、そのめどがたちましたら、必要な手立てをしていきたいと思うところです。

大原文学館、あるいはプラチナセンターの環境整備につきましても、それぞれの部署で適切にすることに今後、基幹会議等で調整をしていきたいと考えております。

上街公園の水道施設等々がありましたけれども、これにつきましては、ちょっと私のほうでは承知しておりませんので、関係する部署でお答えができるようでしたら、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）答弁ありますか。

暫時休憩します。

休憩 13:21

再開 13:24

○議長（岩本誠生さん）休憩間に引き続き会議を開きます。

執行部、答弁を求めます。

澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）お答えをします。

すみません、現地のほうを再度確認して、今後必要かどうかということも踏まえまして、検討をさせていただきたいと思います。

あわせまして、碑の後ろに枝木が残っておるというお話もありましたが、今月うちに上街公園の桜の剪定作業を担当課のほうでする予定をしております。そのときに併せて、そこも確認をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）それこそ、桜の木も斜めになつたりとか、てんぐ巣病というんですかね、あれがもうほとんど全部ついていますね、見に行つたら。やっぱりああいうところも切らないかんところは切つてせんと、もう本当、観光の人が来たり何してもよね、やっぱり上街公園はすごいきれいやね、こうっていうやつはスポットライトみたいな感じにしていただきたいと思うんですよね。石も石でそのまま置いちゅう、それも碑が立つて、その碑の歴史の好きな方らもよく町外からも来ますので、そういうことらも考えて、整備していただきたいなと。

そして、樹木医という人がおいでると思うんですよね、本山にもね。それで、名前出して構わんというたけ、もう出すんですけれども、先日細川敏水さんが通りかかって、実はお話をしたところ、前にも上街公園の桜はもう腐つちゅうけん、切らないかんでよと町のほうに何度か言ったというお話を聞きました。ほいで、そして花が咲いても、やっぱりもう木が老朽化していますので、花の色もきれいじゃないですね。やっぱりものすごくきれいな、昔本山は桜って言つた時期があつたので、ほんで、やっぱり上街公園を主にして、多分財源もないけれども、みんなが楽しくあそこで遊べるような感じにしてもらいたい。そして、行つたときは本当、斜めに木がなつて、てんぐ巣病がかかつて、もうこの木は切つたらえねつて、シルバーさんとお話をしもつて、したんですけども、やっぱり一定きれいじゃないくてはいけないので、何とかそれをしていただきたいなとお願いしたいと思います。

それで、あと先ほど言った①からの分とかで、②の分の方のほかの答弁を願いたい。木を剪定していただきたいのと、それで、上街公園もこんなになつてるので、子どもがそれに引っ張つて、結局遊ぶんですね。それで、そういうことも言わされましたので、それと、この前ちょっとやりおつたときに、腐つちよつて、こけて、足折つた人もおりますので、それで、やっぱり事故が起つる前に早く行つて、ちょっとしていただきたいなと思っております。

今、総務課長から言つていただいたのが日の出団地のことですが、この1番目と2番目とか3番目をちょっと答弁、誰かお願いしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）先ほどご質問、冒頭していただいた点については、1番、2番か

ら出されたそれぞれの部署が、総務が管理しておる、あるいは教育委員会、まちづくり等々がありますので、それは、この議会の後、必要な会議を持って、どういうふうにするのかはして、改善していくというふうにお答えしましたので、それでお願いしたいと思います。

あと2番、3番につきましては、具体的にどこの場所というのがなかったんですけれども、町有地でそういうのがあればということだと思いますので、それも点検をして、必要な対応をしていきたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）補足の答弁をさせていただきたいと思います。

まちづくり推進課のほうで森林環境譲与税を活用しまして、本山町美しい村景観保全事業というものに取り組んでおります。この事業におきましては、町道など生活道の支障になる樹木でありますとか、地域の公共施設等の安全な管理の支障になっておる、そのような町有施設で支障になっておるような樹木については、この事業を通じまして、伐採等の対応を進めております。

この申請につきましては、各地区の区長さんを通じて申請を上げていただくということと、その申請上げる際には、その樹木、土地の所有者、樹木の所有者さんの了解といいますか、承諾をいただいた上で作業に進むということにしておりますので、そういう事業も毎年広報してやっておりますので、そういう事業も活用して、対応していきたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）ありがとうございます。

最後に、上街公園の件なんですが、一回担当課か誰か見に行ってもらって、上の段、下は割ときれいにして、遊具がありますので、そこではよく子どもたちが遊んでおります。ほとんど本当、うちの店からもいつも上街公園へ遊びに行っているということを聞いております。それで、上の段のところの東屋というか、休憩所のところの屋根とそれと周りの腰のところが腐っているのと、それと樋がもう全然駄目になっているんで、その点を何とか至急に改善というか、もうやっていただきたいと思っております。

一度見に行っていただきたいと思いますけれども、こういうことを言って何ですけれども、だから、そういうシルバーさんが全部、社協の方が、シルバーさんがあそこへ掃除とか、いろんなところでしてくれるけれども、町の職員の担当課の方も行ってくれていると思うんですけども、最近誰か職員が行って、見たことはあるんでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）大石参事。

○参事（大石博史さん）上街公園に行政財産、普通財産のプールがあります。プールに水がたまる。その管理で私、もう先月、梅雨に入る前には水がたまっていないかの確認、それから、企画の課長言いましたように、切る木にはもう既に赤いテープを巻いて、切れるようにしております。東屋の現状、それから草をやっている現状も担当課に言って、僕はそのプールの周りを自分で草は全部刈っていますけれども、そういうふうに管理もしていますので、そのことをもう担当課に話をして、改善するように指示もしておりますので、早い段階で確

実に整備はされると思います。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）分かりました。

いや、そうしたら、それは何日か前に行ったんだと思うんですけれども、私は行ったのが5日ぐらい前です。そのときに東屋の屋根とか何とか、周りを見たら、それが気がつかなかった。プールのことはもちろん水が抜けよるけ、水がたまつたらいかんと思うけれども、上街公園が人がいっぱい、観光の人も、子どもたちが遊ぶ、そうしたら、周りを見たときに、木、何本ぐらいぶら下がっちょるとか、あずまやのところの上がこうなっているとかいうところまで見てきましたか。

○議長（岩本誠生さん）大石参事。

○参事（大石博史さん）公園全ての管理のことについて、手が足りていないんではないかというところで、特に切った木をそのまま現状、公園内に現場処理している、こういう状態の管理はいけないと、総合的に切る木も印しちゅうけれども、切るのも遅れちゅうと、そういうふうなところで指示していますので、総合的、全体を見まして、早急な対応策を取るよう指示をしております。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）総合的に全部見回りをしてくれているという答弁がありましたけれども、私がしつこく言うようで悪いんですけども、水のところとか、木が切るところは、ピンクの分で確かに巻いていました。けれども、東屋のところは多分見てていなかった。見とったら、その答弁のときに絶対言えます。けれども、言っていないということは、そこは見ていないということだと思いますが、ぜひもう見に行って、財源のこともあるけれども、やっぱり観光とか、みんなが来て、しているところをやっぱりきれいにせんといかんのじやないかと思いますので、ぜひもう一度見に行って、やってください。よろしくお願ひいたします。

以上で、もう全部の質問……

○議長（岩本誠生さん）高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）公園の管理でありますけれども、私も上街公園のほうで高校生と一緒にボランティアで花を植える作業に出ておったときに、ちょうど上街公園のトイレの樋に土がたまって、落ち葉がたまって、土がたまって、草とか木が生えたの見ました。それで、それを見てすぐ担当課のほうに行って、その分はのけましたけれども、東屋のほうはよう見ませんでしたけれども、今後そういうことありましたら、議員のほうからも日々、そのときに言っていただければ、こちらも対応していきたいというふうに考えておりますので、やはりきれいな公園を造っていくことで共に頑張っていきたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）副町長のお言葉分かりました。その都度その都度言うてもいいんですけども、あまり議員がいつもいつも来て、言うのもいまいちと思いましたので、全体の

ことを考えて、確かに副町長は下のトイレのところにもう草が生えていたのが分かったでしょう。それと同じように上もなっているので、やっぱりその都度その都度言うたら、もう本当幾つもあるので、いつも役場へ行って言わにやいかんなる。そういうことになつてもいかんので、やっぱり本当に職員も少なくて、忙しい中、支援員の方もおつたりしてするけれども、やはりそういうことは、一回見たら、下だけやなしに上も見ていただきたい。

これで一応もう一般質問終わりますけれども、ぜひ、財源のこともありますけれども、やっぱり優先順位を決めて、していかなくてはいけない。そして、今言つたみたいに、プールの件も見に行ったというけれども、プールをこれから、それをどうするか、プールを壊すでもお金が要るけれども、なかなか難しいという答弁もしていましたけれども、やっぱりそれではもういけないので、話をして、何かの補助でもあればということになりますので、本当に今後よろしゅうお願ひいたします。

これで一般質問、全部終わります。ありがとうございました。

○議長（岩本誠生さん）これをもって、7番、中山百合さん的一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（岩本誠生さん）次に、2番、川村太志さん的一般質問を許します。

2番、川村太志さん。

○2番（川村太志さん）議長のお許しをいただきましたので、2番、川村太志、一般質問をさせていただきます。

ちょっと喉のほうがいがいがしていまして、声が出にくいくらい状態なので聞こえづらいかもしませんが、よろしくお願ひします。

今回は、ふるさと納税への取組について、人口減少に伴う労働人口の減少について、地域住民と観光客が共に楽しめる遊び場の整備について、以上3項目、事前に通告いたしております。よろしくお願ひします。

まず、1項目のふるさと納税への取組についてです。

近年、ふるさと納税制度は、寄附金集めの枠組みを超えて、地方自治体にとっての重要な財源確保手段であるとともに、地域経済を活性化させるための戦略的な取組の柱として、全国的にその存在感を増してきております。

制度創設当初は、都市部から地方への財源移転という大義の下、地方の財政を支える新しい手法として期待されておりましたが、制度が成熟するにつれ、単なる財政補完という役割にとどまらず、各自治体の工夫と努力、さらには地域資源の発掘力や情報発信力が寄附額に直結する宿命と発展してきております。現在では、返礼品の魅力やストーリー性、発送体制の整備、さらには広報・プロモーション活動の公設が寄附者の関心と行動を左右する大きな要因となっており、全国の自治体間においても、いかに他と差別化を図るかという競争の時

代に突入していると考えます。

そうした流れの中で本町におきましても、これまでふるさと納税制度の恩恵を受けて、一定の寄附収入を得てきたと思います。しかしながら、全国的には寄附額の伸びが鈍化しているという傾向も見られ、また、制度改革などによる影響もあり、今後どのような戦略を持って、制度を持続発展させていくかがより一層問われる時期に来ていると認識しております。

そこで、まず、ふるさと納税制度の現状と今後の展開についてお伺いをいたします。

本町におけるふるさと納税の現状、年間を通じた寄附額の推移、寄附件数の動向、主力返礼品の構成割合、さらに寄附者の属性や傾向といった具体的なデータを踏まえた上で、町としてどのように制度を評価されているのか、現時点での認識と分析について、お答えいただきたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）2番、川村議員の一般質問にお答えします。

ふるさと納税は、このふるさとという言葉が示すように、多くの国民が地方で生まれ育ち、進学や就職を機会に都市部で暮らすようになり、そこで納税することになりました。その結果、自分を育んでくれた地方の自治体には税収がないと、その自分を育んでくれたふるさとに貢献する仕組みができないかということです。ふるさと納税が導入されたというふうに私は理解をしたところでございます。

ふるさと納税、本来税制上は寄附という性格ですので、応援したい自治体や事業に対して行われるのが本来の姿ではあると思いますけれども、今は返礼品が目的となっているのも、もう事実でございます。

本町では、お米や牛肉、しそジュースや地元の施設利用券など、地域で頑張っている地場産品を返礼品としております。また、他の自治体とのコラボによる返礼品もございます。本年は、汗見川清流マラソン大会への参加券も返礼品というふうにいたしました。いずれの返礼品も数量に限界がございますので、今後、産業振興などにつながる新たな返礼品の開発に向けて、地域で頑張っている農・畜・林産業者、商工業などの皆さんと連携して、この取組を進めていくとともに、ふるさと納税の活用を含めた情報発信に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、先進的な自治体の取組も取り入れてまいりたいというふうに考えております。

そのほか、返礼品がなく、産業振興や子育て支援など、地方創生プロジェクト事業を寄附で応援していただく企業版ふるさと納税というものもございます。これにも本町取り組んでおります。今、企業とのマッチングの取組をしてもらえる制度もございますので、そういったものなんかも取り入れて、今後この企業版のふるさと納税にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

なお、金額等につきましては、担当課長のほうからお答えいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）2番、川村太志議員の質問にお答えいたします。

ふるさと納税の推移ということでございますけれども、これまで議会で何度か実績は答弁はしておるとは思いますけれども、令和4年度が、寄附件数が1, 408件、寄附金額は3, 082万6, 000円、令和5年度につきましては、件数が1, 210件、寄附金額につきましては2, 673万7, 500円、令和6年度の実績につきましては、寄附件数が865件、寄附金額は2, 674万3, 000円であります。

これらを踏まえた認識と分析というご質問でございますけれども、金額については鈍化しておるという議員のご指摘のとおりで、本山町につきましても金額は伸び悩んでおります。幸いかどうか分かりませんが、何とか、令和5年度の寄附金額は上回っているような状態で推移をしておりまして、財源確保と町内産品による返礼品の調達によって、産業振興とともに、寄附額を財源とした新規事業の実施により、一定の事業効果が上がっているものと認識をしております。

なお、分析といたしましては、農産物や水産物等の資源が一定の数量を確保できる自治体にとっては非常に有利となるわけなんですけれども、本町につきましては、令和5年度につきまして、地場産品基準が明確化されたことによって、返礼品の数がどうしても減って、減少したというところが今の状態につながっておるというふうに考えておりまして、返礼品の少ない自治体にとっては、多額の寄附額獲得は正直厳しい面があるのではないかということで、本町としても返礼品の調達には、現状苦戦をしておるというふうに分析をしております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）2番、川村太志さん。

○2番（川村太志さん）ありがとうございます。

昨年度の12月議会でも質疑した際に返礼品のさらなる充実に触れられておられました。今後充実していく予定となっているのかもしれませんけれども、新たな取組として、成果の出た部分について教えていただきたいのと、また、昨年度から専任職員を雇用し、事業に取り組んでいるとのことでしたが、アドバイザーの雇用やホームページの充実などについての現状を教えていただきたいと思います。

また、年に2回ほど、意見交換を踏まえた協議を行われているとのことでしたが、大体いつの時期ぐらいに開催されているのか、また開催時期は、新規参入事業者への声掛けなどはどういう形で行っているのかお伺いいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）質問に対しまして、ちょっと若干前後する可能性がありますが、まずは昨年度のふるさと納税推進協議会、これはいわゆる任意の会なんですけれども、昨年度は7月の1回のみという状態でした。この7月において、7月の改正に向けての協議をしておるところでございます。推進協議会等で意見を出し合った後、新たな新商品等があったことについては、事務局のほうから個別にその団体等に訪問をして、新規参入を促しておるところでございます。

そういう意味で、12月以降について新たな商品ができたかということについては、昨年課長が報告した内容と若干重複をする部分があるかと思いますが、基本的には、農産品につきましては、新しい農産品が、サツマイモ等が芋関係につきまして新商品化、これは9月からの分なので重複する部分がございますけれども、そういう部分であるとか、前にも申し上げましたように、汗見川の清流マラソン大会の出走券とか、民泊施設の宿泊券とかいうところで新たな新商品をつくっていったという経過がございます。

なお、もう一点、アドバイザーの雇用に関しましては、今年度雇用を計画しております。その中身としましては、ホームページの見直し、事業者の開拓、もしくは戦略的な仕掛けですね。いろんなところによると、キャンペーンの仕掛けをしたりとかいうのがございますので、そういうところも踏まえて実施をしたというふうに考えてはいるんですけども、残念ながら、これも返礼品の経費を充ててというところもございまして、動向を見ながら、実施ができるような段階になれば、実施をしていきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん）2番、川村太志さん。

○2番（川村太志さん）事業者や生産者の目に留まっていない場合は、せっかくの機会を喪失してしまうと思うので、そういう協議をやる時には、しっかり周知した上で掲載するよう充実を図っていただき、商品数の増加、見せ方の調整、寄附額の増加を目指していただきたいと思います。

次に、返礼品の魅力強化と地元産業振興への連動についてお尋ねいたします。

ふるさと納税制度を通じて、町内産業へ実質的な波及効果をもたらすには、返礼品を取りそろえるだけでなく、それらの魅力づくりやストーリーの発信、さらには事業者との密接な連携体制の構築が鍵を握ると考えております。

本町には外に誇るべき地域資源が数多く存在しております。これらをいかに返礼品として磨き上げ、全国の寄附者に選ばれる商品として届けていくのか、商品そのものの質の向上に加え、その背景にある地域の物語をどのように発信していくのか、これらは地域ブランドの確立という観点からも重要な課題であり、返礼品と地元産業振興を一体的に捉えた戦略的な取組が求められると感じます。さらに返礼品開発においては、町内事業者や農業者とのパートナーシップの下で、新たな商品を生み出すことや既存商品のブラッシュアップといった取組も大切です。町として、こうした民間との連携体制をどのように位置づけ、具体的に支援していくお考えかお聞かせください。

加えて、ふるさと納税制度を単に一過性の寄附行為として終わらせるのではなく、それをきっかけとした町との継続的な関係構築、すなわち関係人口の創出や将来的な移住・定住へのステップとして捉える自治体も近年増えてきております。寄附者との交流の場づくりやリピーター寄附者に向けた特別な発信、イベント参加の案内などを通じて、ふるさと納税をまちづくりへの入り口と位置づける視点は、本町にとっても今後検討すべき重要な方向性でないかと考えます。

本町においても、こうした新しい制度活用の在り方、そして、中長期的に制度がもたらす

可能性をどのように捉え、将来展望を描かれているのか、今後の施策の方向性についても併せてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）お答えをいたします。

先ほど川村議員がおっしゃったとおりだと感じております。町内の民間事業者や農林事業者との新たな連携体制を取ることで、ふるさと納税の取組だけでなく、町内全体の地元産業の振興につながると考えております。

このため、連携の取組を進めていくことは、そういった意味で非常に重要であるというふうに位置づけをしておりまして、連携体制の構築による具体的な支援については、事業者それぞれの支援内容が違うことが想定をされますので、事業者の要望を聞いた上で、新商品の開発や既存商品の付加価値向上など、可能な範囲で効果的な支援を行いたいと考えております。

また、県内の自治体でも、ふるさと納税の取組に併せて、関係人口の創出や移住促進等へつなげて、効果を上げている自治体はあると感じております。具体的には、例えばの例でいきますと、返礼事業者や生産者の素顔、生産する產品への思いなどの紹介や寄附金がどのようにまちづくりに使われているか等を効果的に発信をして、継続しての寄附や直接的に町を訪れてくる等のファンづくりを図っていきたいというふうに考えております。

また、関係人口創出の取組については、本町にとっても、産業振興のみならず、移住・定住促進や少子化対策にも効果があると考えており、今後の取組を進めたいと考えております。単に財源確保の側面だけでなく、広く町民の方への恩恵とまちづくりが進む取組を引き続き図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）地域産業の振興とそれから寄附者との交流、いわゆる関係人口の問題について、少し私も発言をしたいと思います。

今、ふるさと納税では、令和6年産のお米もすぐにソールドアウトになっていました。ブランド米の取組を本当に条件の厳しい中で本山町の住民の方、稻作農家の方が取り組んでおられまして、私はこれを持続可能な取組にするためにはどうしたらいいのかということを考えて、最近よく言う言葉に、やはり所得を確保するという意味では、今もう耕地面積、それから数量も大体限定されていますので、そういう中で所得を確保するとなると、もう価格転嫁、いわゆる高く買ってもらうというところが必要じゃないかというふうに私は思っています。

そういう意味で非常にこだわりを持って育てた、手間暇かけて育てた米を持続可能に所得を増やしていくために進めなくてはならないと。そういうことでいえば、今の令和の米騒動と言われていますけれども、お米が高い高いと言われていますけれども、私は、農家の皆さんのが一生懸命、大切に育てたお米を僕は高く買ってもらいたいというふうに思っています。

す。それは、ただ単にお米を買ってもらうということじゃなくて、このお米を買うことで、日本の原風景である棚田を守ることにつながると。だから、私は棚田という景観保全を買ってもらうということでお米を買ってもらう、そういういたところに共感を持ってくれるところとつながりたいというふうに考えています。

今、1年間通して、12か月通して、その高いお米をというふうにはならないかもしれませんけれども、この1か月だけは、高知県本山町の棚田を守るためにこのお米を買って、応援しようと。そういう意味では、そういうふうに購入してくれた方が本山町の棚田を見学に来ると、先ほど交流、関係人口の話がありましたけれども、そういうことも行政のほうでも取り組んで、棚田を見てもらうと。私たちが購入したお米は、この棚田を守っているんだと、こういう環境を守っているんだということにつながるような、そういう取組にしていかなくちゃならないじゃないか。それがひいては、所得を増やすことによって、若い後継者の方も、そういう農業やったら、僕らもやってみたいというふうに、後継者の育成までにつながると、そういう取組にこのお米の、特にお米ですね、については、していかにやいかんのではないかと。

最近いろんな農業の会議なんかでも、もう発言できるときには至るところでそういうような発言をしてまいりました。東京都内でも、社食とかいうところで今月は天空米を使ってもらえるというような話もぽつぽつと聞こえ始めていますけれども、そういうことをやはり売り込んでいくという、それは私の役割でも当然あると思っておりますので、そういうことで、そのお米を単に買ってもらうというだけじゃなくて、棚田というか、そういう日本の原風景を保全する農を買ってもらうという取組につなげていきたいというふうに思っております。今年度は担当課と、それ一生懸命やろうということで話をしておるところでございます。

○議長（岩本誠生さん）2番、川村太志さん。

○2番（川村太志さん）町長、ありがとうございます。

本当にストーリー性は大事だと思いますし、そういう人たちにここへ来てもらって、交流を持つことで、応援もしてもらえると思いますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

次の項目へ移ります。

○議長（岩本誠生さん）次へ進んでください。

○2番（川村太志さん）はい。

次に、2項目め、人口減少に伴う労働人口の減少についてですけれども、人口減少がもたらす地域内雇用の確保と地域経済の持続性に関する課題についてお伺いをいたします。

全国的に少子高齢化の進行が加速する中、総務省の統計によれば、日本の自治体の約7割以上が将来的に消滅可能性があるとの指摘を受けており、地域の将来に対する強い危機感が広がっております。

本町におきましても例外ではなく、特に若年層の都市部への流出が顕著であり、これに伴う地域労働力の不足は年々深刻さを増している状況にあると感じております。

このような人口動態の変化は、数字の問題にとどまらず、町内の中小零細企業、農林業者、各種サービス業など、地域経済を支える多様な事業者の担い手の不足に直結する問題であり、事業継続そのものを左右する根幹的な課題です。地域内の雇用の創出・定着は、町の経済と暮らしを将来にわたって維持するための最優先課題の一つであると考えます。

しかしながら、現在、町内における求人情報の発信は、主にハローワークなどの公的機関を活用しており、その情報が十分に若年層、特にZ世代、ミレニアム世代といったスマートフォン中心の生活を送る層に届いているかと問われれば、依然として大きなギャップがあると感じております。

そこで、まず、若者に届く求人情報発信についてお伺いをいたします。

多くの若者にとって職業選択は、仕事内容の条件だけでなく、働くことでどんなライフスタイルを実現できるか、どんな人と働くか、地域での暮らしと仕事がどのように結びついているかといった要素も重視されていますが、町内事業者の多くは限られた経営資源の中で自ら積極的に広告宣伝を行うことが難しく、求人情報が埋もれてしまっているのが現状です。

こうした状況を打開するためには、町が主体となって、地元事業者の魅力発信を支援する仕組みの構築が必要ではないでしょうか。例えば町のホームページやSNSを活用し、地元事業者へのインタビュー記事や動画を掲載するローカルジョブ特設ページの立ち上げ、さらには仕事、暮らしや働く人の一日を紹介するような若者に響くコンテンツづくりなど、情報発信の工夫によって、町で働くことの価値とリアリティーを伝えていくべきだと考えます。また、地域に根差した仕事紹介イベントの開催や高校・大学との連携によるキャリア教育の一環としての企業訪問、インターンシップ制度の強化も将来的な人材の定着に向けた一助となるものと期待されます。

求人情報発信について、町としてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）2番、川村太志議員の質問にお答えをいたします。

若者に届く求人情報発信についてというところでございますが、求人広告につきましては、当然役場のほうでも求人を行っております。現状といたしましては、ハローワークでありましたり、担当課によりましたら、そういう移住関係、もしくはJICAなど関連する事業体を使ってのところで求人を行って、経費がかからないような形で求人募集を行っておるというところになるかと思います。

今回の質問の中にローカルジョブの特設ページの立ち上げ等のご意見がございました。立ち上げに関しましては、地元事業者の魅力を発信することということは非常に重要なと思っておりますが、あと、議員の提案が移住向けなのか、町内向け、近くは嶺北向けという内容にも関わってはくると思いますけれども、これにつきましては、商工業をやっておるまちづくり推進課、もしくは関連する団体とも協議をしていければというふうに考えておりますし、移住向けにつきましては、今年度、移住相談会を田舎暮らしネットワーク、NPO

のほうに委託をしておりまして、今年度ホームページの改修なんかも行うという話も聞いております。もしそういうことが可能であれば、そういうページも今後活用できるのはないかというふうには考えておりますが、その辺につきましては、先ほど言いましたように、関係機関と相談をして、やっていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）2番、川村太志さん。

○2番（川村太志さん）ありがとうございます。

ハローワークで結構求人出しているところは多いんですけども、なかなか定着しないと、年齢層も結構高めだという話もあります。そうした中で、各事業所で有料の求人を出すと結構値段も高いですよね。こうした補助とかできないものかと。一時期、特定地域づくりの話がありましたけれども、最近ちょっと聞こえなくなってきたので、こちらの観点から今回話をさせてもらいましたけれども、求人の間口を広げるのにもいろんなところに求人を掲載したほうがいいと思うんですよ。こうしたときに町として、補助金を出せないかとか、そういう取組はできないものかお伺いします。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）特定地域づくりの事業と関連をというような話でございますけれども、先ほど言いました広告の助成につきましては、ちょっと府内で再度検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）2番、川村太志さん。

○2番（川村太志さん）ありがとうございます。

次に、U・Iターン希望者と地域事業者のマッチング機会のさらなる創出について、現在、本町においても移住促進の取組として、県や他自治体と連携した移住促進フェアへの出展や相談窓口の整備といった施策が進められておりますが、U・Iターン希望者と町内事業者が実際に出会い、相互理解を深める場はまだまだ十分とは言えないのではないでしょうか。

都市部での開催イベントやオンライン説明会の場に町内事業者が直接参加し、自らの声で仕事の魅力や職場の雰囲気を語る場を設けること、また、移住者に対しては、空き家紹介や生活環境の案内だけでなく、働く場所と暮らす場所を一体的に提案できる体制の構築が求められています。さらに地元企業で働く若者がリクルーターとして、SNSなどで町の魅力を発信する地域内リクルーター制度の導入なども有効な手段として検討いただきたいところです。

加えて、将来的な移住希望を対象とした先行的な関係構築も重要です。例えば大学生や社会人の地方志向者向けに向けたお試しワークステイ、副業・兼業型就労の受け入れといった柔軟な働き方への対応ができれば、町内企業の可能性も広がり、外からの人材流入にもつながるものと考えます。

このように若者に響く求人情報の発信とU・Iターン希望者と地域事業者との効果的な

マッチングを実現するためには、求人情報の周知にとどまらず、町のファンや地域で働くことの価値観を共感してくれる人を育てていく長期的な視点も求められていると思います。

本町として、これらの視点を踏まえた施策の方向性と今後の具体的に取組について、町としてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）お答えをいたします。

先ほど移住フェアについて、町内事業者の方と一体的な相談をすることによって、一緒にすることは確かに理にかなっていることではございますけれども、担当課といたしましては、まずは町の魅力を分かっていただき、移住に対しての気持ちを高めるものにしたいというふうに考えております。

また、就職を基に移住を募るのであれば、高知県等で移住就職・転職フェアなど、定期的に行っておりますので、そういった就職サイドからの移住ということについては、ちょっと事業者さんのほうで、希望があれば、何らかの支援をしていくとか、そういったことで対応していただければというふうには考えております。

あと、また、地域内のリクルーターの制度についてもお話をありました。これができることによって、後につなぐお試しの関係とか、そういった組織ができるのではないかなどというふうにも考えております。この辺につきましても、先ほど言いました担当課とちょっと協議をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）2番、川村太志さん。

○2番（川村太志さん）人口減少と労働人口の減少に歯止めをかけるためにも、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

最後に、3項目めに移ります。

○議長（岩本誠生さん）進んでください。

○2番（川村太志さん）はい。

地域住民と観光客が共に楽しめる遊び場の整備についてでございます。

地域住民と観光客が共に楽しめる遊び場の整備及びその活用についてお伺いをいたします。

少子高齢化が進行する中で、特に地方においては、子育て世代に選ばれるまちづくりが極めて重要な政策課題となっております。本町においても、子育て支援に積極的に取り組んでいる感じしておりますが、実際には遊ばせる場所が少ないといった声もあります。

子どもは日々の遊びを通じて、体の発達や社会性を育み、また、保護者にとっても安心して子どもを遊ばせることのできる場所の存在は、生活の質を大きく左右する要素となります。こうした意味で、地域に根差した遊び場や公園施設の整備は、インフラ整備ではなく、子育て世代の定住促進、地域コミュニティーの形成、町の魅力向上という多面的な意義を持つ重要な取組であると考えます。

まず、子育て世代が子どもと楽しめる公園施設の整備についてお伺いをいたします。

屋外の遊具施設整備に加え、雨天時でも利用可能な屋内型の多目的スペースや親子と一緒に参加できる簡易な工作、読み聞かせなどができるワークショップエリアの設置、また、乳幼児を育てるご家庭にとっては、授乳室やおむつ交換台、バリアフリー対応のトイレといった細かな配慮も必要不可欠です。さらに遊ぶ場としてだけではなく、集う場、学びの場としての機能を持たせることも重要であると考えます。季節のイベントや体験型講座などを開催し、保護者同士の交流や情報交換ができるような仕掛けづくりも検討していただきたいと考えます。

これにより、公園が点として存在するのではなく、地域の暮らし、子育てに目指した場として機能することになり、日常に訪れたくなる環境の創出にもつながると考えますが、現状の公園施設の整備状況、今後の計画があればお伺いをいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）2番、川村太志議員のご質問にお答えをいたします。

子育て世代が子どもと楽しめる公園整備の今の現状についてでございます。

ご質問については、このような施設があればよいというのは大変認識をしておるところでございますが、現状につきましては、令和3年度において、吉野運動公園、上街公園等に鉄棒、滑り台等、6遊具を設置しております。トイレにつきましては、おむつ交換ができる多目的トイレなどはございますけれども、授乳室については、ちょっと今現状整備されていないような状態でございます。

今後の予定といいますか、計画という質問でございますけれども、ある一定こういう施設をするに当たっては、広さ的なところ、いわゆる用地、集まりやすさの立地などというところが重要になってくるのではないかというふうに考えておりますし、当然施設整備費の予算の問題もあることから、先ほど中山議員からもいろいろ公園の話はございましたけれども、子育て世代のニーズは一定あるものというふうに考えておりますが、現時点での具体的な整備計画はございません。

引き続きトイレや遊具や公園内を適切に管理していき、楽しめる公園に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）2番、川村太志さん。

○2番（川村太志さん）公園施設を活用した、これに観光を絡ませまして、お伺いをいたします。

近年、全国的に子どもと一緒に楽しめる観光地へのニーズが急速に高まっており、ファミリー層を中心に、自然と触れ合いながらゆったりと時間を過ごせる場所が選ばれる傾向にあります。こうした背景を踏まえ、本町の豊かな自然や地域資源を生かした体験型・滞在型の遊び場の整備は、観光戦略の柱として、十分な可能性を秘めているのではないでしょうか。

例えば町の森林資源を活用した木製アスレチック施設や地元職人による木工体験コーナ

一、棚田や川辺を活用した自然の中で学べる遊び場など、本山町ならではの特色ある施設を整備することで、わざわざ来たいと思ってもらえる目的地となり得るのではないかでしょうか。また、道の駅など周辺施設との連携による周遊ルートの形成や地元産品と組み合わせたお土産開発、親子で楽しめる体験観光プログラムとしての商品化など、公園施設を核にした観光経済への波及効果を見込める取組についても積極的にご検討いただきたいと思います。

加えて、長期休暇時には町内外から多くの人が訪れる子ども向けイベントやアウトドアフェスなど、公園を活用して開催することにより、地域内事業者の出店の機会も生まれ、地域経済の活性化にもつながると考えます。

这样的に遊び場の整備は、子育て支援と観光振興の双方に資する多面的な価値を持つものであり、施設の設置にとどまらず、ソフトとハードを一体として、整備・運営する視点が不可欠です。町として、子育て世代のニーズを踏まえた公園整備をどのように構想し、また、観光施策としてどのように連動させていくのか、地域住民と来訪者が共に楽しめる地域の資産としての遊び場づくりについて、町の考えをお伺いいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

子育て世代にも選ばれる、そして、観光としての活用も図られるということで、いわゆる滞在型という話もございました。

子どもが今遊べる施設、雨が降っても大丈夫な施設が欲しいという保護者の皆さんのはいいただいております。そういったことも今後、僕はこれ考えていかなくちゃならないということは思いますが、今、具体的にこうなっておるというところはございませんけれども、その検討は当然入らなくてはならないというふうに思っています。

それから、遊具についても、やはり今いろいろと遊具、整備しておりますけれども、低年齢であっても、乳幼児が遊べる遊具がないということで、そういったご指摘なんかも受けたこともございますので、そういう視点でも、やはり安全性も当然必要でございますので、そういう意味では、そういう視点を持って、この施設整備をしていかにやいかんということも考えていかなくてはならないというふうに思っております。

今、子育ての支援センターとかございますけれども、今ある施設もどういうふうな活用ができるのか、いわゆる授乳室があつたりとか、おむつ交換なんかも含めて、できる施設というようなこともありますので、保護者同士で交流しながら、子育てを孤立しないように、相談ができる環境ということは非常に大事だと言われておりますので、そういったことなんかも考えていかなくちゃならないというふうに考えておるところでございます。

そういう施設があるとか、公園があるということで来町者の方も増えてくるということ、そういう環境にもなってくるということもございますので、また、観光という面でいえば、先日、帰金山公園の整備を商工会の皆様や老人クラブの皆様、それから観光協会の皆様と一緒に花がら摘みなんかもしましたが、ああいった公園もやはり大事にしていかなくてはならないと。やはり老木とか、枯れたりいろいろしていますので、上街公園の話も出ましたけ

れども、やはり公園整備というのは、そういう面で非常に重要なことがあるというふうに考えておりますので、そういうことも併せて、子育て支援と観光施設、重なる部分もありますけれども、やはり子育て世代に選ばれるという環境づくりも必要ですし、そういう観光としての公園整備についても今後検討していかなくてはならないと、できる整備は、もうこれはしていかなくちゃならないというふうに考えておるところでございます。

○議長（岩本誠生さん）2番、川村太志さん。

○2番（川村太志さん）ありがとうございます。

まずは、公園整備の計画の見直し等々から考えていただけたらなと思っております。よろしくお願いします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）これをもって、2番、川村太志さんの一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

休憩 14:21

再開 14:30

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（岩本誠生さん）一般質問を続けます。

8番、大石教政さんの一般質問を許します。8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）皆さん、こんにちは。8番、大石教政、議長の許しを得ましたので、一般質問を行います。

今回は、町長の政治姿勢、行政報告について、本町の諸課題について、物価高騰対策について出しております。

質問の前に、梅雨に入りましたが、大雨等に気をつけてもらい、また、世界を見ますと、ウクライナとロシアとか、また、パレスチナ、イスラエル、ガザ地区の問題等、世界ではなかなか戦争、紛争が続いておりますが、早期の平和実現が非常に大事だと思われます。

戦争等により非常に不幸な状態が起きており、また、ガザ等においてはもう食べられない、飢餓状態等続いており、非常に悲しいことです。

また、米国等による関税貿易摩擦、また、自国第一主義等の中に日本等も巻き込まれております。物価高等も続いております。

その中でも田植え等も一段落し、また、ツツジやアジサイのきれいに咲く季節になってきました。梅雨の大雨等に気をつけてやっていきましょう。

それでは、町長の政治姿勢、行政報告について。

自衛隊高知駐屯地の年に1回記念行事等に併せて、県や県下市町村等が参加し交流されている。そのときに自衛隊等により、本山町はどこの部隊が災害時等の派遣支援体制なども説明されている。これは近くで県や県・国会議員、また、県、他の市町村と非常に交流等、有効な機会ではないかと思われるが、本町へは案内はなかったのか。また、案内があって参加しないのであれば、理由を伺います。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）8番、大石議員の一般質問にお答えします。

自衛隊への行事への参加についてのご質問をいただきました。

香南市にございます陸上自衛隊高知駐屯地からの先月5月31日、土曜日でございましたけれども、開催の自衛隊の高知駐屯地創立59周年の記念行事のご案内をいただきました。当日は、先に同時間に他の公務が入っておりましたので、欠席の連絡をしたところでございました。

議員ご指摘のとおり、自衛隊の皆様との連携は、大規模災害等が発生した場合などに、災害派遣要請に基づく支援をお願いしなければならないということなども想定されておるところでございます。

ご挨拶など、名刺交換させていただく機会も今までではございましたが、今後とも連携を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）他の市町村等、町長が行けない場合には副町長とか、課長とかの代理を出すべきではないかと思われます。県や市町村のたくさんおる中で、町村ごとに町長名とか、代理の方とか読み上げていく中で、本町の名前が出てないということは、町長が忙しい場合は誰か出して、本町の名前も呼んでもらうようにするのが非常に連携とか、本町としても宣伝というなんですかけれども、イメージアップとかになるんではないかと思われます。

県や国会議員等も参加されておる中で、本町の名前が呼ばれないというのは非常に寂しいというか、今後町長が行けない場合には代理等立てるということはあるものか、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）ご指摘も踏まえて、今後対応してまいります。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）近くで社交場になっているので、東京等へ行くのもいいけれども、近くも大事にすることが非常に大事だと思われます。

続きまして、②として、二地域居住、概要と詳細、2年間の実証終了後に増えた。その効果と評価をし、本格的な事業となるようにしていく必要があると思われますが、現段階で想定される受入れ人数や、また、本山町からも出でいく双方間交流、町内からも二地域居住等するのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）8番、大石議員の質問にお答えします。

実証後の予定につきましては、これからというところでございまして、いろいろな実証をしてどういったことができるかということが想定されると思っております。現段階で終了後の予定については未定でございますけれども、本年度につきましては、4名の方を受入れをする予定で予算を計上させていただいております。

なお、そのモニターツアーの開催時期でありますとか、そういうことにつきましては、このモニターに参加をしたいという方が申込みをしないと成立しないということになっておりまして、実際のところは何人が申し込んでいただけるかというところについても未定となっておりまして、今後事務局であります県、ANAとも相談をしながら実施に向けて決定したいというふうに考えております。

なお、先ほどの質問の中で、前段ほかの議員の中から、いつからこの事業を実施するかという質問に対して資料を持ち合わせておりませんでしたが、10月からの受入れ、10月から3月までの間で事業実施をしていくというふうになっておりますので、併せて答弁をさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）ANAと10月から受入れということで、そうすると、モニターツアーとか、人材を育てるとか、モンベル等を中心に体験を行うということですが、人材を育てる、観光ガイド養成等、いいメニューと思われますが、その中で新しく観光ガイド養成とか、人材を育てる中で、また今本町のモデルの観光協会も非常に苦しい中ではないかと思われますが、その整合性等はどのように考えておられるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）先ほど観光協会との関係につきましてですが、本事業の目的からしますと、移住政策の一つでありますと、観光協会とは直接関係がないものと考えております。

加えて、先ほど10月からということで事業を実施をしておりましたが、前段、申込みもありますので、若干早くはなってくると思いますけれども、10月から受入れができるというような認識でいただいたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）二地域居住がANAと高知県及び須崎市、馬路村、大川村、また、鳥取県とその県内3町、共に協定を結びとありますが、これはANAだけから来るのか、それともほかのこの協定の地域とも相互に二地域居住というか、お互いに行き来、交流するのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）お答えします。

今回エントリーをした自治体がこの4市町村というところでございまして、ここと交流するかということについては、今回の事業とは直接関係がございません。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）今回の事業はANAと、ANAから本山町に居住というか、本山町との間でANAの人が二地域居住するということで、本山からANAのほうへは居住はないのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）質問の意味がちょっと分かりにくいんですが、逆だった場合は何か人口が流出しそうな感じがするんですけども、基本的にはこちらのほうのモニターツアーをしたいという受付をANAさんがやってくれる。それを市町村が認定したことによって、それを決定をした後に航空券を取った場合に格安になるというような流れになっております。

そういうところで、ANAさんから本山に来ると。モニターを受けたい方が来るというだけになります。こちらからは行くことはございません。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）これは2年間のモニターツアーということですが、その2年過ぎた後もまた継続等でやるのか、2年の単発の事業なのか、分かっておればお伺いします。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）このような取組をANAさんが国の事業を受けてやっておるわけでして、各市町村がどういうふうにやるかは、モニターの結果次第検証されるというふうに考えておりますので、今後についてはまだ未定だというふうに認識をしております。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）2年たっても後へつながっていくような成功事例にしていくべきと思います。

続きまして、③として、これからずっと大雨等、心配、危惧されますが、防災対策や減災のために、これからの大雨等の災害時に対する早期の避難、避難者の方の対応、訓練等の計画を問います。また、これまでの災害等、訓練等での課題は何であったのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）8番、大石議員のご質問にお答えいたします。

災害時の対応といいますか、今後大雨が予想される時期になってまいりました。本山町では、例年この時期に職員を集めまして、災害時に発生した対応については意思統一をしておるところでございます。先日、5月16日に職員研修という形で、災害対策本部を設置した場合の職員の体制についての確認をしました。大雨、暴風、その他警報が発令されたときに

必要な対応を取ることから、この会場を中心とした本部会の設置、あるいは各避難所に職員が赴く、そういった内容のことについて意思統一をしたところでございます。

万一災害が起きましたら、本山町災害対策本部というものを設置し、町長を本部長として各所属長、本山町消防団長を含めた者でその災害の規模、内容によって体制を取ることにしております。

質問のあった早期の避難、避難者への対応でございますけれども、避難は、例えば台風の大きさとか、予想進路等々踏まえて、災害対策本部でそれぞれに設けております避難レベルによって、必要なお知らせ、体制を取ることにしております。

避難所等の開設につきましては、それぞれの自主防災組織で自ら事前に開設し、備えて、それらと連携を取って避難者の状況は常に把握しながら対応していくことになろうと思います。

本年の避難訓練の計画を問うという質問に対しましては、今年の統一した避難訓練につきましては、11月1日土曜日に実施する予定であります。これは、県内一斉避難訓練に合わせた統一で実施をすることになっておりまして、先日、本山町自主防災連絡協議会、24の行政区の委員さん、ほとんどの方に集まつていただきまして決定いたしました。

避難訓練の内容といたしましては、南海トラフ地震臨時情報が発表されたという想定で、11月1日に訓練するという計画をしております。

その際に、訓練の内容はお示ししておりますけれども、日が近寄ってきましたら、住民の皆様にはお知らせをしますし、各地区では、独自の避難訓練等々も計画をされると思われますので、ぜひ地域のそういった訓練には参加をされて、と一緒に万一のときの備えに対応していただきたいと考えておるところでございます。

あと、これまでの災害時の課題という質問でありますけれども、それぞれ災害の大小にかかわらず、様々な問題もありました。実際に道路崩壊等が起つた関係では、長期間にわたって工事ができなかつたこともありますし、まだきれいに直り切っていないところもあります。それらは、これまでの災害の教訓を踏まえまして、同じことにならないように、職員等々と協議しながら対応していきたいと思いますし、地域の住民の皆様の協力も必要になってくるというふうに考えます。

とりあえず、以上でお答えとさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）避難訓練等、統一でもあり、地区独自でも工夫してやっていくということですが、役場等でも可能な範囲で時々夜間訓練等も取り入れてもいいのではないかと思われます。

また、雨等の程度、大きさによってはもう避難所へ行かんと、避難場所へもう逃げないといけない場合もあると思われますが、本町において避難所は整備が進んでおると思われますが、避難場所等は今どれぐらい出来ておるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）大石参事。

○参事（大石博史さん）災害が起きてから入るところが避難所であり、避難場所というのは、災害が起きることを予測して逃げる場所になりますので、それはコンクリートであるとか、二階建てであるとか、その場所によって、土砂災害から逃げるのか、それから地震のときに耐震性があるか、逃げるのか、そういうことで決まっていますが、うちの場合は意外と避難所と避難場所は兼ねている場所が多いです。

それから、避難所として具体的に定めているところはなく、大体が兼用しています。ただ、レッドに近いところがあったり、例えば一区地区の集会所は土砂災害のイエローに入っているということで、あまり適さないというところは広報していますので、各避難所に地域防災計画では、どの避難所が避難場所にも使えるかということが明示していますので、それをまた再確認してもらつたらいいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）あと、雨等というか、結構夜避難される方も多いと思われるので、夜間の避難訓練等も時々構わないようなところで取り入れていくと、夜の避難の状態とか、課題等も出てくるのではないかと思われますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）大石参事。

○参事（大石博史さん）確かに津波とかいうところでは夜間訓練も必要かと思われますけれども、雨量について、台風とか、大雨とかいうことについては、事前から予測できる精度も上がっており、うちなんかは、例えば災害レベルは降雨強度によって五つに今気象庁が分かれていますので、高齢者の準備は3です。3のレベルへいくと、それは避難できる時間を余裕を持って対応できるように、災害対策本部において明るいうちに指示を出す。いきなり5になるということはなかなかないんです。それは3が4になり、5というあらかじめ予測されることが多いので、大雨災害の場合には早めに出す。明るいうちに余裕を持って避難ができるときに災害対策本部として避難指示及び避難準備情報を出すということにしております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）本町はかなりのいろいろ雨等、安心な地域というふうに捉えられておりますが、訓練等は怠らないようにしないと、気の緩み等は非常に危ないんではないかと思うんで、住民の人の命等守るためにも、安全と思われても訓練は大切と思われます。いろいろな想定訓練というのは非常に大事ではないかと思われます。

続きまして、④として、国土強靭化に向け、町内の砂防堰堤の完成等による安全対策向上、砂防堰堤の完成により安全の効果が高いと思われます。今十二所谷川の砂防堰堤工事が終わっていますが、県・国等の情報共有等し、今後の計画や、また進捗状況等お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん）8番、大石議員のご質問にお答えします。

まず、国です。四国山地砂防事務所から情報提供いただいております。令和7年度事業としましては、瓜生野地区、西谷砂防堰堤工事、これは継続事業になります。沢ヶ内地区、吹ヶ野下谷砂防堰堤の用地取得、これは新規になります。それから、下関地区、行川支川堰堤の渓流保全工事、これは町道上関線の暗渠の復旧というか、ボックスカルバートを入れる工事となっております。それから、北山東、日浦地区、栗の木川支川堰堤下流の護岸工事です。以上4か所を予定していると聞いております。

また、県のほうですが、土木事務所からの情報提供として、令和7年度事業としましては、一区地区の本山の堰堤工事の仮設工事と用地取得補償というところです。先ほど大石議員が申しました十二所谷の東側に当たる場所になります。それから、上関地区の砂防事業に関する用地部分の砂防指定の手続を行うと聞いております。

以上のような国と県から情報提供いただいておりますので、都度都度情報は共有しながら事業の進捗、場合によっては地元との情報共有を行いながら事業を進めていると聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）国・県と順番に安全対策、土砂崩壊防止の工事が進んでいくということで、非常に安心・安全な本山町郷土強靭化につながっていくと思われます。

また、瓜生野の西谷地区の完成時期等はいつ頃になるのか、分かったらばお伺いします。

○議長（岩本誠生さん）中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん）すみません、具体的なところ、まだ聞いておりませんので、昨年来継続して事業を進めております。昨年においては、なかなかコンクリート仕事について時間を要しているということも聞いておりまして、まだしばらくかかるのではないかと推定されます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）十二所谷川が工事のときに工事用の橋というか、今、橋も残っておるんですが、あれは町のほうで、県のほうから譲り渡しというか、今通れる状態になっておりますが、橋はあのままで使っていくのか。今は大きいパイプを入れたときのまんま、縁までガードレールがついておりますが、県等と情報共有等できておれば、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）大石参事。

○参事（大石博史さん）建設課長が言いましたように、第二堰堤、向かって左側の工事に入ります。そのときの仮設道は同じところからつけていくような形になるので、今のところ資材置場とか、そういうふうに共有して使用が予想されておりますので、町に移管はまだされておりません。ですから、まだあそこの左右の工事が終わるまでは、そのままの現状で置かれるのではないかと思われます。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）あと、十二所谷川の道路から今度下というか、行ったときに、ちょっと十二所谷に草等生えたり、あと、住宅の下というか、ちょっと水を防ぐようなところもあったりして、住民の方等大雨のときに危惧もされておりますが、何か町のほうとして対応、対策等できるのか、考えておられるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん）ご質問にお答えします。

恐らく十二所谷の下というか、さらに下流、市街地を向いて南から北に向いて流れに合流するようなところだと思います。現状の箇所でいいますと、人家があり、住宅が一定密集しているところもあります。まず工法でいくと、多分浚渫工事とかになるんですが、今現在本山庁舎の吉野川でしゅんせつ工事をやっています。ちょっと規模が違いますけれども、そのとき考えたときには、重機とか、トラックといったところの搬入する場所が要るとか、そういったところの作業ヤードの確保というところが課題になってきます。現状としてすぐに工事をできる状況にするためには、その個人の土地の用地を借りるか、もしくは場合によっては建物を壊したり、必要に応じた用地取得まで考えなければならないと。工事というと、すぐできない状況はございます。この点がありますので、実際なかなか私も知識が、工法としてはそれまでなんですが、具体的なところについては、国と県、技術的な支援とかアドバイスをもらいながら、工事がどうやってできるかというのを考えていきたいと思っているところです。

すぐにできる状況というのは、現状見て難しいというのが率直なところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）谷等のちょっと草を刈ったりとか、草も生えてきて不安にも思っておられるので、草刈りとかできることもやって、すぐに工事等はできなくても、そこの地域の人らとも意見交換しながら何かいい解決法というか、安心につながる方法もできてくるのではないかと思われますので、草刈り等というか、できる範囲から手などつけていきながら解決策を探っていったらいいのではないかと思われますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん）できるところからという質問がありました。

地区のほうにもそういった働きかけではないんですが、協力もいただきながらというところは考えられるかと思います。直ちに工事までというのは難しいのが現状であるので、まずその手前のところを準備としてできることからやっていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）続きまして、⑤として、近年町内で出生数が減少傾向であり、また、産後ケアの拡充は今後の人口増に向け、非常に有意義と思われます。産後ケア事業など、拡

充内容と個人負担及び対象となる機関等を伺います。

また、該当施設等への送迎等、どのようにになっているのか、検討内容等あればお伺いします。

○議長（岩本誠生さん）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田真紀さん）8番、大石議員のご質問に対し、お答えいたします。

産後ケア事業では、出産後のお母さんと赤ちゃんを対象に、保健師や助産師、保育士による育児に関する相談や助言、心身のケアなどのサポートを行っております。本山町では、これまでご家庭を訪問する訪問型及び二区コミュニティセンターで月に一度開催する通所型、この二つのメニューで実施しておりましたが、本年度より高知市内の産院等4か所への委託による通所型及び宿泊型のメニューを追加し、これに係る経費を6月補正予算で計上しております。

利用対象は、出産後1年未満のお母さんと赤ちゃんで、利用回数につきましては、訪問型は7回、通所型は町内、町外合わせて7回、宿泊型は6泊7日をそれぞれ限度とし、利用料につきましては、一部昼食代等の実費負担を伴う場合がありますが、いずれも個人負担なしでご利用いただけます。

送迎につきましては、現在のところ利用者ご自身での移動をお願いしております。町内で利用できるメニューが比較的多い点やご家族による送迎のサポートなど、ご理解の上、今後もご自身での移動手段の確保に努めていただきたいと考えておりますが、利用者アンケートや相談対応を通じて送迎に関するニーズや要望を把握し、必要性が明らかになった場合には、送迎支援の在り方について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）これは人数的には、今大体年平均生まれてくる人数に対応、何人かは増えたとしても十分対応していくける予算になっておるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田真紀さん）お答えいたします。

これまでの訪問型、通所型の利用実績と比較をしまして、今年度については訪問型で5名、通所型で10名、宿泊型で5名分の回数分、予算を計上しております。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）非常にいいことあります。これはもう今後ずっと続けていける予定なのか。今までではなかったが今年から始まるということで、今後についてもうずっと予算的に問題ないのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田真紀さん）昨年まで補助率のほうが国2分の1に対して市町村2分の1で、県の負担がございませんでしたが、令和7年度より国2分の1、県4分の1、市町村4分の1という補助率になっておりまして、その点では今後も継続して行っていける事業

であると考えております。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）安心して子育て、産後ケアができる、非常によいと思います。

続きまして、2として、本町の諸課題についてお伺いします。

①として、町道において、名義が個人の畠とか、山とかが町道になったところがあるんではないかと思われます。また、名義が個人のままであるというようなことで、相談も受けたこともありますが、実際このようなことでの町に対しての相談や苦情等はあるのかないのか。また、その場合の対応についてお伺いします。

また、一部の土地所有者の方からは、再三にわたり町への不信感等に関する文書等が送付されておりますが、町と土地所有者等の事実関係等につき、またどのようにになっておるのか非常に心配もしていますが、解決に向けた取組等についてお伺いします。

○議長（岩本誠生さん）中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん）8番、大石議員のご質問にお答えします。

まず、町道の本山町になっていないような交渉道路の相談件数につきましては、今回のご質問のあった案件でいうと、1件ないし数件までです。ご質問のところで回答すると、場所とか特定されるので、一般的な事例として答弁させていただきます。

まず、対応としまして、相手の主張というのをまず聞きます。その上で、現場の確認をします。その場合、町道としての過去の経過というものがあると思います。過去の経過というか、過去どうやったか、いつ工事したとか、例えば道路認定がどうやったとかというのをまず確認します。その上で、道路管理者としての解決方法というものを考えていきます。そういった手続を踏まえると、数か月から、場合によっては数年かかるケースもあると考えています。

本山町にかかわらず県もそうなんですが、こういった事例、個人名義の公道というのはありますて、裁判というか、判例などもございます。今回の案件に関しましては、向こうさんの主張もありますが、こちらでできる対応としては、一度しっかりとお答えをさせていただいております。そういう対応で解決方法については考えていくというスタンスでおります。ただ、相手方があるので、それはなかなかお互い歩み寄ってこれでいきましょうというふうにはならないのが現状であります。とは言ながらも、あくまでもその場所とか、条件によっていろいろ一概に通り一辺倒で答えとはならないので、相手の主張も聞きながら解決方法は検討しているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）解決に向けて、もつれた糸も順番にどこかほぐしたら解けていけると思うんで、どこかに解決策もあると思うので、相手もいるのであれば、お互い解決に向けて取り組むことが非常に肝要ではないかと思いますが、話し合いをすれば、大抵分かるんではないかとも思われますけれども、粘り強く取り組んでいってほしいと思います。

今後も解決に向けて、ロードマップではないけれども、5年か10年後ぐらい、解決に向けて取り組んでいるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん）粘り強くというご質問がありましたが、実際今回の案件につきましては、向こうの主張が本当に通り一辺倒というようなところがあります。もう本当に同じ主張を繰り返すというところであります。ただ、とは言ながら、先ほど、向こうの言う主張というところで、これまでの経過というのも当然調べて、どういう状況かというのをお示ししております。それで、こういう方法はできませんかというような、具体的にちょっとと言えませんけれども、また話もしているところです。それで折り合いがつかない場合はというところまで、どうするかというようなことになります。

一概にこちらが強引にと言いますか、道路法を盾にして強制的に言うつもりは全くなくて、お互い歩み寄れるところは寄っていくというスタンスで自分は考えております。とは言ながら、結局それに伴いまして、時間がかかるということですので、今回の案件につきましては、これまでの記録等も確認しながら、相手の言い分、妥協点なども考えながら進めていくというスタンスは基本的に変わっていないです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）粘り強く取り組んでいくということで。

続きまして、②として、森林環境譲与税の支出に関する効果と評価、また、今後の譲与税の活用計画等お伺いします。

納税者の方が納得いただけるようなものにすべきと考えます。一部に恩恵がいくような施策ではなく、その活用については十分精査、実行すべきと考えますが、町長の所見を聞きます。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

森林環境税が課税がスタートしまして、圧倒的に多くは都市部の皆さんというところがございます。本町では今まで予算計上してきたとおり、いろいろな森づくりについて取組をしてきております。納税者の納得がいくということでは、森林整備等も必要ですけれども、環境とか、そういうものに配慮した、いわゆる下流域の皆さん、利水の地域の皆さんのご理解もいただけるような取組も必要になってくるということがあると思います、一部に恩恵がいくような施策ではなくて、これは私ちょっと意味が分かりませんが、そういう一部の方にどうこうというようなことは、行政としてやったことはございません。

この90%を超える森林地域ですので、産業としての森林整備、それから森林振興も重要でございますし、併せてこの森林環境税というものの性格からいっても、それで基づいた森林環境譲与税として交付されておる活用につきましては、そういう納税者のことも頭に置いた、いわゆる公益的な機能、水源涵養とか、環境保全とか、そういうことも勘案しな

がらこの森林環境譲与税を活用してまいりたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）8番、大石議員の質問に対しまして、町長の補足答弁をさせていただきたいと思います。

森林環境譲与税の趣旨に関しましては、森林環境譲与税及び森林環境税に関する法律第34条第3項に基づきまして、この環境譲与税の使途についてはその内容を公表するということになっておりまして、これについては、毎年町のホームページに掲載と、町の広報紙広報もとやまを利用して公表のほうをさせていただいております。

これは、使途を公表することによりまして、本町の取組の透明化でありますとか、譲与税の使い方の明確化を図るということで、それを受け、また住民等からのご提言もいただきながら、有効な使途に努めていくということで、毎年公表させていただいております。

また、本町、この森林環境譲与税を有効に活用する目的で、令和3年度に森林・林業ビジョンというものを策定しております。これは本山町のほうで50年後、先を見通してこういう森づくりを進めたいというようなビジョンを掲げまして、そのビジョンに向かっていくための事業として、七つの事業を一つテーマをそれぞれ構えておりまして、それに即して事業展開をしていくということで、その内容についても、町民の意見、この策定委員会の委員には林業事業者でありますとか、森林組合、国・県の関係機関はもとより、商工会、観光協会、嶺北高校生等幅広い方々に参加をしていただきまして、意見を集約しておりますので、そういう住民の声も反映しておる計画となっております。

また、その計画を動かす組織としましても、令和4年度になないろの森推進委員会という委員会を立ち上げております。その中で事業の優先順位をどうするとか、1年やった事業評価、総括をしながら次の展開を考えていくというようなサイクルで取り組んでおりますので、一定本町の環境譲与税の使途については、先ほど言った大きなビジョンに基づいて、そして、町民の委員会で審議をしながら進めていくということでございますので、透明性が高い取組で進めておるということで、本町としては事業進捗を進めておるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）森林環境譲与税は、本町にとって本当に貴重な財源であると思います。上下流の交流、また、いろいろな町民の方も要望があり、なないろの森とか、非常に夢、ビジョンも広がっておるんで、譲与税の財源、予算になるんで、実効性あるものに進めていく。50年後の森、3年、4年からと、1年、2年とかたっていくんで、50年といつてもあつという間に来るというか、早いと思われるで、毎年毎年予算等も大事に見ながら有効に、投資した予算がそれ以上に返ってき、町民の人に幸せ、満足度、また、納税してくれた人の満足度も上がっていくように、毎年毎年チェックもしながらやっておると思われますが、まだいろいろな計画も始まったばかりだと思われますが、今手応えなどどのように

感じておるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）答弁をさせていただきます。

先ほど言いました森林・林業ビジョンを策定してから、以降3年間、令和6年度まで事業を実施してきた中では、この間、大きな事業としましては、森林ゾーニングという本山町の森林を、一定の区域をいろいろ、このエリアは森林施業に適しておる、経済的な森林として活用することによって流通が広がっていくとかいうようなエリアでありますとか、あるいは、ここのエリアについては水源涵養というような形で樹種換えをして、そういうような利用をしていこうとか、あと、バイオマス発電用のエネルギー資源としての森にしようとかいうようなゾーニングのエリア分けというのをこの2年間ぐらいを使ってそういうものを策定しておりますこと、あともう一つの視点としましては、人材育成です。これは、森林施業を現場で進める方は、地域おこし協力隊の林業班のほうで一定確保はしてきたんですけども、それを国や県の補助事業等活用しながら、また、森林経営制度というような制度に基づいて、町民と契約して本山町のほうである一定森林管理を委託されてやっていくような目的の事業を進めておりますので、そういうものをコーディネートするような役割として、地域フォレスターという人材の育成も進めてきておりまして、そういうふうな形でこの3年間やってきた中で体制も整いつつあるという状況でございます。

これからは、人材も育ってきておりますので、森林施業のほうは協力隊OB等に自伐林家という形で施業のほうに入っていただき、そして、先ほど言いました経営管理制度でありますとか、森林のあっせんする事業とかいうような仕組みをつくっておりますので、そういう形で森林の管理や施業に使うような動きが出てくるのではないかという期待もしております。

譲与税ですが、成果もこれから生まれてくるのではないかというふうに期待をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）いろいろなゾーニングがあり、上下流の人との交流もできる。本当に非常にいい取組と思われます。また、その中で、今自然の中で木々の間をマウンテンバイク、自転車等で下りていったりするのも全国的に、兵庫県等をはじめ取り組んできてるようで、四国でも取組が進んできてると思われます。本町もこの豊かな山をいろいろゾーニングにも分けやっていく中で、自転車等、マウンテンバイクが通るコースができたりとか、トレッキング、林の中を歩く、自然のセラピーではないですけれども、そういう取組も非常にこれから大事だと思われます。アウトドア関係の人も自然を生かしたコースづくり等、今非常に取り組んでおると思われますので、人との交流、観光、人材育成等にもつながると思いますが、町のほうとしても、コースに向いた山等あれば、情報共有して、交流人口拡大、町民の人の福祉向上、健康向上に向けて取り組むべきと思われますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）答弁させていただきます。

先ほど言いましたなないろの森推進委員会は、林業事業者だけではなしに、商工会や観光協会のメンバーも入っておりますので、そのような観光資源としての森の活用という視点でも様々なご意見をいただいておりまして、現在動いておりますのは、城山公園の整備計画でありますとか、先ほど言いました自転車、マウンテンバイクを活用した森の中での体験とか、そういうようなこともご意見が出ておりますので、この森林・林業ビジョンの中の位置づけで、ぜひとも観光につながるようなことにも取り組んでいく考えであります。

以上、答弁といたします。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）本町の豊かな自然のある魅力ある山、財産を生かして取り組むということで、非常によい取組と思われます。

続きまして、3として、近年の物価高騰等に対する対策についてお伺いします。

全てが値上がりして、賃金はそれほど追いついていかないんで、生活厳しい中であると思われます。

まず、①として、今米の価格が政府の備蓄米等も出てきて、5キロ2,000円台ぐらいから銘柄米が4,000円、5,000円台と、価格帯が広く出てきたと思われます。本町での備蓄米等、これは民間等から来ると思われますが、販売見込み等どう捉えておるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）8番、大石教政議員のご質問に対しまして、答弁をいたします。

議員ご指摘のとおり、5月下旬より政府の備蓄米が随意契約で放出されて以降、米の価格が備蓄米は5キロ2,000円台から、銘柄米は5キロ4,000円台と、二極化している状況であります。現状備蓄米の流通は関東や関西地方の大都市圏が中心で、四国等の地方には備蓄米が届きにくいといわれております。

今日のお昼のニュースでは、高知市内でも備蓄米の流通が始まったというニュースが出ておりましたので、ひょっとしたら本山のほうにも近々回ってくるかもしれません。

なお、本町での販売見込みと支援策とのご質問であります。米不足を原因とする価格高騰の問題は全国的な課題となっておりますので、今後政府や農林水産省を中心に米の増産への転換や、農家の所得保障等の課題に対して関係閣僚会議を新設して対応が進められております。よって、今後その協議のなりゆきを注視しておるところであります。

なお、このお米の問題については、一町村でなかなか対応していく等は難しい問題というふうに捉えておりますので、今後国主導で対策が講じられていくという方向性を見ながら、また、それに対して町の独自対応できるか等を慎重に考えていきたいというふうに思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）非常にお米の値段が上がっており、米が高いから、パンとか、麺類等でやりくりされておったり、米離れにもつながるのではないかと危惧されます。また、本山の店でも、アメリカ産の米とか、外米等も非常に見かけるようになっておるんで、米が高いときに、外米の流入量が増えておるのではないかと危惧もされますが、お米を買う補助等は、米券みたいなものは町では考えてないのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）すみません、現実考えておりません。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）安いお米が出てくるのが買う消費者にとってはいいんですけども、生産者の方にとっては本当に大変なことになるんではないかと思われます。

次に、3の②として、米の販売単価の高騰は、これまでの国の減反政策等におけるひずみが出てきたと思われます。米が上がり過ぎると、国産米をよう買わない。安い外米のほうが流入してくる。また、備蓄米等で流通経費等も国が持つて安い米を出すと、適正単価で米が売れなくなってくるのではないかとも思われます。本当にお米をつくっている農家の人が希望を持ち経営していく。後へも経営がつないでいけるようにバックアップしていくべきと考えます。生産農家は米をつくるのを、国で減反の規制があったりとか、今度は増やせというか、非常に今後も厳しい経営環境が予想されますが、それに対する本町としての今後生産農家さんが未来へつながっていけるような支援策等、メニュー等考えているのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）8番、大石議員のご質問に対しまして、答弁をいたします。

今回の米の価格高騰の問題につきましては、議員でもご指摘がありましたが、消費者側の立場では安い米の販売を求めており、生産者側では少しでも高く売りたいというような相反する思いがぶつかっておりまして、適正な価格をどこに置くのかということが非常に難しい問題と捉えております。

議員ご指摘のとおり、米の価格のほうが下がり過ぎますと、営農を諦める農家が出てきて、米不足がさらに加速することが懸念されておることから、米価格の変動があっても持続的な営農ができる水準の確保、セーフティーネットの必要性が指摘されておりまして、この農家の所得保障の確保が大きなテーマとなっております。

この件につきましては、現状関係閣僚会議という国のほうで、政府のほうで議論が開始されておりますので、これを注視していく以外ないかなと考えておるところであります。

よって、町独自の支援策というのはまだ全然見えていないというような状況であります。

以上、答弁といたします。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）米の価格高騰の間に、外米というか、カリフォルニア米というか、米国産とか、いろいろな国の米が嶺北でも並んでいるのを目にするようになってきたんで、今度農家が米をつくるときにも、一定量外国産米の輸入量が増えていると思うんで、生産量が増えていく場合にも、今外国の米が高い関税がかかっておっても値段が安く入っているような状況と思われるんで、今回の価格高騰が今後の米等の生産農家に与える影響が非常に危惧されるんで、町としても国の支援策、メニュー等を待たずに、町でも何か、また、肥料というか、資材等、農機具等も援助されておりますが、少しでも援助できるようなところがあると非常にまた農家のモチベーションも上がってくると思われるんで、町としても、国・県等にも働きかけもし、支援できるか、何か支援策がないか考えるべきでないかと思われますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

今まで営農継続支援という形で、それから、本年度から堆肥の活用もしていこうということで、それも支援を考えております。それと、先ほど2番議員にもお答えしたとおり、本町で手間暇かけて、それから非常に条件の困難なところで生産しておるお米について、私は高く売っていくべきだというふうに考えておりますが、ただ、食料の安全保障ということをよく最近いわれておりますけれども、自給率を上げるという必要性がある中で、関係閣僚会議でどういうふうな論議がされるのかというところもありますけれども、今回のこのお米の高騰についても、生産者に本当に所得につながっているのかというところは、私は少し疑問があります。

どういうような流通過程とか、消費者の手元へ届くまでにどうだったのかということ、これも国のほうで精査されると思いますけれども、農業が持続可能な農業につなげていくと。それから、こういう中山間地域では、そういう環境保全も含めた農業につながっていかなければならぬと考えておりますので、そういう視点でこの食料の問題は考えて、私はいきたいというふうに考えておるところでございます。

いろいろな支援につきましても、今後も検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）続きまして、③として、今生活用品や食料品等、値上がりが非常に続いており、値上がりほど年金とか給与とかは追いついてない。実質賃金はマイナスでいつておりますが、非常に厳しい生活環境になっておると思われますが、本町としての物価高騰対策は、また今年も引き続き、商品券等、また、第二弾、第三弾と売って支援していくのか。いろいろな支援メニューを考えておられるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）8番、大石教政議員の物価高騰対策につきまして、その支援策に

つきまして、質問にお答えいたします。

マスコミ等の報道によりますと、先ほど議員が述べられましたように、物価上昇に賃金が追いついていないということで、実質賃金は低下しておる状況で、暮らしまはますます厳しくなっているといえると思います。今回の一般会計補正予算に計上しています物価高騰対策 1,038万7,000円につきましては、低所得者支援といたしまして、定額減税給付金になります。内容につきましては、昨年度令和5年所得を基に、推計額で最大4万円を定額減税給付金として給付していますけれども、令和6年度分の所得確定による不足額を追加支給するものであります。

また、先月27日には、内閣府より国の予備費を活用した重点支援地方交付金として、物価高騰の影響を受けた生活者等への支援として、本町へ387万6,000円が交付されることとなりました。今後事業メニュー等を決定いたしまして、議会のほうへも提案させていただきたいというふうに考えております。

円安等の影響もありまして、エネルギー、食料品など、様々なものが現在値上がりをしておりまして、十分な物価高騰対策とは現在の交付金では言えないんではないかと考えております。物価高騰は全国的なものであり、国においてさらなる物価高騰対策が必要だというふうに考えております。

本日の高知新聞の報道によりますと、首相は、物価高騰対策で新たな給付金を検討するというような記事も出ておりましたので、今後その給付金も踏まえまして、また新たな事業メニューも検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）物価高騰対策等により、子育て中の方でも食事等減らしたり、また、みんな物価高騰対策で食料品等、量とか、質とか落としたりすると、非常に健康的にもよくない。豊かな食生活というか、普通の食生活を送って、健康的に暮らしていくというのが望ましい姿ですけれども、物価高騰により切り詰めた生活等をしなくてはならないとか、また、子どもの弁当ではないですけれども、いろいろな面で暗い影を落とすようなことがあってはいけないんで、町としても本山町においてよかったですというふうに、全力を挙げて物価高騰に町も、町民の人も一丸となって立ち向かっていくという心構えが非常に大事で、みんなで力を合わせてこの厳しい時を乗り切っていくべきと思われますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）もう時間がないから。

答弁を求めます。気持ちを伝えてください。どうぞ。

高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）議員おっしゃいましたように、大変物価高騰で町民の皆様の生活は厳しい状況に置かれておるというふうに思います。先ほども言いましたけれども、新たな物価高騰対策の給付金等も予定されておるようですので、その使い方につきましては、本当に困っておる弱者の方に届くようにということを第一に考えて取り組んでいきたいという

ふうに考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）物価高騰も、補助金等があれば取り逃がさないように取り入れてやっていき、町民の人の福祉向上につなげていくということで取り組んでいってほしいと思います。

これで、8番、大石教政、一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（岩本誠生さん）これをもって、8番、大石教政さんの一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（岩本誠生さん）一般質問を続けます。

4番、松繁美和さんの一般質問を許します。4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）それでは、議長のご指名いただきましたので、ただいまから一般質問を始めさせていただきます。

まず最初は、環境問題です。

開発と自然保護等の調整及び様々な環境に関するなどを規定するため、環境保全条例の制定が必要ではないかというようなことを3月議会で質問いたしました。それについては、研究をするという答弁がございましたが、それを待たずに、現在ある条例、計画等に基づいて、解決できる課題があるのではないかと、こういう観点に立ち、そういう立場からの質問とさせていただきます。

既に本山町が日本で最も美しい村連合に加盟をしておりますけれども、その際、美しい風景、棚田や清流の登録ということだけではなく、まず全体をきれいにするという住民意識の向上も目指すものだというふうに、当時の担当者から私は伺っております。同時に、本山町景観条例が制定されました。その後、本山町景観計画も策定されております。この観点から、今現在の本山町の環境問題の認識についてお伺いするものです。

一つ目が、美しい村連合加盟関連の事業展開です。それと、その際につくられたと思いまが、本山町日本で最も美しい村づくり推進委員会ができておると思いますが、この活動状況について、まずお伺いいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）4番、松繁議員の一般質問にお答えします。

NPO法人日本で最も美しい村連合は、失ったら二度と取り戻せない日本の農山漁村の景観、文化を守りつつ、最も美しい村として自立を目指す運動として、2005年10月、7つの町村で設立しスタートしております。今年20周年を迎えます。現在57の町村と地域が加盟をしておるところでございます。

加盟の条件といたしましては、1として、人口がおおむね1万人以下であること、地域資

源が2つ以上あること、連合が評価する地域資源を生かす活動があることなどとなっております。

本町は、2011年、平成23年10月にこの連合に加盟しております。ブランド米「土佐天空の郷」や棚田アート、棚田コンサートなどに取り組んでいる大石や吉延地域などの棚田群と、汗見川を美しくする会など、環境保全活動や汗見川活性化推進委員会の地域づくり活動、清流館を拠点とした交流活動の展開、汗見川の清流マラソン大会の開催などによる清流汗見川が登録地域資源ということになっているところでございます。

現在も引き続き、南部の棚田群や汗見川流域において、環境や景観の保全や地域資源、自然資源を生かした取組を積極的に進めていただいているところでございます。

一方で、行政として日本で最も美しい村連合へ加盟しているというブランド力、そして、その地域のブランド力を生かし切れているかということは、これは検証しなければならないというふうに考えております。このブランド力を強化する取組を地域の皆様と連携して進めてまいりたいというふうに思います。

その他につきましては、担当課長のほうより答弁をいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）4番、松繁議員の質問に対し、町長の補足答弁を行います。

先ほど町長が、ある一定取組内容についてはおっしゃっていただいておりまして、私のほうからは、近年の取組でちょっと補足する点では、ご存じのように、毎年産業文化祭で表彰しておりますフォトコンテストをはじめ、特に汗見川地域では、水域の清掃活動、広葉樹への転換というようなところ、また、吉延地域におかれましても、田んぼの畦畔にセンチピードグラスの植え付けなどを今後実証実験していくというような取組で、棚田景観含めて活動をしておるというところで動いております。

また、推進委員会という組織の活動状況につきましては、平成30年度から最後、開催はできていないということでございます。

以上、補足答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）事業展開、お伺いしました。

それで、若干町長が、行政としての取組が、それぞれの地域がよく頑張っているということでしたが、課長の答弁にもありましたように、平成30年からやっていないということにはなっている。会そのものは開かれていません。しかし、一応任命を令和4年度から5年間と、今の委員さんは任命をされていると。というのは、私が随分前になりますけれども、最初のこの議会のあったときに、男女共同参画の問題で、本山町にある委員の構成メンバー、男女比などを聞いたときに、それに書かれてあるのを見ますと、令和4年度から5年間の任期で14人を任命しているというふうに書いておりますので、会議をしていないことはなくて、もうそれで任命されていたらおかしいんですが、その中には、委員、会長は町長です。町内の小学校長、そして、商工会、観光協会、社協、老人クラブ、婦人会等というふうに書いて

おりました。それで、14人の構成ということになっておりますので、私がお聞きしたときには、こういう肩書でしたので、もちろんその個人名を求めるものではなかったので、構成と男女比を聞きましたので、実際あるということです。

ですから、ただ、この運動が前進をしてきて、それでそれぞれの地域でやっているから、もうこの委員会は必要ないというようなことなのかもしれません、これは少し整理をしていく必要があると思いますので、その対応についてお聞きします。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）申し訳ございません。ちょっと行き違いがございまして、一度開催をしておるというのは今分かったところです。

今後の推進委員会をどうしていくのかにつきましては、目的に沿って、推進委員会があるという以上は今後は継続していく必要があるというふうに考えておりますので、精査をして、改めて内容を確認して進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）それを受けまして、指定資源だけでなく、町全体でそういう機運を盛り上げていくという取組で言えば、私が委員会の会長になっておりますので、この推進委員会も開きながら、本山町の景観や環境などについて、みんなで考えていくと、これは行政だけがやって進められるようなものでもございませんので、特に地域の方に、この南部の棚田群でも、それから汗見川流域の皆様でも、もう行政の一歩も二歩も三歩も前を進んで行政を引っ張っていただいておるような状況でございますけれども、町内全体でもこういった美しい村、町にしていこうという機運を盛り上げていくという意味でも、こういう取組を進めていかなくてはならないというふうに思います。

今20周年を迎えて、日本で最も美しい村連合としても、加盟自治体が増加というよりは少しづつ減ったりもしていますので、そういうところで非常に過渡期になっておるところがございます。そういう中で、高知県は今本山町だけでございまして、今中四国で高知県が理事をやらなければいかんということで、去年から、本山町しかございませんので、私がその理事になっています。

先日も再評価を受けたんですけども、日本で最も美しい村連合としても、このタイミングを見たときには、アピールするときはあるのではないかというような話をそのときもしました。いわゆる消滅自治体の話があったときも、小さいけれども頑張っている、光っているという自治体がたくさん日本全国にはありますので、ああいうときに、日本で最も美しい村連合としての声明を出すべきではないかという発言を私はしましたけれども、そういうことで、やはりブランド力という話を先ほどしましたけれども、これに加盟しておるということであれば、そういった運動もきちっとしていかなければいかんというところで、今会長は町長という話で受けたときに、非常に反省もしたところでございます。大事な取組だというふうに思っております。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）ありがとうございました。

それで、最初の段階で私、本山町が入るときにちょっと疑問があったのは、そういう見栄えの美しい清流汗見川や棚田だけでいいのかということがあったので、そうしたら、その職員が、町全体をきれいにしていくことが住民の意識改革にもつながるというふうにも言わされました。それで、ちょっと細かい具体的なことも出しましたけれども、2番以降の課題では。ごみの不法投棄の問題です。そのときもごみの不法投棄はとても本山町、多かったと、今でもあると思っていますが、それなのにそんな美しい村に入っていいのというようなことが感じたからでした。

不法投棄については、その美しい村連合に入っていようが入っていまいが関係なく、町としても一定の把握をして対策を取っていると思いますが、まず、今の把握状況とその対策についてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生さん）前田住民生活課長。

○住民生活課長（前田幸二さん）松繁議員の一般質問につきまして、答弁をさせていただきます。

ごみの不法投棄の把握状況ですけれども、主なものとしては、住民や職員からの連絡、また、以前から不法投棄がよくある場所等の確認などを行っております。また、定期的な活動としては、2月の県民一斉美化活動期間や6月の環境月間、地域では、不法投棄とはちょっと違うかもしれません、地域のほうでは春の一斉清掃を実施していただいております。

対策としましては、定期的な現地の確認、あと、啓発看板の設置、美化活動等について各団体等に協力いただいての清掃活動を実施しております。

今後も地域や関係団体と連携、協力して、不法投棄やごみ処理の問題につきましては、引き続き広報、あと啓発等に取り組んでまいります。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）定期的な情報もあったりすると思います。そして、傾向として、道路より川までの間に植林があるところ、ここに多いです。今課長言われたように、本当に地域の住民の皆さん、定期的に清掃をされて、私が住んでいる地域でも、これは何ともならんというぐらい、もう一番最初は2トンのトラックで積んでも間に合わんというぐらいあったのが、定期的な清掃をすることによって、ごみがなくなるとそこへは捨てないというのが人間の心理でしょうか。そんなふうになるので、きれいにはなってきていると私は思うんですが、ただ、さっき言ったように植林があって、そして、ちょっと車を止められる広場があるところ。国道沿いでは、特に山崎あたりでは網など張っていて、落とさないようにしている。しかし、その網の隙間から、あるいはその上から落としているというのが見られるんです。でも、その植林が切っているところもあるんです、川手まで。そこにはごみは少ない。

ということで、私は実際植林のないところをこういうふうに見ると、一つの対策として啓

発も大事だけれども、ごみを捨てたい人の心理を何とかそぐようなことでいくと、それから、景観のことも考えると、道から下の植林は必要ないんではないかなというふうに思ったりするんです。ちょっとこの森林計画や、何かに引っかかって、そういう道から下の植林は切っていくというような対策は取れないかなというふうに常々思っているんですが、そういったことについてはどういうふうなお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）汗見川流域では河畔林整備ということで、樹種転換をしてきました。これは私たちの先輩も、何とか道路下の植林を伐採できないかと。場合によっては樹種転換できないかというのは、この間もう古くから、私たちも職員のときもそのことを考えました。

民有林ですので、協力をしてもらわなければいかんということもありますし、どういうふうに進めたらいいのかということについては検討しなくてはならないんですが、森林環境譲与税の活用も含めて、これはもう先輩方も含めて、夢という言い方はおかしいですけれども、何とかそれをできないかなと、樹種転換できないかなと、伐採できないかなということを検討されてきました。これについては、繰り返しになりますが、民有林ですので、勝手なことは言えませんけれども、何かそういう方策ができるのかということについては、これは課題だと、今後検討したいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）ぜひご一緒に検討をしてまいりたいと思います。先ほど言ったような推進委員会があつたり、あるいは森林フォレスト構想のようなこと也有つたり、いろいろ、そして、場合によつたら地方創生の何か課題でもあるんではないかというふうには考えておりますけれども、よろしくお願ひいたします。

それで、三つ目が公共施設、これはたびたびこの議会でも、老朽化したといえば、その最大たるものと言ってもおかしいですが、本山旧庁舎がやっと取り壊しになっておりますけれども、なかなか古いものが、建築物が取り壊しができず、あるのではないかということで、それで、とりわけ私は景観問題から、この角度から今日はお話をしておりますので、本山町景観計画というのには、汗見川地域と南部の棚田だけでなく、行川地域だと、流域ごとのいろいろな計画がありまして、そして、白髪小学校、もう随分前に休校、廃校になりました。昭和40年代ですので、もう50年からたっている、60年近いわけですが、そこが一時はいろいろな活用をするということで、本山町景観計画にも書かれていた。しかし、これはもう見るも無残な姿で捨て置かれているという状況にあります。これについては早急な対応が必要だと思いますが、この対応についてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生さん）高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）4番、松繁美和議員の老朽化した公共施設等の現状認識とその対応等の質問にお答えいたします。

公共施設の建築物や構造物は、住民の皆様にサービスを提供し使っていただくことで、住民の皆様の生活向上、幸福感を高めるための町民皆様の財産であるというふうに考えてお

ります。今全国的に公共施設など国民の生活を支える基盤である公共施設、ガス、水道、道路、電気等、インフラの老朽化対策が大きな課題となっております。本町も同様の状況であります。これらの課題を解決するため、本山町公共施設等総合管理計画（平成29年3月）を定め、各施設については個別計画を立てて計画的かつ効率的な維持管理、補修を継続的に実施し、対応しているところであります。個別計画を立てることで、有利な財源を確保することができるよう現在なっております。

白髪小学校跡につきましては、昭和46年に本山小学校に統合され、地域の方に管理をお願いし、建物の活用や校庭を活用してキャンプ場などとして活用しておったという時期もあったようですけれども、現在の建物につきましては、雨漏り等が激しく使用は難しい状況となっております。

今後におきましては、建物につきましては取り壊しをして撤去する。敷地につきましては、何とか上下関の集落活動センターもありますので、そこら辺の方々と協議をして活用等を図れることがあれば対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）ありがとうございました。

本当にたくさんあるので、私もいくつか、あそこも、あれも、これもというふうに言いたかったですが、とりあえずは景観に基づいての計画から引っ張ってきましたので、出しました。

今副町長言われたように、白髪小学校の活用というのは、山岳観光と結びついた観光ができますので、以前にキャンプ場だとかというふうに使っていたということでは、実は私も白髪小学校で県外の登山のお客さんを案内したときに、区長さんがその当時管理していましたので、鍵を借りてあそこで宿泊して、白髪山へ登ったという経験がございますけれども、それで、この間白髪山のルートも、行川からのルートが崖崩れで通れなかつたのを行川湖沼会の皆さん、そして、登山部の皆さんと一緒にになって新たなルートをつくり直しております。そういうことをセットにして、ぜひそういう地元の皆さんと研究をしながら、新たな、いい場所ですので、場所はとっても、活用できるようにぜひ今後の検討をお願いしておきたいと思います。

それで、今景観計画、景観条例に照らして、次は、これは別に景観計画に何かを、景観条例にいろいろ読んでいましたら、本山町でいろいろな新しいことをするときには、この景観条例、あるいは景観計画に照らしてそのまま進めていいのか、少し慎重にしながら、一方で、別の法律でちゃんと環境アセスなどあって、照らしてやっていると思うんですが、土木事業や建設事業等の評価を行っているのか、それは必要ないのか、どういうふうに景観条例や景観計画が公共事業に対して役割を果たしているのか、果たす必要はないのかも含めて、そして、さらに本山町景観審議会というのもあるんですね。何か問題が起つたときには、諮問状況が発生すれば審議会に諮問をするというようなことがなっております。こういう本山

町景観審議会が実際諮問されて、そうした検討をした事例が最近であるのか、そのあたりの経過をお聞かせください。

○議長（岩本誠生さん）高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）松繁議員の質問にお答えいたします。

本山町景観条例第5条に、町民及び事業者の責務が規定され、自主的に景観の形成に努めることや町の施策に協力し、共にその推進に努めなければならないことが規定されております。また、本山町景観計画第7条では、景観重要公共施設の整備に関する事項において、重要公共施設の整備に関する方針が定められておりまして、道路や橋梁、河川の整備において、周辺の景観と調和するように配慮することや周辺における景観形成を妨げないように努めることなどがうたわれております。

町の実施する事業におきましては、設計段階で景観計画に基づくものとなるように指示、指導しているところであります。また、事業者等からの工作物の設置につきましては、景観計画に適合しているかを判断し、対応しておるところであります。事業者の評価につきましては、景観形成の推進に現在努めさせていただいていることなどから、個々の評価については行っておりません。

次に、本山町景観審議会への諮問状況でありますけれども、今まで土佐本山橋、これは五区地区と寺家地区を結ぶ橋梁でありますけれども、その橋梁の色の選定と景観計画の一部修正の諮問をしております。この諮問におきまして、平成28年11月28日に答申をいただき、土佐本山橋の今現在の橋の色の決定と景観計画の一部修正が行われております。

それ以外につきましては、現在のところ諮問は行っておりません。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）ありがとうございます。

ということは、特にこれは、町が実施することについてはそういう問題があれば審議会にかけるというふうに理解をしましたが、例えば、国や県が実施する事業については、特に、最初に言わされたように、それに基づいているので個々に評価はしていないと。だから、本山町で行われる全ての事業というふうに理解してよろしかったでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）お答えいたします。

本山町内全てではなくて、先ほど言いましたように、河川ごととか、地区が決められておりますので、その区域の事業についてであります。それで、規制がかかっておるということであります。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）ありがとうございました。少しどういうふうに機能を果たしているか、まずお伺いをした上で、いくつか今後進めていく事業があるかなと思ったので。

その5番のところにまいります。これは本山町再エネ導入ロードマップ、本山町地球温暖化対策実行計画、これが昨年度策定されまして、この3月議会でも皆さんで確認したところ

ですけれども、その際にも、このときも副町長、答弁いただきましたが、本計画を推進するに当たっては、本山町地球温暖化対策推進協議会を立ち上げ、区域施策編の進捗管理を行うと。また、事務事業編については、事務事業に係る地球温暖化対策推進委員会を立ち上げ、事務事業編に関する進捗管理を行うとともに、町内委員会の開催結果を推進協議会に報告することとしますというふうにあります。

まだ6月ですので、これがどうなっているかということでは、余り進んでないかもしれません、今この段階で私がこの状況をこの6月議会で聞いておかなければと思ったのは、昨年この実行計画をつくるに当たりまして、去年度の事業でしたけれども、大変スタートが遅かったです。11月ぐらいになってから、もう年度までにあと3回で会をして、それでやるということで、私は十分な論議ができなかつたというふうに、私、委員に議会から出させていただきましたけれども、そういうふうに感想を持っておりまして、そのことを申し上げたときにも、副町長から、大まか枠組みが出来たと。これから具体についてはきっちりと住民の意見も聞きながら、そして委員会を設置するに当たっては、住民の皆さんからの公募を求める。いろいろなことでやっていくというふうなお話をされましたので、これが去年のように、もう冬に近くなつてから、年度内につくるよなどというようなことをすると、今回もモニタリング調査などをしながらというふうに言われていますが、これをコンサルがやって、またコンサルが計画を出して、それで、この案でどうですかというような会にならないようにする必要があると思ったので、早い段階からの質問とさせていただきました。

この進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生さん）高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）本山町地球温暖化対策実行計画の進捗管理の質問にお答えいたします。

最初に、昨年度の計画作成におきまして、取りかかりが遅かったことにつきまして、まずおわびを申し上げたいというふうに思います。

まず、本町の地球温暖化対策実行計画の内容について簡単に触れさせていただきたいというふうに思います。

本町の地球温暖化対策実行計画は、2050年のゼロカーボンシティ達成に向けた2030年の中間目標を2013年度比で温室効果ガスの排出量を50%を削減するとしています。基準年度を2013年度としているのは、国の地球温暖化対策計画と合わせているからであります。

現在本町は温室効果ガスの排出量を森林による二酸化炭素吸収量が上回るカーボンマイナスを達成しておりますけれども、森林は20年から25年を過ぎますと、吸収量が減少していくことと、そして、日本国が脱炭素化に向けては、可能な限り再生可能エネルギーを導入していくことが重要であり、本町においても、脱炭素に向けてできる対策を継続的に進めいかなければならないというふうに考えております。

その進捗状況でありますけれども、先般前回策定時に委員長をしていただきました方と

本年度のスケジュールについてまず確認をしております。推進委員につきましては、7月中に公募も含め決定をしたいというふうに考えております。そして、まず町民も含めた計画、脱炭素に関する勉強会を行うことと、各施策の情報発信に努め、町民皆様の地球温暖化対策についての理解や意識向上に努めていきます。

次に、区域施策編、事務事業編の進捗について申し上げます。

区域施策編は、本山町全域の地球温暖化対策の計画になりますけれども、各施策にあります進捗管理指標を基に進捗管理を進めていきます。現在の状況は、森林の持続的な維持管理におきましては、計画の間伐面積30ヘクタール以上の予算を令和7年度で確保して進めているところであります。

また、未利用材の活用や太陽光発電につきましては、情報発信をホームページ等で行っています。

また、畜産における脱炭素の取組につきましては、ペレット堆肥の活用の推進に向けて、予算等も計上し取り組んでいるところであります。

事務事業編につきましては、地方公共団体の施設、事務事業に伴う計画でありますけれども、5月に庁舎内の推進委員会委員に各課の課長補佐職員を配置し、庁舎内で推進に努めていくということを確認しております。

また、本町全域の温室効果ガスの排出量のモニタリングにつきましては、環境省が毎年公表しております自治体排出量カルテを基準に、モニタリングをしていく予定としております。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）ありがとうございました。

既に準備が始まっているということで、7月には委員も決定すると。順調に進んでいるというふうにも受け取りました。

なお、副町長も触れましたが、学習会のようなこと、実際区域施策編を進めるに当たっては、開催をホームページで公表すると、順次。どういうふうに進んでいるか。共に、継続的な勉強会、ワークショップ、意見交換の開催やアンケート、環境体験学習の実施により、町民、企業と一体となった計画の推進を図るというようなことも明記されておりますので、今少し勉強会もやるよと言いましたが、具体的にやっていくということが大変重要になってまいりますので、これも委員会の中でやるということになれば、委員会が立ち上がってから計画を立てるということになるかと思いますけれども、いろいろなことを、あれもやり、これもやり、職員の皆さんも、住民の皆さんもそれほどよう付き合わんということもあるかもしれませんのが、このエネルギー問題というのは本山をどういう町にしていくかという重要な課題ですので、そういったことも啓発をしながら、どうぞ取組を進めていただくようお願いいたしまして、この項目は終わります。

次へ、議長よろしいでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）はい、どうぞ。次へ進んでください。

○4番（松繁美和さん）まちづくりへの住民参加の課題です。

これは、もちろん再生エネルギー問題でも、どういう地域をつくっていくかということでも、住民参加でやるということで、住民公募が大事という話をしまして、少し話が続いているというふうには思っておりますが、今回ここで具体的に取り上げたのは、今本山町が高知大学次世代地域創造センターに委託した事業がございます。まちなか活性化助成プログラムということで、住民からというか団体からですけれども、アイデアを求めて、そして、その事業が公募されておりまして、5月末が締切であったようですが、年内の事業実施が予定されているようです。役場庁舎移転後のまちなか活性化は、町長の公約でもあり、非常に大事であることは認識をしておりますが、しかし、町全体を考えた活性化、それを否定するものではないと、きっと町長は言うと思いますが、一区から三区の地域のことよと言わると、あれつと思つたりもする住民の皆さんもいらっしゃいます。

この間、既に農村RMOということで、若い皆さんを中心にいろいろな取組を進めてきたという計画もあると思いますが、改めて住民から広くアイデア募集といった住民参加を基本にした施策づくりを展開していくというようなことが有効な方策ではないでしょうかと思いまして、少し①から③までの項目を立てましたが、まず、今後の事業展開、この地域創造センターとのコラボ、そういう事業で活動範囲を、一旦今回やりますけれども、まちなかに限定せず、全町的に展開をしていく。同じような方法で住民からアイデアを募っていくというようなことを検討してはどうかと思いますが、ご答弁願います。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）松繁議員の一般質問にお答えします。

ご指摘のとおり、政策的にやっている事業の中で、私は本山町では多くの若い後継者が頑張っていると。商工業だけでなく農林畜産業でも同様であると。異なる産業間の後継者による連携グループを立ち上げ、本山町を元気で楽しいまちにしたいという思いを具体的に実現しますということで、公約の一つとして取り組んでまいりました。

また、この計画の中には役場庁舎の移転ということもある中で、町なかのにぎわいづくりを進めたいと。モンベルアウトドアヴィレッジ本山の来客数を7万人とか、その当時言わっていました宿泊者が約8,000人ですか、そういった方を、私まちなかを歩いていると、日曜日でも本当に数人しか歩かないというご意見もいただきましたので、そういった皆さんも町なかに引き込めないかということなどを考えて、人がつながる町なかにということをコンセプトに、本山まちなか活性化推進委員会というのを立ち上げて、まちなかのにぎわいづくりを論議していく中で、8つのプロジェクトからなる本山まちなか活性化計画を策定していただいたと。これはもう今まで何度も説明してきたところでございますけれども、この取組は、松繁議員のご指摘のとおり、全町的に展開していきたいというふうにこれまでも委員の皆さんとも、連絡会議という会議になりましたけれども、その場でもこの取組を町内全域に展開していこうということで、皆さんとも話合いをしてきたところでござい

ます。

今本山まちなか活性化計画のプロジェクトの一つに、まちづくり活動組織というものがありまして、この創設というものがありまして、本山まちなかでのぎわいづくり事業等の立ち上げ、また、将来にわたってまちづくり活動や景観の維持管理を継続していくためには、行政だけではなくて地域や民間等による実施体制の構築が必要になると。そこで、公益性と企業性を持った地域密着型のマネジメント組織を創設したいと。それが本山まちなかの魅力を高める活動の取組、継続的なぎわいづくり事業を目指すという目的で、そのまちづくり活動組織というものを立ち上げようということを目指しております。

現在任意の団体ではございますけれども、まちづくり活動組織創設プロジェクトとして動いておりまして、この組織を動かしながら、法人組織に向けて立ち上げていきたいというふうに思っておるところでございます。

このまちづくり組織では、今回高知大学との連携で事業を実施しておりますけれども、いろいろな提案を受けた中で、その事業を実現していこうということで、まちなか活性化助成プログラム、先ほど議員のほうからも紹介がありましたけれども、そういう形で今回募集をしたところでございます。こういった運動が継続的にできるようにということでも、このまちづくり活動組織というものを創設したいというふうに考えておるところでございます。

ご指摘のとおり、こういった活動を全町的に当然広げていくということは、その目的はそういうふうに持っておりますので、議員ご指摘のとおり、全町的な展開に持っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）全町的にというふうに思ってはおりましたけれども、確認をさせていただきました。

そして、二つ目ですが、住民参加のまちづくり、住民自治ということが地方自治にとって大変重要だというふうに思っていまして、この間、何かにつけてこういう質問を私させていただいておりますが、ただ、その手法、あるいは行政の役割、住民の役割等、そういう学びの場が私は必要ではないかということも、この間提言もしてまいりました。また改めて言うわけですが、これは地域の公民館活動、この中で実施をされていくべきものだろうというふうに、地方自治、この戦後の歴史を見ててもそう思うわけですが、なかなかそういうことの取組が十分では、だから、住民自治、住民参加で何をやろうといつても、なかなか具体的に分かりづらいんです。

それで、③のところに書きましたけれども、地方創生事業や人口減対策の事業などで、全国的には住民参加でいろいろ様々な実践がありますが、そういうふうなやっているところは、住民参加のところは成功しています。行政主体で何かをやっても続かない。住民が自分たちの町のことを自分たちで決めてやっていこうということ、これは公民館教育、公民館活動につながるんだろうというふうに思っております。

そういう実践を私はたくさん、書籍も出されているし、実践している自治体はあります

ので、そういったところから学ぶ場を持つ、あるいはそういう住民参加で何か、最初は誰かが投げかけなければいかんと思うんです。

それから、職員の皆さんも、私は常々職員の研修の中にも地方自治というものについてもう少し学ぶようなことをしてもらいたいというふうに言ってまいりました。この地方創生についても、今地方創生に基づいて、今年も人口減対策でいろいろなプログラムが出てきて、でも、そのプログラムに合うような形で、本山町の計画がやられ、実施に向けていっていますが、そもそもは地方創生の背景は、2000年の分権一括法ですよね。機関委任事務が廃止をされて、そして、法定受託ということになり、自治事務ということが強調されたわけです。

地方自治体が自ら考え、執行するというのはこの2000年にあった背景ですが、その後、いろいろ言いながらも国が示す、例えば2014年のまち・ひと・しごと創生法では、人口東京一極集中を何とか地方へ持っていくというものがありました。それでも国や県が示した事業等にのっていくような形で余り進んでこなかった。それをもってきてコロナです。コロナ交付金、このコロナ交付金のばらまきで、さらに市町村は、もう何も考えなくなつたとは言いませんが、その考える手足を奪われたというふうに逆に思っておりますが、しかし、法の立てりからいければ、地方自治ということは大事ですので、そういったことをぜひ、これはいつも教育長にも言いますが、公民館活動の中でこうした住民や職員も含めて、職員も職員であつたり、そして地域の住民でもあつたりするわけですので、学ぶ系統的な学習を検討していくというはどうでしょうか。教育長にお伺いします。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）4番、松繁議員の質問に対し、答弁を申し上げます。

教育目標に人づくりは地域づくり、地域づくりは人づくりとありますように、社会教育活動の中で非常にそれは重要なことであるというふうに考えております。地域には現在も個人、団体の皆さんの活動、あるいは町内では、それぞれ地域づくりの事例もございます。さらに次世代につなげていくため、あるいは継続、発展していくためには、提案をいただきましたように、住民参加のまちづくりについて、あるいは地域づくり、人づくりに結びつくような継続した学びの場については、これは重要だというふうに思います。

委員おっしゃいましたように、最初は投げかけ、あるいはどういうふうにしていくかというところもございますが、各種団体とも協議を進めながら、これは確実に実施に向けて検討していきたい。早めに取り組むことが必要だなというふうに思っております。県内でも委員おっしゃいましたように、いろいろな事例もございますし、近隣にもそういった活動がございます。それぞれ町内に合った内容等も含めながら、進めていきたいというふうに思っております。

なお、そういった取組の実現に向けましては、役場の内部、関係課とも協議をしながら、進めていきたいというふうに考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）ありがとうございました。

本当に確実に実施をしていきたいという答弁をいただきましたので、きっとこの問題、これはいくらそうは言っても、住民の皆さんも今までそういうことを言われ慣れていないわけですから、もう役場の職員が自治体のことはやってよと、住民にそれほど出てこい出てこいと言うなとかというような声も一方で私はあるかもしれないと思ったりするんです。でも、突き詰めていけば、地域のことを自分たちで、そして、さらにこれだけ人口が減る中で、少ない人口の中でどうやってこの地域を、自分たちが住みやすいまちをつくっていくかというのは、住民の皆さんも、そして、行政も、そして議員の役割も大きいと思っています。そうしたことを今後も考えていきながら、私も議員活動をさらに進めていきたいというふうに思っております。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）③の学習の場を持つことを検討したらどうかということで、ご質問をいただきました。提案ありがとうございます。

地方創生事業や人口減少対策など、全国的な様々な実践をされていることを学ぶと。職員、住民対象の学習の場を持つということはもう必要ということはと同感で、検討してまいりたいと。教育長からも話があったとおり、公民館活動としてもそのとおりだろうというふうに思います。

議員の質問にもありましたけれども、令和4年度から令和6年度の3年間、持続可能な地域づくりを考える農村型の地域運営組織、いわゆる農村RMOに取り組み、その中で農家だけではなくて、様々な分野の皆さんにご参加をいただきまして、講演会やワークショップを開催して、地域で支え合うまちづくりを一緒に考えようということで、農用地の保全や地域資源の活用、そして、生活支援に係る将来ビジョンの策定に向けて論議をいたしました。

また、昨年度はファシリテーター、いわゆる会議を円滑に運営する人のそのファシリテーター養成講座というのも開催いたしまして、本年度はそのファシリテーターの皆さんを中心となって、本山町の夢をみんなで語り合いましょうと。本山町楽しいまちづくりサロンを開催しております。私、いろいろな事業が重なっていて、何回も出でていないので、余り大きな声で、大きな顔でしゃべることができないんでございますけれども、そういうたつたファシリテーターの養成講座に町民の皆さんが出てきてくれて、そのファシリテーターの皆さんが今度は本山町の楽しいまちづくりサロンということで、いろいろなさんの意見を、こんなことをやってみたい、あんなことをやってみたいということを論議をしていただいております。今月は14日に開催を予定しております。そうした場で出された夢を住民の皆様主体で実現していくと。その後押しの一つが今回の高知大学と連携して企画しているまちなか活性化助成プログラムということであり、まちづくり活動組織にも今後つながっていけねばというふうに考えておるところでございます。

先ほどの一般質問に戻ってしまって申し訳ないんでございますけれども、今はまちなか

というコンセプトでやっておりますので、これは一区、二区、三区及びその周辺で実施される事業というふうに今回規定しておりますけれども、今後の取組としては町内全域にも、そういった皆さん、町なかだけではございませんので、楽しいまちづくり、夢を語っていただいて、それを実現するということをこのいろいろな制度で夢を実現していきたいと。課題解決ではなくて夢実現なんだというファシリテーターの講師の方が話をされていましたけれども、そういった町民の皆さんの中を一つでも二つでも実現していくという取組を進めていきたいというふうに考えています。

すみません、求められてないのに答弁になったかもしれません、以上、答弁といたします。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）町長、失礼しました。もう②と③は一緒に教育長でよかったです。ありがとうございましたが、きちんと考へると、町長にちゃんと答弁を求めるべきでした。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩本誠生さん）これをもって、4番、松繁美和さん的一般質問を終わります。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時53分 散会